

# 地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：神野 直彦)

平成 22 年 3 月

財団法人 自治総合センター

## は し が き

我が国においては、地域の活力を引き出すための地方分権・地域主権改革の推進が引き続き重要な課題となっている。

地方分権改革については、平成12年の地方分権一括法により、機関委任事務の廃止、国から地方への権限移譲が、平成16年から平成18年にかけての「三位一体の改革（国庫補助負担金改革・税源移譲・地方交付税改革）」により、3兆円の税源移譲の実現などが行われたところである。また、平成18年12月の地方分権改革推進法の成立を受け、翌平成19年に発足した地方分権改革推進委員会は、平成20年5月28日から平成21年11月9日の間に第一次勧告から第四次勧告を政府に提出した。

政府はこれを受け、これらの勧告の内容を盛り込んだ「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」を閣議決定したところであり、今後、国と地方の協議の場における議論を通じ、引き続き地方分権・地域主権改革を進めることがより必要である。

このような種々の改革の進展を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について、先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきたところである。

平成21年度においては4回の研究会を開催したところであり、本報告書は、その成果を取りまとめたところである。

我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成22年3月

財団法人全国市町村振興協会  
理事長 谷 合 靖 夫

財団法人自治総合センター  
理事長 二 橋 正 弘

# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

座長	神野 直彦	関西学院大学大学院人間福祉研究科教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集 守直	静岡県立大学経営情報学部経営情報学科講師
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部准教授
	木村 俊介	政策研究大学院大学教授
	関口 智	立教大学経済学部准教授
	高端 正幸	新潟県立大学国際地域学部准教授
	武田 公子	金沢大学人間社会域経済学類教授
	田中 豊	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	半谷 俊彦	和光大学経済経営学部教授
	星野 泉	明治大学政治経済学部地域行政学科教授
	松藤 保孝	高崎経済大学大学院地域政策研究科教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科准教授

# 目 次

## 第1章 平成21年度調査報告

- スウェーデンのレギオン実験の動向 . . . . . 1
- 自治体の生活保護行政をめぐる現状と課題 . . . . . 10
- フランスの地方改革と経済思想 . . . . . 36
- 低炭素社会と自動車環境税のあり方  
    －EU及びドイツの動向を中心に－ . . . . . 64

## 第2章 参考資料

- 道州制に関する議論の動向 . . . . . 77
- 平成22年度の地方財政の課題 . . . . . 97
- 地方公共団体金融機構 . . . . . 99
- 平成22年度地方財政計画の概要 . . . . . 119

# 第 1 章

## 平成 21 年度調査報告

## スウェーデンのレギオン実験の動向

静岡県立大学経営情報学部 伊集守直<sup>1</sup>

### 1 はじめに

- スウェーデンには現在、地方政府として、290の基礎自治体（コミューン）と20の広域自治体（18のランスティングと2つのレギオン）が存在する<sup>2</sup>。また、国の出先機関として広域自治体と区域を同じくする21のレーンが存在する（ゴットランドはコミューンが広域自治体の事務も担当するため）。図表1を参照
- 日本と比較すると、地方政府の人口規模はさほど大きくはない。最大のコミューンはストックホルムで、およそ80万人であるが、10万人以上のコミューンは全国で13団体しかなく、およそ半数のコミューンは15,000人以下である。一方で、5,000人を下回るコミューンも13団体しかなく、コミューン間の人口規模の格差は相対的に小さいといえる。
- コミューンの数は、1950年代以降の合併の結果、大幅に減少。1952年の第1次合併で2498（1951年）から1037（1952年）に、第2次合併（1962～74年）で278へ減少。人口規模を拡大することによって、コミューンの財政力を強化。
- 事務配分、歳出構成、歳入構成（図表2～4）
- 分離型の事務配分：コミューンは教育と福祉、ランスティングは保健・医療を主に担当する。地域交通は例外的にコミューンとランスティングの共同事務として行われている。
- コミューンとランスティングは、それぞれ所管する地域の広さと人口規模によって行政事務を分担している対等な関係の自治体であって、ランスティングはコミューンの上位団体とは位置づけられていない。
- 地方税目は、コミューンとランスティングそれぞれが税率決定権を持つ比例所得税のみ。その平均税率は、現在、ランスティングで10.73%、コミューンで20.71%、地方政府全体で31.44%であり、歳入に占める税収の割合は7割程度と高い。

### 2 レギオン実験

#### 2.1 経緯

- 1996年9月、政府は地域発展のためのよりよい民主主義のあり方を検討することを目的として、4つのレーン（カルマル、ゴットランド、スコーネ、西ヨータランド）において、地域発展に関わる責任を地域住民によって選挙された議員に委譲する法案を提出し、同年12月に国会で決定。
- 各レーン内の広域自治体（ランスティングあるいはレギオン）では、レーン府（執行委員会）が所管している地域の長期的発展に関わる責任やその他の国の事務（地域政策、

<sup>1</sup> [m-iju@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:m-iju@u-shizuoka-ken.ac.jp)

<sup>2</sup> スコーネとヴェストラ・ヨータランドはレギオン（region）と呼ばれており、ランスティングの合併により誕生。

交通インフラの長期計画、交付金の地域的文化施設への配分に関わる決定権限)が1997年1月1日より委譲され、2002年末まで実験が実施されることとなった(西ヨータランドは1999年1月1日より開始)。

- ・ スコーネおよび西ヨータランドでは、新たに設置されるレギオンが担当。カルマルでは、ランスティングおよびコミューンがメンバーとなり、レギオン連合という形で実施し、ゴットランドはコミューンが主体となる。
- ・ この実験の実施にともない、レーン府の役割と組織の再編についても同時に検討。
- ・ 政府は、レギオン実験に関する調査委員会(レギオン委員会)を発足し、2000年に最終報告書を提出。その結果、実験は2006年末まで延長。
- ・ これを受けて、政府は新たな調査委員会(責任委員会)を組織し、2007年に最終報告書が提出された。その結果、スコーネと西ヨータランドの2つのレギオンでは実験がさらに2010年まで延長されることが決定された。

今後の実施計画		
2007年	2月	委員会最終報告
	4~8月	意見聴取
	春	組織に関する調査
	秋	指針提案
2008年	春~夏	経過結果の公表
	冬	組織に関する調査についての意見聴取
2009年	春~秋	新たなレーン区分の提案
	秋	国会、政府における決定
2010年	9月	ランスティング・レギオン選挙
2011年	1月	新たなレーンおよびランスティング・レギオンの実施

(出所)スコーネ・レギオンのホームページ(<http://www.skane.se/templates/Page.aspx?id=183113>)より作成。

## 2.2 背景(問題意識)

- ・ 福祉と成長は、トレードオフではなく相互依存関係にある。そのため、すべて国民が参加し、成長に貢献するためには、質の高い育児ケア、教育、医療といった福祉がその条件となり、その責任は公共部門にある。
- ・ 近年では、地方政府のサービスが個人や企業の競争力のための重要な要素となっており、全国において同等の質を持った公共サービスを提供することが政策の目的となり、かつ経済成長のレベルに関わらず、効率的な方法がとられなくてはならない。
- ・ 政府活動をとりまく経済状況や人口動態の変化、科学技術の発達といった要素やEUへの加盟、国際化という状況変化に柔軟に対応することが求められている。
- ・ とりわけ、EUへの加盟により、保健医療分野での加盟国間での協力活動が増加し、さらに、EU構造基金を通じた形で、コミューンおよびランスティングの地域発展に関わる責任が増大している点が非常に重要である。
- ・ 国内においては、女性の進学や大都市への人口移動といった要因により、国内の大部分で人口が減少しており、これが財政需要、税収、交付金に影響を与え、質の高い基本的な公共サービスを提供することが困難な状況が生じているため、これを維持、発展させることが国および地方の重要な課題となっている。この問題を解決するには、当然、財政調整制度が重要な役割を担う一方で、自治体間の協力関係の増大も求められる。

- さらに、今日では、国民の居住、労働、余暇に関わる活動が広域化しており、公共部門に対するニーズが変化してきている。公共部門の活動は、伝統的な行政区域によって組織されているが、経済発展のメカニズムが必ずしも行政区域と一致しておらず、住宅、通信、経済活動、環境保護などの分野で行政区域を越えた活動の必要性が高まっている。

### 2.3 責任委員会最終報告書 (SOU 2007:10) における提案の要旨

- 現行のランスタングを廃止し、全国に 6~9 のレギオンを設置する。レギオンには、医療・保健に関する責任のほか、地域の発展と成長に関わる包括的な任務が委譲される。
- 同時に、レギオンの設置と並んで、レーンも 6~9 に再編される。
- これらの新たな社会組織（レーンとレギオン）は第 1 段階として 2010 年の選挙から導入され、積極的な地方・地域における参加の前提となる。現在の 21 のレーンおよびランスタングは、遅くとも 2014 年までにはレギオンに再編される。
- レギオンは、レーンにおける地域発展を牽引し、調整するための任務を担当し、地域発展にとって重要なさまざまな領域への取り組みを行う。その領域とは、経済問題、インフラ、地域交通、EU 構造基金、地域計画、文化、平等、環境、保健、文化環境、自然保護を指している。
- 保健・医療については、国民患者法を通じて市民の位置づけが強化、明確化される。地域間で均等かつ質の高い医療サービスを行うために、中央政府の監督・評価方法を発展させる必要があり、社会庁 (Socialstyrelsen, Swedish National Board of Health and Welfare) が責任を持つ。
- 分割された国家を地理的にも行政活動的にも再統合する。セクショナリズムを、統一的視点を持った組織によってバランスさせる必要があり、政府事務局がそれを行うことになる。6~9 のレーンは、中央政府の出先機関として、調整、知識集積、監督といった戦略的任務を担う。多くの行政活動が、市民の視点から最良の結果をもたらすように、国家のさまざまな機関は地域ごとに再編される。
- 公共部門は中央政府と地方政府から構成されており、市民が良い公共サービスを受けるには、両者の信頼性の高い協力が必要である。そのため、委員会は中央政府、コミュニケーション、レギオン間の協議のための制度を提案する。



図表1 地方政府データ

地域	レーン	コミュニティ数	人口(1000人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
中東部	ストックホルム(Stockholms)	26	1,918	6,519	294
	ウプサラ(Uppsala)	8	320	8,208	39
	セーデルマンランド(Södermanlands)	9	263	6,103	43
	エステヨータランド(Östergötlands)	13	418	10,605	39
	ヨンショピン(Jönköpings)	13	332	10,495	32
南部	クロノベリ(Kronobergs)	8	180	8,468	21
	カルマル(Kalmar)	12	234	11,219	21
	ゴットランド(Gotlands)	1	57	3,151	18
	ブレイキンイェ(Blekinge)	5	151	2,947	51
	スコーネ(Skåne)	33	1,185	11,035	107
中西部	ハーランド(Hallands)	6	289	5,462	53
	ヴェストラ・ヨータランド(V Götalands)	49	1,538	23,956	64
	ヴァルムランド(Värmlands)	16	273	17,591	16
	エレブロ(Örebro)	12	275	8,546	32
	ヴェストマンランド(Västmanlands)	10	248	5,145	48
北部	ダーラナ(Dalarnas)	15	276	28,197	10
	イエブレボリ(Gävleborgs)	10	276	18,200	15
	ヴェステノルランド(Västernorrlands)	7	244	21,685	11
	イエムトランド(Jämtlands)	8	127	49,343	3
	ヴェステボッテン(Västerbottens)	15	258	55,190	5
	ノルボッテン(Norrbottens)	14	252	98,249	3
	全国	290	9,113	410,335	22

[出所]SCB(2007b:30)より作成。

図表2 スウェーデンの政府間事務配分

国	ランステイング	コミュニティ
立法	医療、保健	福祉サービス
国家行政	歯科医療	教育
徴税	地域交通	建築
外交	地域発展	環境保護
EU問題	文化	清掃事業
移民、難民	教育	ごみ処理
防衛	観光	上下水道
警察、司法	所有企業	救急サービス
経済的保障		民間防衛
高等教育、研究		図書館
文化		住宅
労働市場		地域交通
経済政策		文化余暇活動
農林業		技術的サービス
国有企業		所有企業

[出所]SCB(2007:31)より作成。

図表3 地方政府の歳出構成(2003年)

コミュニティ			ランスティング		
	100万SEK	%		100万SEK	%
教育	115,826	32	プライマリーケア	42,497	23
うち基礎教育	71,448		専門医療	86,778	47
高等学校教育	27,980		精神医療	14,896	8
高齢者・障害者ケア	116,244	32	歯科医療	7,535	4
育児ケア	46,552	13	その他の保健・医療	15,226	8
個人・家族ケア	26,177	7	保健・医療に関わる政治的活動	1,021	1
インフラ・防衛等	26,789	7	教育・文化	4,655	3
文化・余暇	19,030	5	交通・インフラ	8,797	5
移民・労働市場政策	7,459	2	その他	1,309	1
その他	7,983	2			
合計	366,060	100	合計	182,714	100

(注)SEKは、スウェーデンの通貨単位スウェーデン・クローナを表している。

(出所)SCB[2004]より作成。

図表4 地方政府の歳入構成

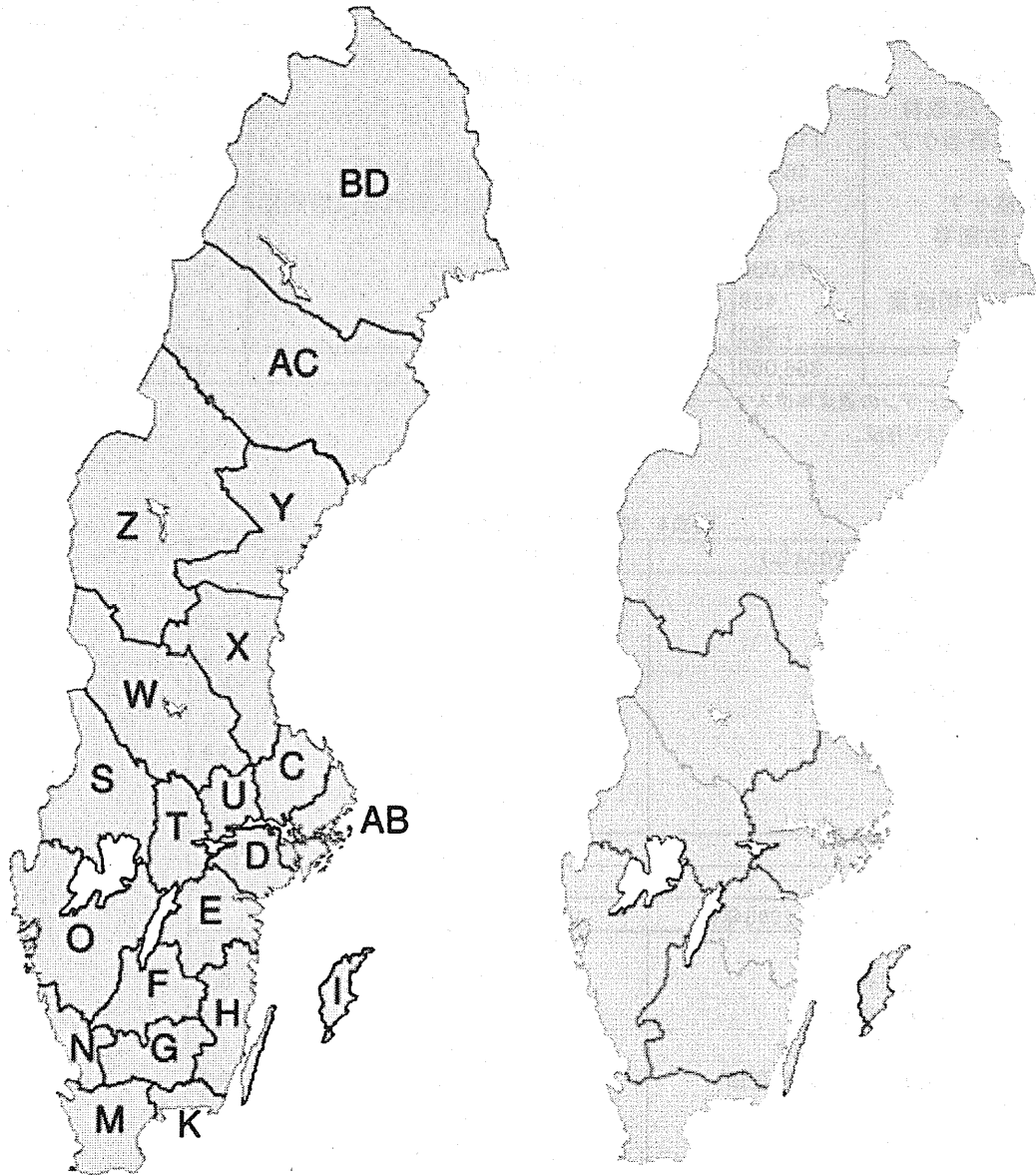
コミュニティ(2004年)	100万SEK	割合(%)
租税	277003	64.2
一般交付金	38650	9.0
特定補助金	18491	4.3
料金	27451	6.4
リース料	14022	3.3
資産売却	16951	3.9
利子	7738	1.8
その他	30984	7.2
合計	431290	100.0

ランスティング(2003年)	100万SEK	割合(%)
租税	136373	70.0
一般交付金	10328	5.3
他の補助金	24205	12.4
うち特定補助金	3325	1.7
活動・サービス等売却	16167	8.3
料金	5131	2.6
その他	2686	1.4
合計	194890	100.0

[出所]statistic yearbook of Sweden 2006 より作成。

現在の行政区域（左）とレギオン案（右）



## レギオン実験（参考資料）

スウェーデンにおける将来的な地域の社会組織に関するシナリオ（SOU1992:63）

- ① 国家による地域的責任：レーン府の責任を強化。
- ② コミューン間の協力：ランスティングを廃止し、保健医療、通信、地域の文化政策や環境政策をコミューン間の協力を通じて行う。
- ③ 地域における自治：地域における議会（レギオン議会）を設立し、課税権や事務をランスティング・レーン府から委譲。

- ・ 政府のレギオンに関する調査委員会の報告書（SOU1995:27）は、スコーネと西スウェーデンにおいて、新たに大規模なレーンを設置することを提案。その結果、1997年1月1日にスコーネ・レーン（マルメヒュスとクリスチャンスタッドの合併）、1998年1月1日に西ヨータランド・レーン（ヨーテボリ・ボーヒュス、エルプスボリ、スカーラボリの合併）が設置された。ともに1998年9月にレギオン議会の議員選挙が実施された。

## 課題

- ・ インフラ、経済発展、労働市場政策、環境政策に関する問題を国と地方の中間レベルで対処する必要性。
- ・ 国際化への対応。
- ・ 政策に関する民主主義の強化。

## 実験の形態

- ・ スコーネと西ヨータランドでは、レギオン議会での直接選挙。
- ・ ゴットランド（コミューンとランスティングの事務を担当）は、地域発展に関する事務を移譲。
- ・ カルマルでは、コミューン間の協力モデルを適用。カルマル・レーン内のコミューン議会とランスティング議会がそれぞれ、レギオン議会への代表者を選出。
- ・ 上記②と③を実験では採用したことになり、民主主義の実践に関して、その相違を検討する。

## 地域の発展に関わる政策

- ・ レーン府の責任を地域の自治組織に委譲。
  - ・ 成長と雇用の促進。
- ① 経済成長のための環境と問題の分析
  - ② 長期的目標の設定
  - ③ 目標達成のための政策の選択
  - ④ 成長や雇いを改善するための政策の優先順位
  - ⑤ 計画の実施に関する重点項目
  - ⑥ 財源調達

#### スコーネ・レギオン

- ・ 1998年9月の選挙でレギオン議会の議員が選出され、1999年1月1日にスコーネ・レギオンが誕生。議員定数149名。
- ・ レギオン議会の下に4つの執行委員会（地域発展、保健医療、生産、倫理）を設置し、さらにその下に個別の委員会（環境保護、地域交通、文化、歯科医療、保健医療）。
- ・ 1999年9月に発展計画を採択。
- ・ インフラ整備と環境政策
- ・ 文化施設への活動補助金、文化交流
- ・ 若者と政治家の対話プロジェクトの開始
- ・ エーレスンド事業、ポーランドやバルト海諸国との共同事業。
- ・ 地域交通計画（デンマーク鉄道庁との共同事業）

#### レーン府

- ・ 実験開始にともない、520万クロナの財源をレギオンに移譲。レーン府の通信に関わる職員10名（全体の半分）がレギオンに異動。
- ・ レーン府では、レギオン議会との協力関係を引き続き維持する目的から、経済政策に関わる職員の数を維持し、通信に関わる職員を補充。全体として、大きな組織変更はなかった。

#### 西ヨータランド・レギオン

- ・ レギオン議会（議員定数149名）
- ・ 執行委員会（保健医療、地域発展、文化、環境）
- ・ 地域発展政策には、経済活動、通信、教育、国際問題、観光、文化、環境が含まれる。
- ・ 1999年10月に地域発展戦略を採択（企業支援、開発プロジェクト、EUプログラム、交通インフラ投資）。

#### レーン府

- ・ 地域発展、通信、EU問題に関わる36名の職員がレギオンに異動。
- ・ レギオンとの協力関係を維持する目的から、地域政策に関わる3名の職員を維持。

#### カルマル・レーン

- ・ レギオン連合という形態と採用（レーン内のコミューンとランスティング）。
- ・ 45名の議員から構成される合同議会の設置（30名はコミューン、15名はランスティングからの代表）。
- ・ 地域のニーズに基づく文化活動、教育、研究開発および地域発展に関わる事務を担当。
- ・ 年間3000万クロナ程度の財源をコミューンとランスティングから調達。

#### レーン府

- ・ 7名のレーン府職員がレギオン連合に異動にともない、520万クロナの財源移譲。

#### ゴットランド・コミューン

- ・ 新たな組織の設立はない。
- ・ 従来から地域発展に関わる政策を担当してきたため、新規の政策はないが、レーン府による地域交通と発展計画に関わる事務をコミューンの執行委員会に統合。

#### レーン府

- ・ 7名の職員のコミューンへの異動にともない、228万クロナの財源を移譲。

## 地域政策の財源調達

### EU 構造基金

- ・ スウェーデンでは、EU 構造基金の導入が地域政策（政策の内容、形式、財源調達、政策実施、参加主体、規制など）にとって重要な変化をもたらした。
- ・ 1995～99 年の期間には、構造基金からおよそ 130 億クローナの財源が拠出され、これにともない、中央政府からおよそ 160 億クローナの財源が交付された。
- ・ EU 構造基金の財源のうち、110 億クローナは「優先目標による援助」、20 億クローナは「コミュニティイニシアティブ」に充てられた。
- ・ 「優先目標による援助」には、産業衰退地域の構造転換、長期失業対策、教育・訓練・技能開発、農村地域・過疎地域の開発、農林業の構造転換が含まれ、「コミュニティイニシアティブ」には、障害者の雇用促進、国境をまたぐ地域間協力、産業構造の転換などが含まれている。
- ・ 「コミュニティイニシアティブ」では、国からの財政支援はないが、地方政府の意向に EU が直接応える点、国境をまたぐ地域間の協力が重視されている点で注目される。
- ・ スウェーデンにおける構造基金プログラムの実施においては、分権化と集権化の両方の動きが見られ、前者は決定における分権化であり、後者は規制における集権化である。
- ・ EU 構造基金からの援助額は、2000～06 年の期間には 190 億クローナ、2007～13 年の期間には 150 億クローナに上っている。

### レギオン制のもとでのコミューンの位置づけ

- ・ 現在のコミューンの状況は、財政調整の結果、小規模コミューンであっても事務を遂行するための経済的条件は整っていると評価されている。ただし、長期的には、人口減少地域において問題が生じてくる懸念がある。
  - ・ 人口の高齢化、大都市・地方の中核都市への人口の集中（75 のコミューンで人口が 1 万人を下回っている）。
  - ・ 予想される問題に対処するための政策提案
- ① コミューンの事務配分を拡大するのではなく、主要な福祉サービスおよび基本的な社会サービスに集中させる（労働市場政策、難民の受け入れ、農村調査などの国から請け負っている事務）。
  - ② コミューン間の協力を促進する。
  - ③ レーン府は、レーン内の小規模コミューンの発展についての調査を行う。
  - ④ 合併を希望するコミューンに対して国が財政支援を行う。
  - ⑤ 財政調整制度の見直し。
  - ⑥ コミューン間、あるいは政府間の協力に関して、国が全体的に把握する。

# 自治体の生活保護行政をめぐる 現状と課題

日本大学 沼尾波子

1

## 問題の所在

- 生活保護制度は国民に健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する制度。最後のセーフティネット
  - 被保護者の自立を促す方法の模索とともに、社会保障給付抑制への期待から、「就労を前提とした保障」を求める動き
  - 歳出・歳入一体改革や三位一体改革により、自治体に費用負担や歳出削減努力を求める動き
- ⇒①自治体のおかれた状況について、財政状況や職員配置などの現状を整理する。
- 生活保護の目的：①最低生活費の支給、②被保護者の自立の助長
  - 被保護者に対する最低生活保障およびそれに伴う指導・指示は「法定受託事務」
  - 要保護者に対する助言・指導、および被保護者に対する相談・助言は「自治事務」
- ⇒②自治事務としての「自立支援」施策の実施状況とその成果について、指定都市の事例を踏まえ、行財政体制の課題について考察する。

2

# 1. 生活保護の現状

## 生活保護制度の概要(厚生労働省資料より)

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

**最低生活の保障**

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

◇ 保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

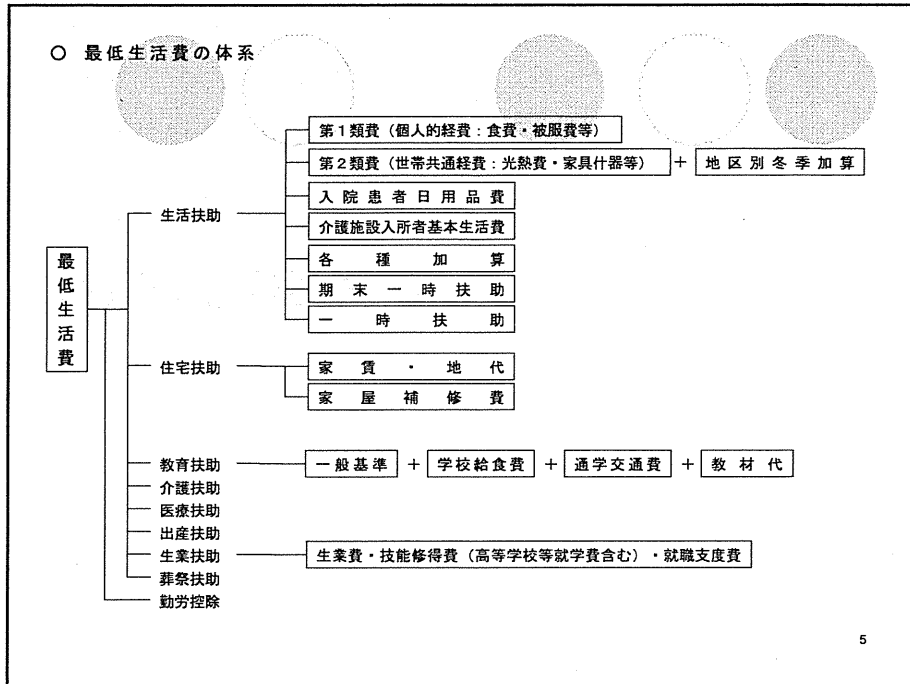
最低生活費	
年金等の収入	
↓	
支給される保護費	

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

**自立の助長**

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導





平成21年度の基準(東京都特別区内在住のケース)

例1: 単身世帯 31歳

- 第1類 40,270円(20-40歳) 第2類 43,430円(単身世帯)
- 住宅扶助 (最大)53,700円 ⇒合計 137,400円(月額)

例2: 4人世帯

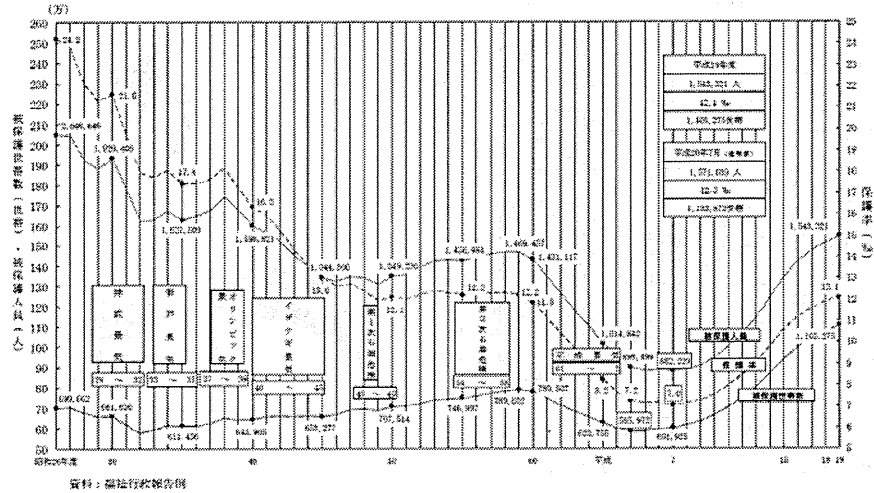
41歳男性(障害者1級、障害年金無)、38歳女性:妊娠中(7ヶ月)、12歳、8歳

- 第1類
  - 38,180円(41歳)、40,270円(20-40歳)、42,080円(12-19歳)、34,070円(6-11歳)
- 第2類 55,160円(4人世帯)
- 各種加算: 妊婦 13,810円(妊娠6ヶ月以上) 障害者 26,850円(障1・2級/国1級)
- 特別介護料 12,060円(世帯員) 児童養育加算 5,000円(第1・2子)
- 住宅扶助 (最大)69,800円
- 教育扶助 2,150円(小学校)、4,180円(中学校) 学級費等(最大)620円(小学校)、740円(中学校)(※小中学校の教材費、給食費、交通費等は実費支給)

⇒合計 344,970円(月額)

6

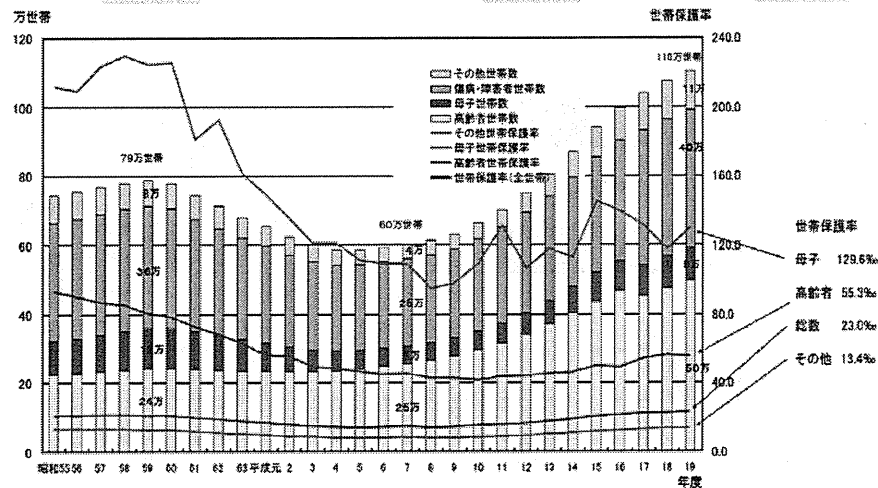
## 生活保護率・被保護世帯数・被保護人員の推移



資料：福祉行政報告例

7

## 生活保護世帯の構成



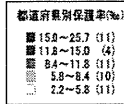
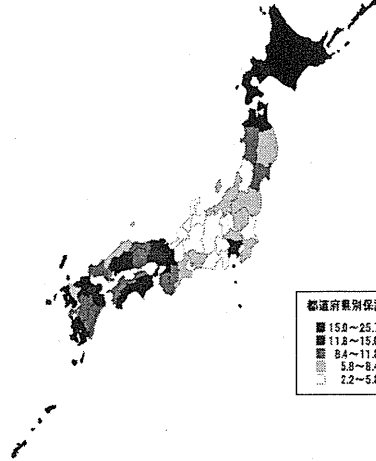
資料：福祉行政報告例、国民生活基礎調査

8

## 都道府県別生活保護率(1995、2007年度)

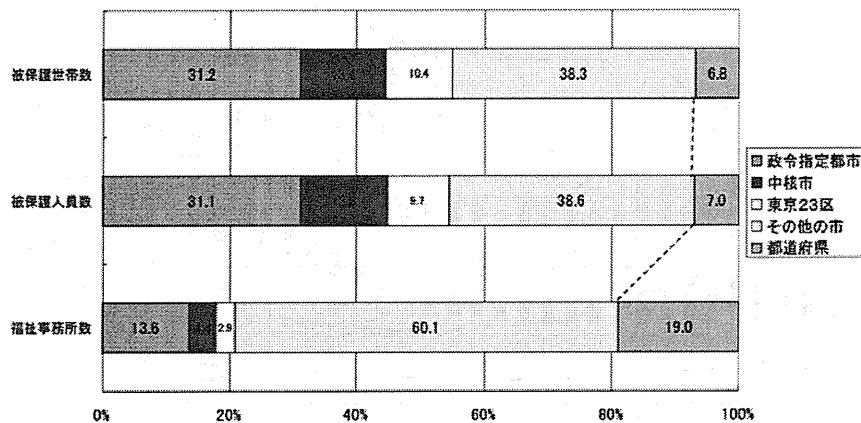
	7年度	19年度	7-19 伸び		7年度	19年度	7-19 伸び
	(%)	(%)	(%)		(%)	(%)	(%)
全国	7.0	12.1	6.1	三重県	4.7	7.1	2.3
北海道	15.4	24.7	9.3	滋賀県	4.2	5.8	1.6
青森県	11.0	17.5	6.4	京都府	14.3	19.4	5.1
岩手県	5.2	8.3	3.1	大阪府	11.4	25.7	14.3
宮城県	4.1	8.6	4.5	兵庫県	7.9	14.5	6.6
秋田県	7.0	11.3	4.2	奈良県	7.6	11.3	3.5
山形県	3.4	4.4	1.0	和歌山県	7.3	11.8	4.5
福島県	4.0	7.4	3.3	鳥取県	6.1	8.5	2.4
茨城県	3.1	5.5	2.5	島根県	4.5	6.1	1.6
栃木県	3.1	6.8	3.8	岡山県	6.9	9.9	2.9
群馬県	2.6	4.4	1.8	広島県	6.3	12.1	5.8
埼玉県	3.1	7.6	4.6	山口県	7.8	10.2	2.4
千葉県	3.2	8.4	5.1	徳島県	11.3	15.0	3.8
東京都	8.1	15.8	7.6	香川県	7.4	9.4	2.0
神奈川県	5.7	12.1	6.4	愛媛県	7.8	11.1	3.3
新潟県	3.2	5.8	2.7	高知県	15.3	21.8	6.5
富山県	2.0	2.3	0.3	福岡県	16.4	18.8	2.4
石川県	2.7	4.6	1.9	佐賀県	5.8	7.2	1.4
福井県	2.1	2.8	0.7	長崎県	10.8	16.4	5.6
山梨県	2.2	4.1	1.9	熊本県	7.5	9.1	1.6
長野県	2.3	3.3	1.0	大分県	9.4	13.3	3.9
岐阜県	2.0	3.3	1.3	宮崎県	8.5	11.3	2.8
静岡県	2.2	4.5	2.4	鹿児島県	10.5	15.2	4.7
愛知県	3.4	6.0	2.5	沖縄県	12.9	17.0	4.1

平成19年度



資料：福祉行政報告例  
注：指定都市及び中核市は都道府県に含む。

## 大都市問題としての生活保護 ～自治体種類別にみた生活保護世帯数割合



資料：「被保護世帯数」「被保護人員数」福祉行政報告例(平成19年度)  
「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成19年10月時点)

### 指定都市別保護率の比較

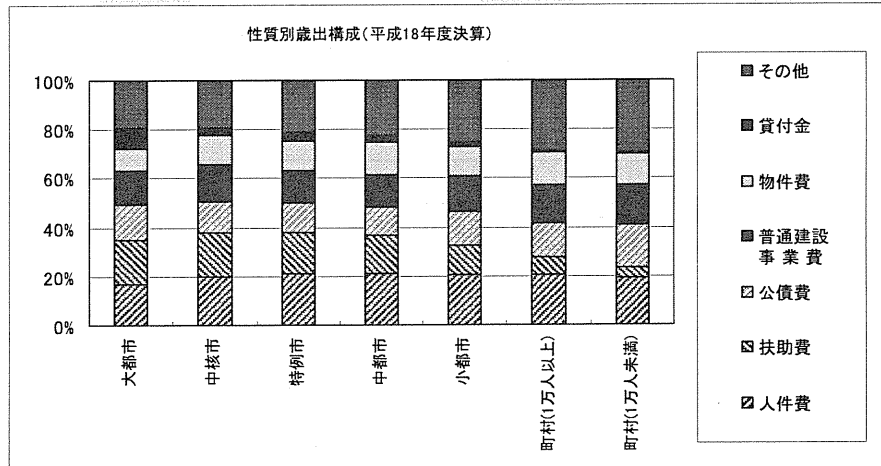
平成7年度		平成18年度	
	‰		‰
京都市	21.0	大阪市	41.8
大阪市	18.0	札幌市	27.4
札幌市	17.0	神戸市	26.7
北九州市	15.2	京都市	26.2
福岡市	15.1	福岡市	18.7
神戸市	14.9	川崎市	17.9
川崎市	9.0	広島市	15.5
横浜市	6.9	横浜市	13.8
広島市	6.6	千葉市	12.9
名古屋市	6.6	名古屋市	12.8
仙台市	5.2	北九州市	12.8
千葉市	4.6	仙台市	10.7

資料：福祉行政報告例

注：さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

11

### 市町村規模別にみた性質別歳出

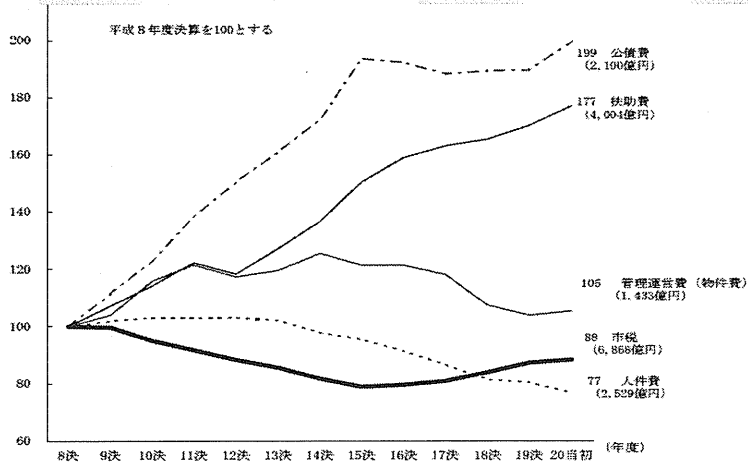


○規模の大きい自治体ほど扶助費の構成比が高い傾向にある。

出典：総務省「地方財政白書(平成20年度版)」より

12

## 大阪市の義務的経費の伸び

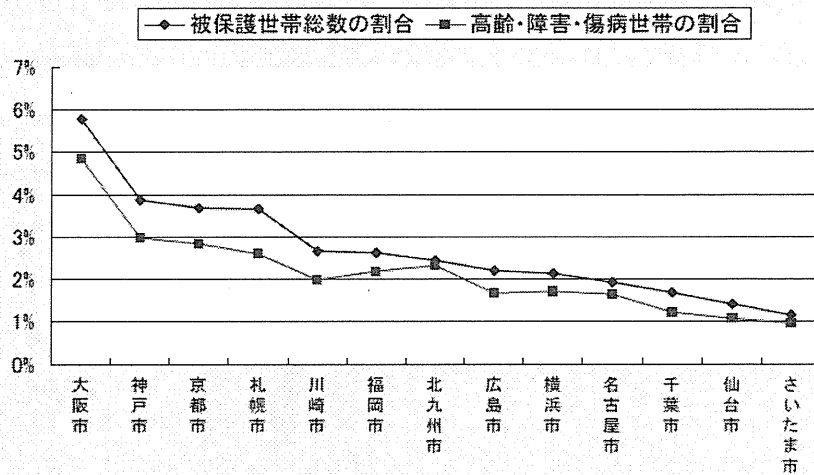


(注) 1. 市税収入は平成8年度決算がピークで7,776億円であった。  
 2. 公債費は平成16年度・17年度決算での互助組合返還金の公債償還基金への積立及び特定資金公共投資事業債(NIT-1)の繰上償還を除く。  
 3. ( ) 書は、平成20年度当初予算額である。

出典: 大阪市「財政のあらまし(平成20年度版)」より

13

## 全世帯に対する被保護世帯の割合



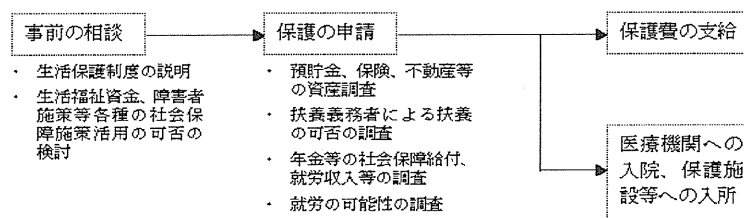
14

## 2. 生活保護行政と自治体

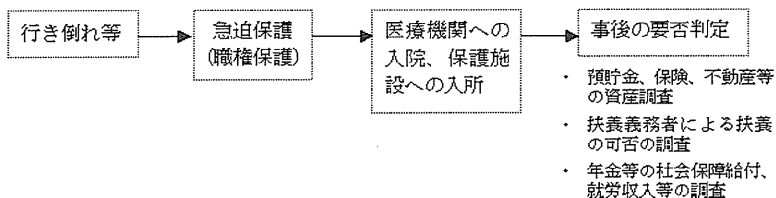
15

### 生活保護費支給までの流れ

#### 申請のケース



#### 職権によるケース



16

## 生活保護給付をめぐる行政対応

- 最低生活保障とそれに伴う指示・指導……法定受託事務
- 要保護者に対する助言・指導、および被保護者に対する相談・助言……自治事務
- 生活保護給付費(国3/4、地方1/4)
- 都市部は市が、町村部は都道府県が原則として福祉事務所を設置して業務を担当
- ケースワーカー(現業員・CW)、スーパーバイザー(査察指導員・SV)による助言、指導体制
- ケースワーカー(CW)は80ケースに1人(都市部)65ケースに1人(郡部)という「標準数」が規定。(2000年の分権改革により、必置規制が廃止)

17

## 生活保護法における相談援助と支援 (岡部2007)

		最低生活保障+自立助長	
相談者・要保護者		被保護者	
生活保護における社会福祉実践(相談援助活動及び支援活動)			
相談及び助言	自立助長に即した相談援助	自立助長に即した支援	
相談援助		自立支援	
・相談者・要保護者の意向に即した相談及び助言	・要保護者の意向を尊重した相談援助活動	被保護者の選択と決定に基づく支援活動	
○相談及び助言 <相談者> ・社会福祉法及び社会福祉各法において規定 <要保護者> ・生活保護法 第27条の2 相談及び助言  ○保護申請に伴う助言指導 <要保護者> 生活保護法 第28条 調査及び検診	○指導及び支持に基づく相談援助活動 <被保護者> ・生活保護法 第27条 指導及び指示	○相談及び助言 <被保護者> ・生活保護法 第27条の2 相談及び助言	

⇒被保護者が自立支援プログラムを実施しないことや、失敗に終わったことなどから指導・指示違反として保護の廃止を行うことはできない。

18

## 社会保障制度改革における生活保護

### ○「持続可能」な社会保障制度

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(骨太の方針2002)

「適正化に向けた給付と負担の見直し、世代内・世代間負担の公平性に配慮」

⇒2003年度からの5年間で、当初見込みに比して、総額1.1兆円程度、国と地方を合わせて1.6兆円程度の削減目標

⇒厚生労働省では予算編成において目標達成に向けた「努力」を行うこととなり、社会保障のあらゆる分野で「適正化」の名の下で、歳出削減が進められた。

生活保護費:2003年度より老齢加算の見直し

2007年度より母子加算の見直し

### ○「福祉から雇用へ」(骨太方針2007)

成長底上げ戦略としての就労支援戦略が打ち出され、就労に向けた政策対応について積極的に打ち出された。

→・経済的自立を可能とする支援制度構築という側面

・財政支出抑制という側面

19

## 三位一体改革と自治体財政

●「三位一体の改革」:国庫補助負担金の廃止縮減、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体的に進める改革。

●国から地方への税源移譲は3兆円程度、国庫補助負担金や地方交付税の削減額は8兆円以上

●2003年度より、国と地方とで5年間で5%程度の公務員の人員削減が提起。地方財政計画を受けて、地方交付税の基準財政需要額の算定に際しても、人件費相当分が縮小。

●生活保護負担金の負担率引下げ論

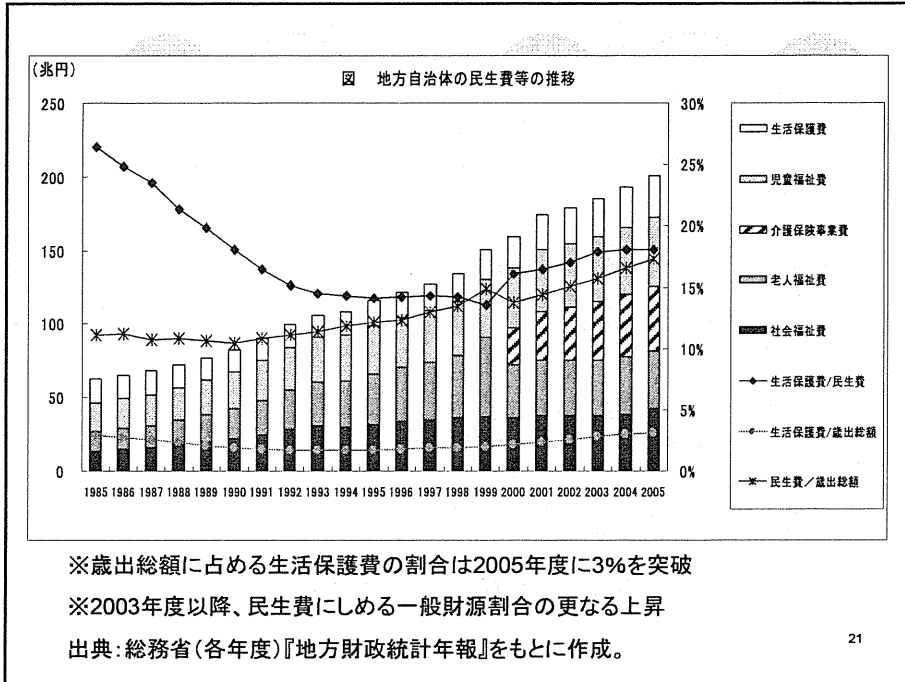
⇔国と地方の協議により負担率4分の3を維持

●対人社会サービスを始めとした地域密着型の行政サービスはマンパワーの確保が必須。そのための行政体制の確立と、財源が必要。

⇒体制整備と財源確保が課題

20





### 生活保護費の推移

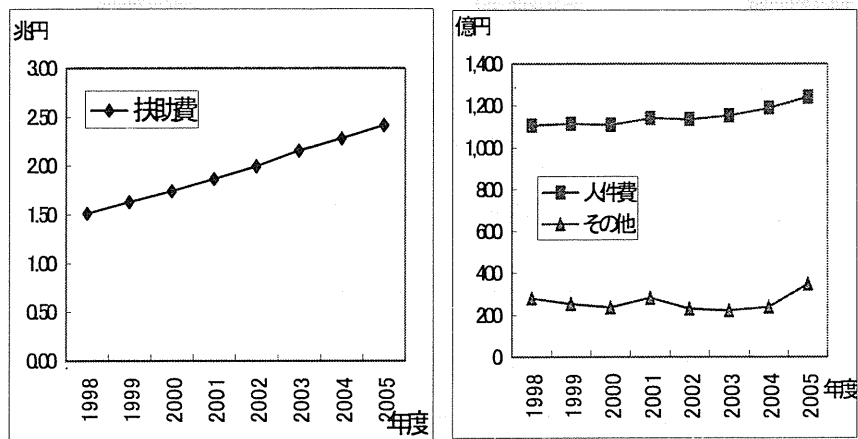
(単位：億円)

年度	保護費総額	保護費総額の内訳	
		国庫負担分	地方負担分
平成7年	14,849	11,137	3,712
8年	15,137	11,353	3,784
9年	16,043	12,032	4,011
10年	16,961	12,720	4,240
11年	18,269	13,701	4,567
12年	19,383	14,545	4,838
13年	20,772	15,579	5,193
14年	22,161	16,636	5,525
15年	23,861	17,911	5,950
16年	25,090	18,817	6,272
17年	25,942	19,456	6,485
18年	26,333	19,750	6,583

○保護給付費の地方負担分については地方交付税基準財政需要額に算入  
 ○個々の扶助費の需要額算定に際し、一人当たり平均額に人員数をかけて需要額を算定していることから、単身高齢者など単価の高い自治体には全額が「保障」されているというわけではない。  
 ○福祉事務所の運営体制をみると大都市では厳しい状況が生じている。  
 →対人社会サービス供給基盤をどう維持・構築するか？

(注)端数処理の関係で国庫負担分と地方負担分の合計が保護費総額と一致しないことがある。  
 資料：生活保護費負担金事業実績報告

## 市町村の生活保護費の推移



○被保護人員数と連動して、扶助費は推移。

○人件費は2003年度以降増傾向

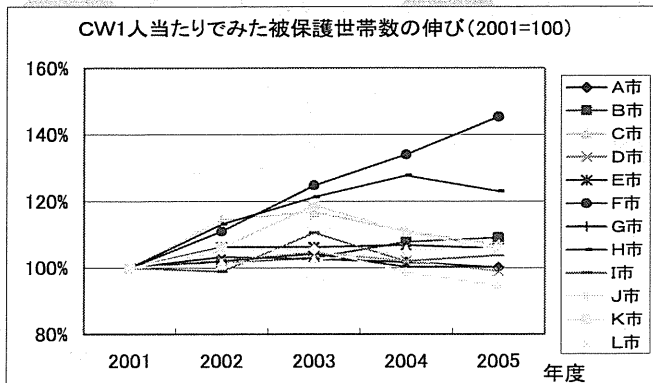
23

## 指定都市におけるCW数の推移

年度	1998	2001	2002	2003	2004	2005	2006
札幌市	259	325	337	365	389	413	434
仙台市	55	61	67	72	75	79	82
千葉市	37	47	49	56	66	75	92
横浜市	252	331	353	382	421	453	471
川崎市	155	188	197	214	223	232	224
名古屋市	155	156	156	156	162	162	195
京都市	246	264	278	290	316	325	331
大阪市	421	408	400	421	431	471	504
神戸市	200	228	253	245	280	285	292
広島市	75	85	92	104	120	131	138
北九州市	152	154	148	135	146	151	147
福岡市	155	168	175	183	187	193	201

出典：厚生労働省資料をもとに作成。

24

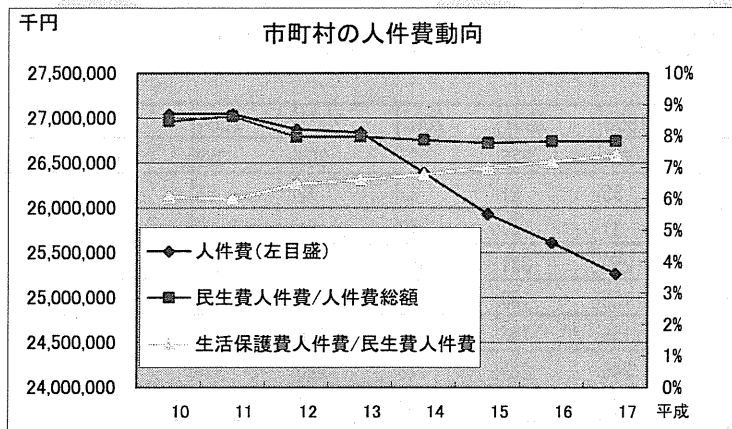


資料:横浜市都市経営局調査・広域行政課編(各年度)『大都市比較統計年表』より作成

○2001年度を100とすると、殆どの指定都市では、その後CW1人あたりの受け持ち件数が増大している。

○査察指導員や就労支援相談員をはじめ、周辺の支援体制の構築状況が異なることから、CW1人あたり受け持ち件数の増大をもって、サービス水準の低下と位置づけることはできないことに留意。

25



資料:総務省『地方財政統計年報』をもとに作成。

○2001年度以降、行政改革の影響等により人員費は縮減される傾向。

○人員費総額に占める民生費部分の割合は横ばいで推移。

○民生費人件費のなかでは、生活保護費部分の割合が年々上昇する傾向。

26

地方交付税の基準財政需要額算定にみる生活保護費  
単位費用算定に用いられる職員配置

	職員A				職員B		合計
	所長	指導員	現業員	その他	現業員	その他	
2000	(1)	2	16	1	1	1	21
2001	(1)	2	16	1	1	1	21
2002	(1)	2	16	1	1	1	21
2003	(1)	2	16	1	1	1	21
2004	1	2	13	2	2	1	21
2005	1	2	11	2	5	1	22
2006	1	2	11	2	5	1	22
2007	1	2	11	2	5	1	22

2001 現業員17人の内訳は生保関係7人、老人福祉関係1人、家庭児童対策関係1人、その他社会福祉五法関係8人  
 2002 現業員17人の内訳は生保関係7人、老人福祉関係1人、家庭児童対策関係1人、その他社会福祉五法関係8人  
 2003 現業員17人の内訳は生保関係7人、老人福祉関係1人、家庭児童対策関係1人、その他社会福祉五法関係8人  
 2004 現業員15人の内訳は生保関係7人、老人福祉関係1人、家庭児童対策関係1人、その他社会福祉五法関係6人  
 2005 現業員16人の内訳は生保関係8人、老人福祉関係1人、家庭児童対策関係1人、その他社会福祉五法関係6人  
 2006 現業員16人の内訳は生保関係8人、老人福祉関係1人、家庭児童対策関係1人、その他社会福祉五法関係6人  
 2007 現業員16人の内訳は生保関係8人、老人福祉関係1人、家庭児童対策関係1人、その他社会福祉五法関係6人

○2004年度より人員配置が転換

○2005年度より給与水準の低い「職員B」のウェイトが上昇

○被保護者数が増大するものの、保護担当職員数は横ばいに算定

出典：総務省(各年度)『地方交付税関係係数資料(単位費用編)』をもとに作成

27

## 大都市自治体のケース

(人口=100万人)

(人)

区分 年度	所長 (職員A)	指導員 (職員A)	現業員		事務員		合計				
			職員A	職員B	職員A	職員B	職員A	職員B			
2000	8	19	147	130	17	16	10	6	190	167	23
2001	8	19	147	130	17	16	10	6	190	167	23
2002	8	19	147	130	17	16	10	6	190	167	23
2003	8	19	147	130	17	16	10	6	190	167	23
2004	7	20	147	97	50	26	12	14	200	136	64
2005	7	20	157	72	85	26	12	14	210	111	99
2006	7	20	156	71	85	25	12	13	208	110	98
2007	7	20	156	71	85	25	12	13	208	110	98

28

## 普通交付税の単位費用算定における生活保護関連の財政需要額(市)

財政需要の推計額 (千円)

	生活保護費	うち国庫負担金	社会福祉事務所費	給与改善費	追加財政需要額
2000	1,268,430	950,569	186,522	903	4,855
2001	1,312,541	983,611	187,753	909	4,780
2002	1,382,555	1,036,000	189,236	0	4,846
2003	1,520,098	1,139,221	189,016	0	4,951
2004	1,739,498	1,303,697	181,877	0	2,154
2005	1,905,773	1,427,791	180,418	—	2,488
2006	1,984,678	1,487,467	178,839	—	2,484
2007	1,921,941	1,440,388	176,754	—	—

○保護費は被保護者の増加に対応して、大幅に伸ばしている

○福祉事務所費ならびに追加財政需要額は2004年度より縮減の方向で算定されている

○生活保護費算定のなかに自立支援プログラム自立支援サービス整備事業費(1/2分)が2005年度1,921(千円)、2006年度44(千円)、2007年度102(千円)として含まれている。

出典：総務省(各年度)『地方交付税関係係数資料(単位費用編)』をもとに作成

29

## 普通交付税の単位費用算定における生活保護関連の財政需要額(人口100万人：千円)

	生活保護費(扶助費)	社会福祉事務所費	給与改善費	追加財政需要額	その他	一総計
2000	3,205,989	1,618,318	8,069	43,413	22,830	4,898,619
2001	3,316,499	1,629,488	8,126	42,740	22,904	5,019,757
2002	3,489,753	1,645,668	0	43,330	22,816	5,201,567
2003	3,832,698	1,643,998	0	44,270	22,808	5,543,774
2004	4,382,813	1,563,251	0	18,984	19,957	5,985,005
2005	4,802,120	1,534,147	—	21,661	19,894	6,377,822
2006	4,994,210	1,508,954	—	21,456	19,841	6,544,461
2007	4,836,497	1,493,542	—	—	12,057	6,342,096

出典：地方交付税制度研究会編(各年度)『地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額編)』

30

## 自治体の対応・意見

### ①従来型

(=従来の生活保護制度の実施体制の取り組みを維持しつつ、人的配置を手厚くすることによって、対応しようという考え方)

福祉職採用の復活およびその要望をしながら、他方でCW充足率の遵守を図る。システム化に対しては、それぞれのケースの個別性の強さ、業務委託によるケースワーク能力の低下への懸念から、懐疑的。

### ②改良型

(=ケースごとのウェイトづけを行い、高齢者世帯に関しては嘱託職員および嘱託職員とワーカーのペアによる安否確認することで、対応しようとする考え方)

効率化を図るためにケースごとのウェイトづけを実施

- 大阪市(高齢者世帯: CW=380:1+嘱託職員=288:1、一般世帯: CW=70:1) 2008年

- 釧路市(高齢者世帯: CW+地域生活支援員=250:1、一般世帯: CW=65:1) 2008年  
また、就労支援員、高齢者見回りなどの嘱託職員の積極的活用を行う。そこには、慢性的なCW未充足状態に対する対応が要請されていることや、自立支援プログラムの積極的な活用を図ることで当面の対応を図る動きがある。

### ③抜本改革という意見

(=高齢者世帯の生活保護制度の分離と現役世代の有期の新制度の導入といった抜本的な改革が必要であるという考え方)

高齢者世帯を生活保護制度から分離し、別途の対応を考える。そこに地域包括支援センターの役割に期待をしていくという考え方。現行制度の改良ではなく、抜本的な改革が必要という立場がある。また、その背景には、稼働年齢層のみを対象とするケースワークの心理的圧迫などがある。

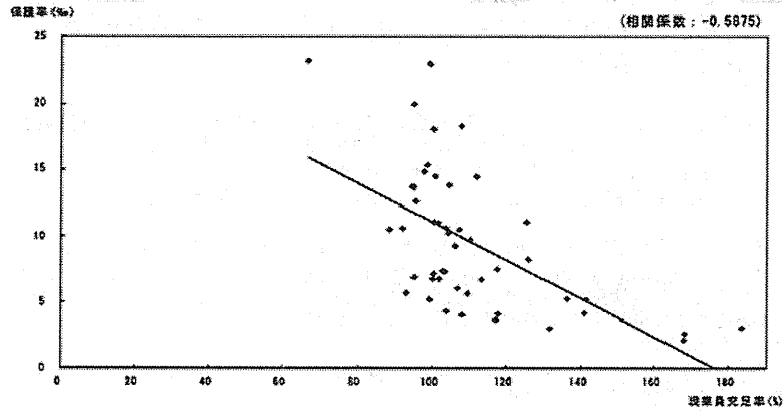
31

## 指定都市でのヒヤリング調査から

- 全庁として職員数削減のなかで、保護課については、CW一人当たりの担当ケース数を出来る限り維持できるよう職員配置を模索する自治体もある。だが、増大する被保護者数に見合う職員数確保が困難な自治体も出てきている。
- 未経験職員の配置や3年を1周期としたジョブローテーションにより、多くの自治体で、専門的な知識と経験を備えた職員の確保が課題。
- 横浜市は100%福祉職員を配置しているが稀な事例。福祉職採用を廃止・縮小している自治体が大半。
- 大阪市・堺市など福祉職採用を導入・検討する自治体も出ている。
- 福祉事務所で職員マニュアルを作成。その後、ノウハウを全庁に拡大
- 非常勤職員、嘱託職員の活用や、民間事業者との連携・協力による対応を模索(自立支援事業)
- 非常勤の精神保健福祉士が間接的に職員の精神面でのケアにつながる例

32

## 都道府県の保護率とCW充足率(平成16年度)



資料:厚生労働省『生活保護の現況と課題』を基に作成  
出所:会計検査院『社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について』

33

## 不正受給の状況(厚生労働省資料)

### 1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数 件	金額	
		千円	1件当たり金額 千円
14	8,204	5,360,659	653
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,505	568
17	12,417	7,003,465	564
18	14,669	8,976,185	612

資料:平成18年度監査実施結果報告

### 2 不正内容

内訳	平成18年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	7,885	53.8
稼働収入の過小申告	1,440	9.8
各種年金等の無申告	2,363	16.1
保険金等の無申告	501	3.4
預貯金等の無申告	221	1.5
交通事故に係る収入の無申告	281	1.9
その他	1,978	13.5
計	14,669	100.0

資料:平成18年度監査実施結果報告

### 3 不正受給発見の契機の様相

照会、調査	通報、投書	その他	計
(88.2%)	(6.5%)	(5.3%)	(100.0%)
12,945件	947件	777件	14,669件

資料:平成18年度監査実施結果報告

(注) 1.「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの並びに監査指摘等によるものである。

2.「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報、投書である。

3.「その他」とは、新聞報道等によるものである。

### 4 具体例

#### ○稼働収入の無申告

腰痛のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

#### ○稼働収入の過小申告

世帯主である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

#### ○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となっていたもの

## 自治体の役割の強化と行財政体制

- 被保護者の増加による扶助費の増大に対して自治体は4分の1を負担、支出増大の中で対応に苦慮。
- 被保護人員の増加と、ケースの多様化により、CWやSVの person 費やケア対応を考える必要性
- 標準数のCWを確保できていない場合、国・県からの監査を通じて改善養成がなされている。(cf. 厚生労働省の監査での指摘を経て、奈良県が大和高田市に対し、ケースワーカーの不足に対する是正の指示(2002年)→代執行?)
- 職員数削減などを理由として、3年程度の周期でのジョブローテーションを実施すると、経験の少ない職員が現場に配置
- 非常勤職員、嘱託職員等の配置により人員確保(セーフティネット補助金の活用)

35

## 3. 自立支援プログラムと自治体の対応

36



## 自立支援プログラム

- 社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」(2003. 7月～)報告書(2004年12月)より
  - ・被保護世帯が抱えるさまざまな問題に的確に対処し、これを解決するための「多様な対応」
  - ・保護の長期化を防ぎ、被保護世帯の自立を容易にするための「早期の対応」
  - ・担当職員個人の経験や努力に依存せず、効率的な自立・就労支援策を実施する制度が必要
- 被保護世帯と直接接している地方自治体が、被保護世帯の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・独立性を生かして、自立・就労支援のために活用すべき「自立支援プログラム」を策定し、これに基づいた支援をすべき。(傍線筆者)

37

## 報告書に示された自立支援プログラムをめぐる国と地方の役割分担

- 地方自治体⇒マンパワーの確保・育成と専門家の活用や専門機関との連携を通じ、地域独自の資源を生かした実施体制を構築
- 国⇒自治体を支援
  - ・労働行政や、保育・母子福祉施策等との連携をはかりつつ自治体が関連施策を自立支援プログラムとして活用できるように努める
  - ・ハローワークとの連携による就労支援
  - ・被保護世帯の類型ごとに支援メニュー、プログラム策定の指針を提示
  - ・モデルとなる事業を支援、自治体として必要となる体制の検証
  - ・補助金を使いやすいものとし、実施体制強化の視点からの財政支援を実施

38

## 自立支援プログラムの内容とプロセス

○「人としての可能性を発見し、これを助長育成し、その人の能力にふさわしい状態において社会生活に適応させること」(小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』)

○3つのプログラム

- 就労自立支援・経済的自立
- 日常生活支援・健康・生活管理
- 社会生活支援・社会との繋がり回復

○自治体に求められている対応

- ①被保護者の状況や自立阻害要因の類型化
- ②自立支援の具体的内容と手順の設定
- ③組織的に支援
- ④庁内の関係部署や保健所、医療機関、福祉施設、ハローワーク、NPO等との外部機関とも連携

⇒生活保護行政が、地方自治の総合力を発揮しつつ、能動的・創造的なものとなり、かつ、福祉事務所が活性化するための梃子

(厚生労働省2006年5月15日「全国福祉事務所長会議資料」)

○支援のプロセス

事前評価(被保護者の意向)⇒内容説明⇒計画策定⇒支援計画実施⇒モニタリング⇒事後評価

39

## 自立支援プログラムの策定状況

	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
福祉事務所設置自治体数	828	100%	857	100%
個別支援プログラム策定済み自治体数	285	34%	685	80%
平成19年度1月～3月策定予定自治体数	—	—	152	18%
美策定自治体数	543	66%	20	2%

	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
策定済個別支援プログラム数	585	100%	1,638	100%
経済自立に関するもの	311	53%	675	41%
日常生活自立に関するもの	214	37%	808	49%
社会生活自立に関するもの	60	10%	155	9%

出典:厚生労働省資料より

○19年12月には、848自治体(98%)でプログラム策定済み。殆どの自治体で自立支援プログラムの策定が行われている。

○平成19年12月には経済自立に関するもの1183、日常生活自立に関するもの1165、社会生活自立に関するもの244プログラム。経済的自立、日常生活自立に関するプログラムに比して、社会生活自立に関するプログラムを策定する自治体が少ない。

40

## 自立支援プログラムの財源

- 三位一体改革(2004)

「既存の生活保護費補助金、在宅福祉事業費補助金のうち地域福祉推進等事業費及び地方改善事業費補助金のうちホームレス対策事業費を統合し、地方自治体が生活保護受給者のほか、地域社会の支えを必要とする要援護者に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施できるよう、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を新たに創設」

- 2005年度～「セーフティネット支援対策等事業費補助金」(統合型)(自立支援プログラム策定実施推進事業、生活保護適正化事業、地域社会安心確保事業、ホームレス対策事業)

- (2005年度135億9747万円、2006年度150億円、2007年度180億円、2008年180億円) Cf.2004年度生活保護費補助金81億7853万円

41

## セーフティネット支援対策等事業費補助金のうち、生活保護関連の事業と補助率

- 自立支援プログラム策定実施推進事業

- ①実施体制整備事業(就労支援プログラム策定、就労支援相談員や精神保健福祉士の雇用等) 補助率10/10

- ②自立支援サービス整備事業(事業者の協力によるトライアル雇用等) 補助率1/2

- 生活保護適正化事業

- ①生活保護法嗜好事務監査等事業(県による監査)補助率1/2

- ②生活保護適正化事業(レセプト点検など)補助率10/10

例:関係職員等研修・啓発事業(警察OB、医師などの嘱託)補助率10/10 等

42

## セイフティネット補助金の活用

※補助事業の申請に当たっては協議書を提出。事業の趣旨にあうものに対して補助金を交付。

※総額の事業ごとへの配分額については申請額などを参考にして毎年度調整。

※趣旨にあった申請内容のもので、申請総額が補助金総額を上回った場合には、優先度の低いものから査定率をかけて割り落とす。(システム改修など次年度以降でも対応可能なものなど)

※2005年度にはシステム改修の事業について査定率により割り落としが行われた。2006、2007年度については交付実績は総額よりも低い水準だったため、査定率での割落としは行われていない。

43

## 「セイフティネット補助金」を活用した事業実施自治体数の推移 (自立支援プログラム策定実施推進事業)

実施体制整備事業	補助率	自治体数		
		2007年度	2006年度	2005年度
就労支援事業	10/10	298	253	140
健康管理支援事業	〃	50	30	5
精神障害者等退院促進事業	〃	83	21	9
稼働能力判定会議設置事業	〃	14		
先駆的・試行的事業	〃	3	6	
その他の自立支援プログラム実施体制整備事業	〃	14	8	84
自立支援サービス整備事業	1/2			
日常生活自立支援事業	〃	6	5	1
社会参加活動活用事業	〃	1	1	0
職場適応訓練事業	〃	16	16	15
退院者等居宅生活支援事業	〃	2	0	1
救護施設居宅生活者ショートステイ事業	〃	1	1	0
その他の自立支援サービス整備事業	〃	2	3	8

出典：厚生労働省資料により作成

○プログラム策定自治体数に比して、補助金活用自治体数は少ない。事業の対象となる被保護者がある程度の規模だけ存在する自治体での活用となっている。

○就労支援事業の活用が、この中では最も多い。

44

「セーフティネット補助金」を活用した事業実施自治体数の推移  
(生活保護適正実施推進事業関連分)

生活保護適正実施推進事業	補助率	自治体数		
		2007年度	2006年度	2005年度
生活保護法施行事務監査等事業	1/2	77	76	89
生活保護適正化事業	10/10			
生活保護特別指導監査事業	"	51	49	57
診療報酬明細書点検等充実事業	"	716	704	687
長期入院患者退院促進事業	"		107	164
その他医療扶助適正化事業	"		112	191
居宅介護支援計画点検等強化事業	"	27	20	16
収入資産状況把握、扶養義務調査等充実事業	"	564	588	625
体制整備強化事業	"	212	213	218
関係職員等研修・啓発事業	"	665	647	667
先駆的・試行的事業	"	2	6	
業務効率化事業	"	422		
その他適正化事業	"	7	322	455

○職員の研修や啓発など、正規職員以外のマンパワー確保につながる事業が実施

出典：厚生労働省資料をもとに作成。

45

生活保護受給者就労支援事業の創設(平成17年度～)

○実施状況

	支援開始者数	支援終了者数	支援終了のうち就職者数	支援開始者に対する就職者数の割合
平成17年6月～平成18年3月	7,309	4,553	3,007	41.1%
平成18年4月～平成19年2月	8,494	8,056	5,031	59.2% (注)
累計	15,803	12,609	8,038	50.9%

(注)平成18年度の支援終了者数の中には、平成17年度中に支援開始した者も含む

出典：厚生労働省資料より作成

46

## 就労支援における連携

- ハローワークとの連携(ハローワークOB等による就労支援相談員の設置)により、就労支援
- 民間事業者に就職先の開拓や、マッチング業務を委託
  - ・横浜市:民間事業者に委託をして、被保護者の就職先を市が独自に開拓。マッチングについても行政と民間事業者との連携により対応
  - ・大阪市:民間事業者に対する成功報酬方式で、就職にかかる支援・決定・定着までを総合的に委託(各プロセスでCWと事業者とが情報共有を図る。)
- キャリアカウンセラー派遣、精神保健福祉士による相談活動、など専門家の協力と参加を依頼しながら支援体制を構築

47

## 自治体の自立支援プログラムに対する考え(ヒヤリング調査から)

1. 就労支援プログラムについて  
就労困難ケースの残留というなか、ハローワークとの連携の再構築と就労意欲喚起に関する自立支援プログラムの整備の必要性
  - (1) 現状
    - ・就労困難ケースの残留と廃止率の低下
    - ・就労支援員とケースワーカーの役割分担の構築
  - (2) 今後の展望  
今後の課題は就労意欲喚起、ハローワークとの連携の再構築、就労支援員のノウハウの伝達・蓄積、および待遇改善
2. 日常生活自立支援・社会生活自立支援プログラムについて  
地域理解を得ることの困難さ、政策効果把握の難しさ、というなかで事業展開することの不安とセーフティーネット補助金の確保
  - (1) 現状
    - ・未整備の自治体が多い。
    - ・一部の都市部では、貧困の連鎖を断ち切るため、高校進学支援プログラムを整備。
    - ・ケースワークの実践ではすでに実施。プログラム化は国への資料作成などの業務負担感。
  - (2) 今後の展望
    - ・事業効果を図る社会的指標の構築。
    - ・社会的資源との連携のモデルケースの明示。
    - ・地域労働市場が脆弱な地域、中山間地域などでは、期待感も強い。

48

## 支援メニューの検討と構築

- 日常生活支援、社会参加支援における東京都板橋区、大阪市、釧路市の事例
- CWから必要な支援メニューを提案してもらい、それを積み上げる中で、多様な支援メニューを体系的に策定
- 板橋区の場合、セイフティネット補助金による自立支援事業に乗らないものであっても、東京都からの補助金により別枠の財源確保が可能(→高校受験のための塾の費用を支援するなど)

49

## 4. 小括

50

- 1990年代後半以後の被保護者数の増大に対し、職員配置基準の廃止や、行財政改革により、CWを始めとする職員業務は厳しいものとなっている。(CWの担当件数の増加)
- 自立支援を始めとした、被保護者に対するきめ細かいケアが求められている。
- 被保護者の増大に見合う職員数に対応した「標準数」に見合う財源が地方交付税措置されているわけではない。
- 就労支援相談員や精神保健福祉士、医師、看護師などを非常勤、嘱託等により雇用し、セイフティネット補助金等により賄うことでマンパワーを確保
- 対人社会サービスの供給にはきめ細かい対応を行う地域の基盤整備が必要。人材の確保は必須。そのための財源確保とシステム構築が課題。

51

## 主要参考文献

- 厚生労働省社会・援護局保護課(2007)『第58回被保護者全国一斉調査結果報告書』
- 厚生労働省社会・援護局保護課(2007)『社会・援護局関係主観課長会議資料(平成19年3月5日)』
- 厚生労働省(2007)『全国福祉事務所長会議資料(平成19年4月23日)』
- 駒村康平(主任研究者)ほか(2009)『格差と社会保障のあり方に関する研究』厚生労働科学研究費補助金・政策科学推進研究事業(平成19～20年度)研究報告書。
- 芝田文男(2007)「ハローワークとの連携による生活保護受給者の自立支援プログラムの状況と課題」北海道大学公共政策大学院『年報公共政策学』第1号 pp.58-78.
- 東京都(2007)『生活保護を変える東京提言 - 自立を支える安心の仕組み(試案)』東京都
- 東京都板橋区/首都大学東京編(2007)『生活保護自立支援プログラムの構築—官民連携による個別支援プログラムのPlan・Do・See』ぎょうせい。
- 沼尾波子(2009)「自治体の生活保護行政をめぐる現状と課題」『社会政策研究』第9号。
- 布川日佐史編(2007)『生活保護自立支援プログラムの活用』山吹書店。
- 林正義(2008)「地方財政と生活保護」阿部彰・國枝繁樹・鈴木亘・林正義編『生活保護の経済分析』東京大学出版会、第8章。
- 向井順子(2007)「大阪市の就業支援の取り組み」『賃金と社会保障』1436号pp18-25.

52



フランスの地方分権・地方制度改革と職業税廃止

1、 地方分権・地方制度改革：歴史的な思想の転換か？

(1) これまでの分権改革の概観

- ・ 1958年 第5共和制
- ・ 60年代 ・ ・戦後復興、全国計画・国土開発  
 やがてリージョナリズム 1969年レジオン創設の国民投票  
 (1967年ブリュッセル条約 ECC)
- ・ 1971年 コミューン合併の企て (マルスラン法)
- ・ 70年代を通して地方税の抜本改革、補助金手続き・行政事務の地方分散、補助金の一般化・総合化
- ・ 行政区画としてのレジオン創設
- ・ 1976年 さらに一步進むための地方責任拡大委員会 (ギンヤール委員会) 報告  
 (後の分権改革の下準備)
  
- ・ 1982年～86年頃 社会党政権の地方分権改革  
 地方行財政の歴史的転換点だが以前からの流れ
- ・ 自治体としてのレジオン創設 (公選議会は1986年から)  
 (EU統合の進展 1986年 単一欧州議定書 93年 市場統合  
 各国における地方分権の推進に EU から圧力)
  
- ・ 90年代に入り、コムューン連合の奨励に政策の照準 92年法によって急激に普及
- ・ 90年代後半 繰り返される地方税の削減と交付金による代替  
 (職業税の支払い給与ベース廃止)
  
- ・ 2003年 第2幕の地方分権改革

2003年分権改革:改憲内容と地方分権関連4法律	
<憲法改正の内容>	
(1) 「地方分権国家」の宣言	
(2) 「補完性」の原則	
(3) 地方自治体としてのレジオン	
(4) 地方の 財政自主権	① 地方財源の所有・使用
	② 地方の税収確保
	③ 地方の自主財源(地方税)比率
	④ 国の政策による地方負担の完全な財源保障 a、国から地方への事務権限委譲による地方負担 b、地方の事務新設・拡充による地方負担
	⑤ 地方財政調整の維持・強化
(5) 地方自治体による行政「実験」	
(6) 地方住民投票・地方議会に対する住民の審議請願権	
(7) 地方制度に関する法案の上院(元老院)先議権	
(8) 海外にある地方自治体の地位規定	
<地方分権関連の4法律>	
	(A) 地方財政自主権に関する組織法
	(B) 地方の実験に関する組織法
	(C) 地方住民投票に関する組織法
	(D) 地方の自由と責任に関する法

「地方の自由と責任に関する法」による事務移譲・税源移譲	
事務権限移譲	国道（約1万5千キロ）、地方空港、港、観光、文化財/歴史的建造物、職業訓練、学生支援などの事務権限を主としてデパルトマンとレジオンへ移譲
国家公務員や出先機関部局の移譲	学校事務・技術職員（TOS、約9万6千人）、その他の移譲される事務にかかる公務員・部局（公務員の身分については地方公務員になるか国家公務委員のまま出向扱いとなるか選択可能）
税源移譲額	約105-110億ユーロ（およそ1兆6千億円程度）1ユーロ=145円で算定
移譲税目	（レジオンへ移譲） 石油製品国内消費税（TIPP）
	（デパルトマンへ移譲） 保険契約税（TCA）
移譲額の算定	事務移譲に先立つ3年間に国が支出していた金額（物価調整）の平均値として算定
税源移譲の保障	負担評価諮問委員会を設置。各自治体ごとに負担額と移譲額を精査

2007年 サルコジ大統領

これ以上の分権・権限移譲はしばらくはしない・・・

(2) 「不動主義」からの離脱？ 2009年地方制度改革

地方制度改革に向けた委員会の設置 2008年10月

バラデュール委員会（別紙 資料1）

委員会の報告書「決すべき時だ」 20提案（別紙 資料1）

フランス社会の伝統を根底から変える可能性のある内容

・10月21日 地方制度改革の4法案 閣議決定、国会提出

- |  |
|--|
| <p>(1) 地方自治体とコミューン連合組織の議員選挙に関する組織法案 (Projet de loi organique relatif à l'élection des membres des conseils des collectivités territoriales et des établissements publics de coopération intercommunale)</p> <p>(2) 「地方議会」選挙と地方民主主義の強化に関する法案 (Projet de loi relatif à l'élection des conseillers territoriaux et au renforcement de la démocratie locale)</p> <p>(3) デパルトマン議会とレジオン議会の同時改選に関する法案 (Projet de loi organisant la concomitance des renouvellements des conseils généraux et des conseils régionaux)</p> <p>(4) 地方制度改革法案 (Projet de loi de réforme des collectivités territoriales)</p> <p>(4) の内容・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デパルトマン議会とレジオン議会の統合 「地方議会」の創設と議員選挙</li> <li>・コミューン連合の拡大、奨励策の完成</li> <li>・コミューン連合議会の直接選挙 自治体化・・・</li> <li>・コミューン合併の手続き簡素化</li> <li>・「メトロポール」創設</li> </ul> |
|--|

・12月16日から上院で審議開始（予定・・・1月中旬に延期か？）

2、 職業税 (TP : la taxe professionnelle) 廃止と地方税・法人課税の考え方

- (1) 地方税の状況 (別紙 資料 2)
- (2) TP の歴史 これまでの経緯 (別紙 資料 2)
- (3) 2008 年～TP 廃止
  - ・ TP 廃止へ至る関係者の発言 (別紙 資料 2)
- (4) TP の EBM ベース廃止/地方経済税 (CET) 創設による企業負担軽減

TP

生産設備・道具・機械ベース → 廃止
土地・建物ベース → CLA として存続
事業収入ベース → 存続
VA1.5%のミニマル・タックス → CC に振り替え

1、地方経済税 ( la contribution économique territoriale (CET) )

税収見込額 170 億ユーロ

構成する 2 税の名称	課税標準	徴税団体
(上院 11 月 21 日採決) 事業不動産税 la cotisation foncière des entreprises (CFE)	土地・建物	コミューンとコミューン連合
(下院) 地方経済活動税 la cotisation locale d'activité (CLA)		
(上院 11 月 21 日採決) 事業付加価値税 la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises (CVAE)	付加価値	デパルトマン (55%)、コミューンと連合 (20%)、レジオン (25%)
(下院) 補完税 la cotisation complémentaire (CC)		

2、網を有する企業への概算課税 - 税収見込額 14 億€

(l' imposition forfaitaire sur les entreprises de réseaux (IFER)

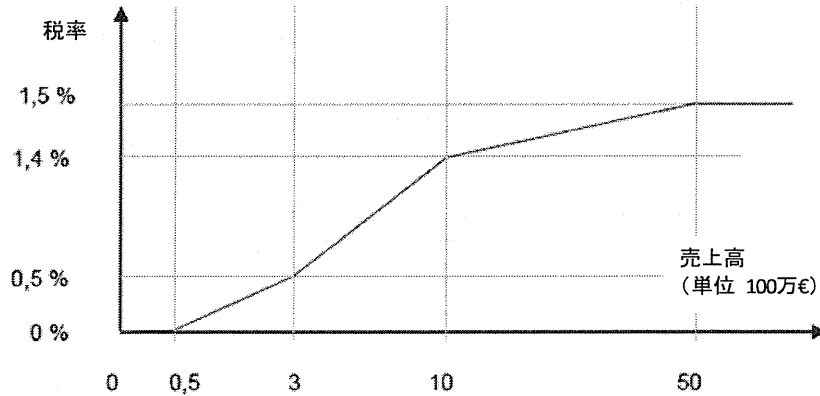
(7 つの課税物件・課税標準) 風力発電施設、太陽光発電施設、発電所、変電施設、中継アンテナ、電話交換施設、鉄道施設

それぞれ 1 施設あたり税率 (税額) を設定

(CC の税率)

売上高 50 万-300 万€	税率 0-0.5%
売上高 300 万-1000 万€	税率 0.5-1.4%
売上高 1000 万-5000 万€	税率 1.4-1.5%
売上高 5000 万€以上	税率 1.5%

CCの税率(売上高に応じて変化)



(CCの課税標準VAの「分割基準」)

- ・ 当初の財政法案
  - 従業員数、CLAを課される土地の賃貸価格もしくは面積、自治体の人口
- ・ 下院の修正結果
  - # 従業員数
  - # 製造業については1/3が賃貸価格、2/3が従業員数によって分割

(CETの納税額上限は存続) VAの3.5% (下院が引き上げ修正、上院では3%だった)

(CLAと家計に課される地方税との税率のかんぬき)

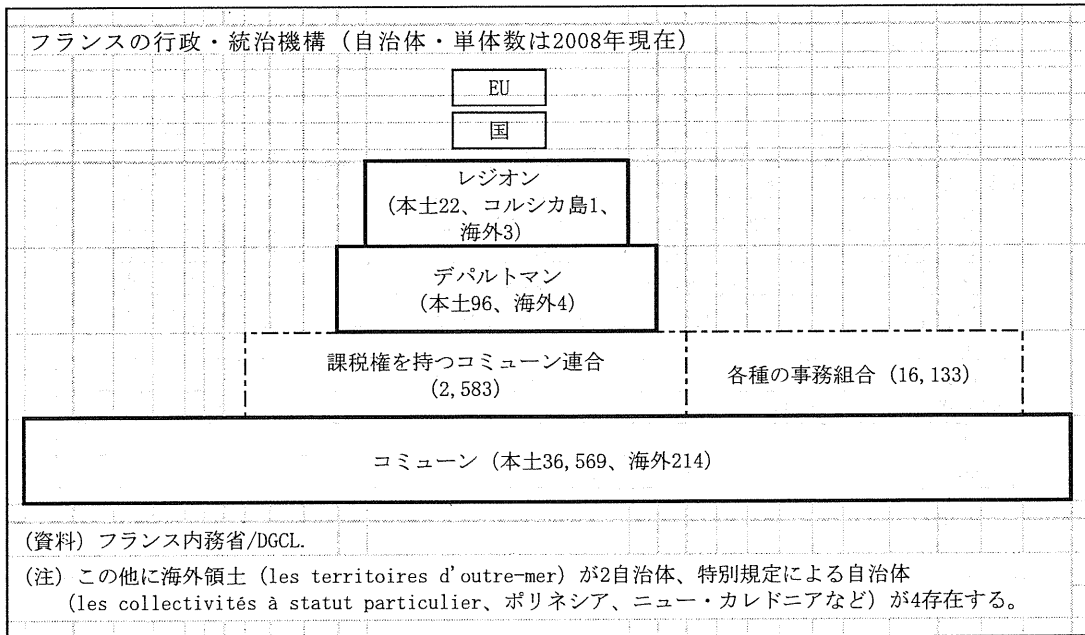
- TPと同様だが、TPに最後の時期にあった例外の増減は廃止
- ・ CLAの税率変化は、家計税のそれを超えることはできない (増税も減税も)

(TP廃止・改革の財源保障と税源移転) 当初の法案で示された内容

TP廃止の税源・財源補償 (単位 10億€)		財源喪失	財源保障
TPのEBMベース廃止		-22.6	
新設する地方税	CC		11.4
	IFER		1.4
国からの税源移譲	地方税徴税费 減免税費の引下		2.2
	収得税(DMTO)		0.4
	自動車保険契約税 (TSCA)		2.7
	大規模商業施設税 (TaSCom)		0.6
国の交付金	TP改革補償交付金 (DCRTP)		3.9
	個別自治体財源保障 全国基金(FNGIR)		
		-22.6	22.6

(地方税制の「税源分離」)

CFE (CLA)	コミューンとコミューン連合
CVAE (CC)	当初の法案ではデパルトマンとレジオンのみ。上院の修正でコミューンと連合も税収確保
住居税	コミューンとコミューン連合のみに改革
既建築地税	コミューンとコミューン連合、デパルトマン
未建築地税	コミューンとコミューン連合のみに改革



コミューン人口区分	2009年			1999年		コミューン数の変遷					
	コミューン数	構成比	累計	コミューン数		1851年	1968年	1990年			
0 ~ 49	898	2%	74%	1,006	27,794 (76.0%)	433	3,877	4,082			
50 ~ 99	2,674	7%		2,905							
100 ~ 199	6,031	16%		6,429							
200 ~ 299	4,739	13%		4,852							
300 ~ 399	3,360	9%		3,437		15,251	20,130	17,492			
400 ~ 499	2,463	7%		2,406							
500 ~ 699	3,716	10%		3,685		18,472	10,442	10,583			
700 ~ 999	3,288	9%		3,074							
1,000 ~ 1,499	2,888	8%		2,723							
1,500 ~ 1,999	1,535	4%		1,410							
2,000 ~ 2,499	994	3%		901							
2,500 ~ 2,999	637	2%		629							
3,000 ~ 3,500	512	1%		458					2,162	1,838	2,655
3,500 ~ 3,999	356	1%		331							
4,000 ~ 4,999	513	1%	470	364	987				1,343		
5,000 ~ 5,999	360	1%	328								
6,000 ~ 8,999	584	2%	538								
9,000 ~ 9,999	98	0%	109								
10,000 ~ 19,999	476	1%	462								
20,000 ~ 29,999	177	0%	171			1,849 (5.1%)	38	237			
30,000 ~ 49,999	133	0%	129								
50,000 ~ 79,999	65	0%	63								
80,000 ~ 99,999	15	0%	13								
100,000 ~ 199,999	27	0%	26								
200,000 ~ 299,999	6	0%	5								
300,000 以上	5	0%	5	5	37	36					
合計	36,570	100%					36,565	36,835	37,708	36,651	

第3表、コミューン連合と事務組合の形態		
<課税権を持つコミューン連合>		
略称		概要
<b>SAN</b>	新都市圏 (le syndicat d'agglomeration nouvelle)	1999年7月12日法により廃止
<b>Dist</b>	ディストリクト (District)	
<b>CV</b>	都市共同体 (la communauté de villes)	
<b>CU</b>	都市部共同体 (la communauté urbaine)	<都市部の連合>
<b>CA</b>	市街圏共同体 (la communauté d'agglomeration)	<都市部の連合>
<b>CC</b>	コミューン共同体 (la communauté de communes)	<農村部の連合>
<事務組合>		
<b>SIVU</b>	一部事務組合 (le syndicat intercommunal à vocation unique)	
<b>SIVOM</b>	多目的事務組合 (le syndicat intercommunal à vocations multiples)	
<b>SM</b>	混合事務組合 (le syndicat mixte)	
<b>SC</b>	選択事務組合 (le syndicat à la carte)	

「地方自治体改革委員会」の設置を定める政令

*Décret portant création du comité pour la réforme des collectivités locales*

閣議決定

*Art. 1er. – Il est créé un comité pour la réforme des collectivités locales. Il est chargé, conformément à la lettre du Président de la République annexée au présent décret, d'étudier les mesures propres à simplifier les structures des collectivités locales, à clarifier la répartition de leurs compétences et à permettre une meilleure allocation de leurs moyens financiers, et de formuler toute autre recommandation qu'il jugera utile.*

大統領書簡に従って次の事項に関わる措置の研究を行う

- ・地方制度の簡素化
- ・事務事業の権限配分の明確化
- ・より良い財源の配分
- ・その他必要と考える提案

*Le comité peut entendre ou consulter toute personne de son choix.*

*Il remettra son rapport au Président de la République avant le 1er mars 2009.*

委員会はあらゆる人物にヒアリングを行うことができ、2009年3月1日までに大統領に答申を行う。

*Art. 2. – M. Edouard Balladur, ancien Premier ministre, ancien député, est nommé président du comité institué par le présent décret.*

エドゥアール・バラデュール（元首相、元代議士）が委員長

*Sont nommés membres du comité* : 以下がメンバー

*M. Daniel Canepa*, レジオン・イル・ド・フランス地方長官、パリ地方長官

*M. Jean-Claude Casanova*, 国立政治学財団理事長

*M. Jacques Julliard*, 歴史家

*M. Gérard Longuet*, 元上院議員、元大臣（産業郵便貿易省）

*Mme Elisabeth Lulin*, 財務監察官

*M. Pierre Mauroy*（ピエール・モロワ）, 社会党の上院議員・元首相、

*M. Dominique Perben*, 元大臣（司法省）、代議士（与党 UMP）

*M. Jean-Ludovic Silicani*, 国務院判事

*M. André Vallini*, 代議士（野党の社会党）

*M. Michel Verpeaux*, パリ第一大学教授（公法）

その他に事務局として地方自治体総局（内務省）、予算局（予算省）、税務局（財政省）。報告者として国務院判事が1名。

*Art. 3. - Le comité sera complété sur proposition de son président par la nomination d'autres personnalités.* 委員長はメンバーを増やすことができる

*Art. 4. - Le Premier ministre, la ministre de l'intérieur, de l'outre-mer et des collectivités territoriales, la ministre de l'économie, de l'industrie et de l'emploi, le ministre du budget, des comptes publics et de la fonction publique, le secrétaire d'Etat à l'intérieur et aux collectivités territoriales et le secrétaire d'Etat chargé de l'outre-mer sont responsables, chacun en ce qui le concerne, de l'application du présent décret, qui sera publié au Journal officiel de la République française.* この政令の所管は次の各大臣、首相、内務・海外・自治体相、財政・産業・雇用相、予算・公会計・公務員相、内政・地方自治体を担当する閣外相、海外領土を担当する閣外相。

Fait à Paris, le 22 octobre 2008. 2008年10月22日 パリ

---



「バラデュール委員会」の20提案

- 1、レジオンの自発的な再編・合併
- 2、デパルトマンの自発的な再編・合併
- 3、レジオン議会とデパルトマン議会の統合
- 4、コミューンの連合の促進
- 5、コミューンの事務組合（一部・複数目的）の消滅
- 6、「地域振興区」制度の廃止
- 7、コミューン連合の自治体化（公選議会設置）
- 8、新たな大都市制度「メトロポール」創設
- 9、コミューンの連合からコミューン合併への転換促進
- 10、コミューン執行部の定数削減
- 11、レジオンとデパルトマンの権限を全般から特定行政へと限定
- 12、権限配分の整理・明確化
- 13、地方出先機関の廃止
- 
- 14、地方財政支出の目標を国会で議論
- 15、地方税の課税標準の評価替え実施
- 16、職業税（TP）廃止と補償としての税源
- 17、同一の課税標準への相乗り課税の廃止
- 
- 18、「グラン・パリ」の設置
- 19、コルシカ島の議会選挙
- 20、海外デパルトマン・レジオンにおける上記3

- 1、レジオンの数を15に減ずるべく、レジオンの自発的な再編と区域の変更を奨励すること  
*favoriser les regroupements volontaires de régions et la modification de leurs limites territoriales, pour en réduire le nombre à une quinzaine.*
  - 2、デパルトマンについて、レジオンと同様の立法措置によって自発的な再編を促すこと（再編成の法的手続の簡素化）  
*favoriser les regroupements volontaires de départements par des dispositions législatives de même nature que pour les régions.*
  - 3、2014年からレジオンとデパルトマンの議会議員選挙を同一の選挙で選出する（「地方議員 *conseillers territoriaux*」へと統合し、議員数を6千から3千に削減）  
*désigner par une même élection, à partir de 2014, les conseillers régionaux et départementaux ; en conséquence supprimer les cantons et procéder à cette élection au scrutin de liste.*
-

- 4、2014年までに、コミューン連合（課税権を有する連合）の全国的な普及を完成させる  
*achever, avant 2014, la carte de l'intercommunalité.*
- 5、2014年までに、コミューンの事務組合を合理化（コミューン連合へ吸収）する  
*rationaliser, avant 2014, la carte des syndicats de communes.*
- 6、「地域振興地区（1995年2月4日法による）」をもはや設置しない  
*ne plus créer de nouveaux « pays » au sens de la loi du 4 février 1995.*
- 7、課税権を有するコミューン連合の議会選挙を直接普通選挙で行う。それはコミューン議会選と同時かつ同一リストによって行う。  
*instaurer l'élection des organes délibérants des EPCI à fiscalité propre au suffrage universel direct, en même temps et sur la même liste que les conseillers municipaux.*
- 8、2014年に「メトロポール（大都市部のコミューン合併&デパルトマン事務の一部移譲に相当）」を11都市部で新設する。それ以降、他のコミューン連合も自発的にメトロポールになることができる。  
*créer par la loi onze premières métropoles, à compter de 2014, d'autres intercommunalités pouvant ensuite, sur la base du volontariat, accéder à ce statut.*
- 9、コミューン合併に対する財政支援を再編することによって、コミューン連合から合併コミューンへの転換を可能にする  
*permettre aux intercommunalités de se transformer en communes nouvelles en redéployant, en leur faveur, les aides à l'intégration des communes.*
- 10、コミューン連合の執行部の定数（上限）を1/3引き下げる  
*réduire d'un tiers les effectifs maximaux des exécutifs intercommunaux.*
- 11、コミューンが行政の全般に権限を有することを明確にし、デパルトマンとレジオンの権限は特定の行政に限定する  
*confirmer la clause de compétence générale au niveau communal (métropoles, communes nouvelles issues des intercommunalités et autres communes) et spécialiser les compétences des départements et des régions.*
- 12、自治体間の権限配分と、国・地方間の権限配分を明確化する  
*clarifier la répartition des compétences entre les collectivités locales et entre celles-ci et l'Etat.*
- 13、政策の見直しに際して、これまでの地方分権改革法の成果をすべてうるようにするため、地方分散（出先機関に分散）された国の事務が地方自治体の権限範囲とかぶる場合は、それらを廃止する。  
*prévoir, à l'occasion de la révision générale des politiques publiques, de tirer toutes les conséquences des lois de décentralisation, de telle sorte que les services ou parties de services déconcentrés de l'Etat qui interviennent dans le champ de*

*compétences des collectivités locales soient supprimés.*

\*\*\*\*\*

- 14、毎年、国会審議において、地方財政支出の増減目標を定める  
*définir, dans le cadre d'un débat annuel au Parlement, un objectif annuel d'évolution de la dépense publique locale.*
- 15、地方の直接税の不動産課税標準を再評価し、6年ごとの評価替えを行うようにする  
*réviser les bases foncières des impôts directs locaux et prévoir leur réactualisation tous les six ans.*
- 16、職業税の廃止による自治体財政への影響を、経済活動に対する別の形の課税によって完全に保障する。この新たな課税は主として、企業の再評価された不動産賃貸価格と付加価値とに基づいて行われる。  
*compenser intégralement la suppression de la taxe professionnelle par un autre mode de taxation de l'activité économique, fondée notamment sur les valeurs locatives foncières réévaluées et la valeur ajoutée des entreprises.*
- 17、同一の課税標準に対する課税の重複を制限する  
*limiter les cumuls d'impôts sur une même assiette d'imposition.*  
\*\*\*\*\*
- 18、2014年に特別な自治体「グラン・パリ」を創設する。グラン・パリは現在のパリと3デパートマン（セーヌ・サン・ドゥニ、ヴァル・ドゥ・マルヌ、オー・ド・セーヌ）を合わせた区画であり、創設に先立って、関係自治体関係者、地域住民や経済界との協議が行われる。  
*créer, en 2014, une collectivité locale à statut particulier, dénommée « Grand Paris » sur le territoire de Paris et des départements de la Seine-Saint-Denis du Val-de-Marne et des Hauts-de-Seine. Cette création serait précédée d'une consultation associant les représentants des collectivités locales intéressées, des partenaires sociaux et des forces économiques.*
- 19、コルシカ議会メンバーの選出方法の一部を修正する  
*modifier certaines dispositions du mode de scrutin actuel pour la désignation des membres de l'Assemblée de Corse.*
- 20、海外デパートマンと海外レジオンにおいて、単一の議会を創設する  
*instaurer, dans les départements et régions d'outre-mer, une assemblée unique.*

< 職業税 (TP) 廃止 >

フランス地方税の状況

	2006年								2004年 地方全体 構成比	2002年 地方全体 構成比	2000年 地方全体 構成比
	コミューン と連合		デパル トマン		レジオン		地方全体				
住居税	9.44	17.9%	4.53	13.9%	-	-	13.97	14.9%	17.4%	17.3%	17.6%
既建築地税	11.65	22.1%	5.50	16.9%	1.59	19.1%	18.74	20.0%	22.9%	22.8%	21.3%
未建築地税	0.75	1.4%	0.05	0.2%	0.01	0.1%	0.81	0.9%	1.3%	1.3%	1.3%
<b>職業税</b>	<b>15.89</b>	<b>30.2%</b>	<b>8.05</b>	<b>24.7%</b>	<b>2.76</b>	<b>33.1%</b>	<b>26.70</b>	<b>28.5%</b>	<b>32.8%</b>	<b>33.2%</b>	<b>36.3%</b>
<4税の計>	37.73	71.7%	18.13	55.5%	4.36	52.3%	60.22	64.3%	74.4%	74.7%	76.5%
家庭ゴミ収集税	4.60	8.7%	-	-	-	-	4.60	4.9%	5.4%	5.2%	4.5%
公共交通機関税	5.28	10.0%	-	-	-	-	5.28	5.6%	6.7%	6.5%	5.9%
不動産公示・登録 ・譲渡税等	2.10	4.0%	7.39	22.6%	-	-	9.49	10.1%	8.5%	8.3%	7.2%
石油製品 内国消費税	-	-	5.04	15.4%	1.02	12.2%	6.06	6.5%	-	-	-
電気税	0.94	1.8%	0.50	1.5%	-	-	1.44	1.5%	-	-	-
その他	1.99	3.8%	1.58	4.8%	2.95	35.4%	6.52	7.0%	5.0%	5.4%	5.9%
総合計(1)	52.64	100%	32.64	100%	8.33	100%	93.61	100%	100%	100%	100.0%
自治体別構成比	56.2%	-	34.9%	-	8.9%	-	100%	-	-	-	-

(資料) 財政省租税一般局 (DGI)。

	コミューンと連合		デパルトマン		レジオン		地方全体	
住居税	9.87	18.0%	4.77	13.7%	-	-	14.64	14.6%
既建築地税	12.16	22.1%	5.78	16.6%	1.68	15.5%	19.62	19.5%
未建築地税	0.77	1.4%	0.05	0.1%	0.01	0.1%	0.83	0.8%
<b>職業税</b>	<b>16.45</b>	<b>30.0%</b>	<b>8.43</b>	<b>24.2%</b>	<b>2.92</b>	<b>27.0%</b>	<b>27.80</b>	<b>27.7%</b>
<4税の計>	39.25	71.5%	19.03	54.7%	4.61	42.7%	62.89	62.6%
家庭ゴミ収集税	4.81	8.8%	-	-	-	-	4.81	4.8%
公共交通機関税	5.61	10.2%	-	-	-	-	5.61	5.6%
不動産公示・登録 ・譲渡税等	2.24	4.1%	7.84	22.5%	-	-	10.08	10.0%
石油製品 内国消費税	-	-	4.94	14.2%	2.83	26.2%	7.77	7.7%
電気税	0.94	1.7%	0.49	1.4%	-	-	1.43	1.4%
その他	2.05	3.7%	2.51	7.2%	3.37	31.1%	7.92	7.9%
総合計(1)	54.90	100%	34.81	100%	10.81	100%	100.51	100%
自治体別構成比	54.6%		34.6%		10.8%		100%	

1975年	職業税の創設（1975年7月29日法）
1976年	納税額を（旧）営業税の170%で打ち切り
1977年	特定企業への減税財源を調達するための付加税率創設
1979年	付加価値額の一定割合(8%)で納税額を打ち切り
1980年	①「付加価値」標準への改革（1980年1月10日法）
	②「事業収入」標準に算入される収入の割合を1/10へ引き下げ
	③最低限納税額（Cotisation mimimum：ミニмум・タックス）
	④課税標準の算定年度を、前年度から前々年度に変更
	⑤全国平均の2.5倍での制限税率の設定。
1982年	①「支払給与」標準に算入される給与総額の割合を18%へ引き下げ、
	②「投資減税」導入（インフレ率を超える「不動産賃貸価格」上昇を50%圧
1983年	新規に開業した事業の2年間の免税（地方団体の任意の免税）
1985年	納税額の1割削減
1987年	課税標準全体の16%削減
1988年	「雇用・投資減税」導入（インフレ率を超える課税標準の増大を50%圧縮）
1988年	「支払給与」標準を5年間で段階的に縮小・廃止（2002年まで）
1991年	施設の新設・拡張・郊外分散に対する5年間の免税（地方団体の任意の免税）
1995年	付加価値額の一定割合での納税額打ち切りを累進制へ改正（3.5%、3.8%、4.0%）
1996年	付加価値額の1.5%での最低限納税額（Cotisation minimale：ミニマル・タックス）
2004年	新規投資の3年間減免税
	大統領による職業税抜本改革の表明 →「付加価値」標準の導入提案（フーケ委員会報告）
2005年	付加価値額の3.5%で納税額を打ち切り（減税効果は2007年度以降）
2008年	新規投資の完全免税
	大統領による職業税抜本改革（職業税の廃止）の表明

	1996年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2006
事業用不動産 賃貸価格	12.5%	12.5%	12.5%	13.4%	14.0%	14.8%	16.0%	17.0%	17.5%
生産設備・道 具・機械 賃貸価格(1)	50.4%	50.7%	51.0%	55.5%	58.7%	63.5%	70.6%	79.0%	79.9%
支払給与額 (2)	33.9%	33.6%	33.3%	27.7%	23.7%	17.8%	9.2%	—	—
事業収入額 (3)	3.2%	3.2%	3.2%	3.4%	3.6%	3.9%	4.2%	4.0%	2.6%

(資料) 図表2と同じ。

(注) (1) 賃貸価格は取得価格から推計される。  
 (2) 1998-2002年の5年間で段階的に廃止された。  
 (3) 弁護士等の自由業に適用される特例。

図表6、フーケ委員会の整理した改革のシナリオ（選択肢）

各シナリオの概要	
1	固定資産賃貸価格 (VLF) と償却資産 (EBM) へ各自治体の税率で課税
2	純収益に対して全国一律税率で課税
3	取引高に対して全国一律税率で課税
4	取引高-支払給与額の金額に対して全国一律税率で課税
5	付加価値額 (VA) に対して全国一律税率で課税
6	VLFに自治体税率で課税+VAに対して全国税率で課税
7	VLFとVAに自治体税率で課税
8	シナリオ7の課税で、VAに対する税率を1.2%-3.2%の幅で制限
9	シナリオ7の課税で、VAに対する税率を1.5%-2.6%の幅で制限
10	VLFに自治体税率で課税+VAに対して全国的な累進税率で課税
11	VLFに自治体税率で課税+粗利益に対して全国税率で課税
12	VLFを2倍にして自治体税率で課税+粗利益に対して全国税率で課税
13	VLFと粗利益に対して自治体税率で課税
14	シナリオ13で税率に制限
15	VLFに自治体税率で課税+課税所得（法人税）に全国一律税率で課税
16	シナリオ6のケースで税収を700万ユーロ減額

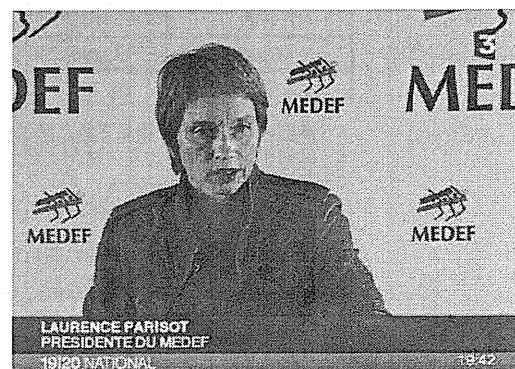
(資料) La commission de réflexion pour la réforme de la taxe professionnelle, RAPPORT AU PREMIER MINISTRE, 2005.

< TP 廃止へ至る関係者の発言 >

2008年3月21日 MEDEF（フランス企業運動）会長ロランス・パリゾの定例記者会見

「フランスに強い企業の存続を望むなら、TP 改革を最後まで推し進める必要がある。政府に対しては、最低限、今後の新規投資すべてに対する TP の免税を要求する。」

「TP は企業投資を阻害しており、西欧諸国には同様な税は存在しない。」TP はもっとも資本集約的な企業、すなわち工業、エネルギー産業、運輸業にペナルティを課している。それらの産業は、付加価値ではフランス全体の 1/3 しか生産していないのに、TP の 2/3 を負担している。もちろん付加価値額の 3.5%制限で一定の前進はみられたが、この制限は付加価値の計算方法が非常に複雑なために、現実的というよりも理論的であって、その分だけ評価は割り引かねばならない。」



2008年10月23日 サルコジ大統領の演説

この時点から 2009 年末日までに行われる新規投資の免税と最終的に TP の廃止

国外への企業流出、他国企業と比した競争力低下、中小企業の経営難・・・世界金融危機・景気停滞の不安が後押し



© Service photo Elysée - D.Noizat

したか？

2008年10月末 「付加価値3.5%上限」の効果についての国会への政府報告

企業負担の軽減を強調：37億ユーロ（5200億円程度（為替×Rate140）、軽減策は92%  
 を国が負担したと推計 RAPPORT EVALUANT LA MISE EN OEUVRE DE LA  
 REFORME DE LA TAXE PROFESSIONNELLE (APPLICATION DE L'ARTICLE 85  
 DE LA LOI N°2005-1719 DU 30 DECEMBRE 2005 DE FINANCES POUR 2006)

図表7、2005年のPVA（付加価値額の一定割合での納税額打ち切り）の影響 - 2007年度税収の状況

単位=A~E=100万ユーロ、F&G=%、H&I=事業数

	A	B	C	D (C-B)	E (C-A)	F	G	H	I	総事業数
農林漁業	206	109	91	-18	-115	0,6%	1,9%	13,400	12,700	34,400
農産物加工	1,524	1,235	988	-247	-536	8,1%	9,1%	5,600	8,200	51,400
消費財製造	1,118	1,049	924	-125	-194	4,1%	3,3%	5,300	6,900	46,900
自動車製造	1,512	861	594	-267	-918	8,7%	15,5%	300	400	1,800
設備財製造	1,293	1,222	1,130	-92	-163	3,0%	2,8%	2,700	4,000	35,400
中間財製造	4,972	3,565	2,683	-882	-2,289	28,8%	38,7%	12,100	15,800	49,700
エネルギー	2,164	1,704	1,556	-149	-608	4,8%	10,3%	900	900	2,700
建築	1,305	1,286	1,218	-68	-87	2,2%	1,5%	10,800	15,700	291,500
商業	3,815	3,753	3,532	-222	-283	7,2%	4,8%	48,200	66,300	441,200
運輸・交通	2,641	2,194	1,890	-304	-751	9,9%	12,7%	11,500	14,600	70,600
金融	954	1,710	1,690	-20	736	0,7%	-12,4%	1,200	1,500	28,400
不動産	323	437	411	-26	88	0,9%	-1,5%	10,000	11,600	150,100
対企業サービス	5,370	5,297	4,772	-525	-598	17,1%	10,1%	28,200	39,700	338,800
対個人サービス	1,141	1,092	1,020	-72	-121	2,3%	2,0%	26,200	34,500	267,800
教育・医療・福祉	927	911	883	-27	-44	0,9%	0,7%	33,400	62,800	316,500
行政	146	132	119	-13	-27	0,4%	0,5%	5,900	8,900	51,000
その他	1,296	1,300	1,292	-8	-4	0,3%	0,1%	600	800	710,400
合計	30,708	27,858	24,793	-3,065	-5,915	100%	100%	216,200	305,300	2,888,600

A-本則の課税標準で算定された納税額、  
 B-2004年までのPVAとミニマル・タックスを適用した場合の納税額  
 C-2005年のPVAとミニマル・タックスを適用した納税額  
 D-Bと比較した2005年の制度改正による税負担の軽減額、 E-Aと比較した2005年の制度改正による税負担の軽減額  
 F-Dの軽減額の業種別分布 G-Eの軽減額の業種別分布  
 H-2004年までの制度によるPVA適用可能事業数、 I-2005年の制度でのPVA適用可能事業数

(資料) Ministère de l'Économie, de l'Industrie et de l'emploi, Rapport, Evaluant la mise en oeuvre de la réforme de la taxe professionnelle, (Application de l'article 85 de la loi N° 2005-1719 du 30 décembre 2005 de finances pour 2006), Remis par le gouvernement au parlement, octobre 2008 より作成。  
 (注) 新規投資減税 (DIN) の影響を除いた数値のため他の統計と数値の異なる場合がある。

2008年11月4日上院財政委員会の報告書 Le système fiscal français à l'épreuve de la crise (Rapport d'information n° 75 (2008-2009))

新たな投資減税の総額は200億ユーロ（2兆8千億円程度）と試算

2008年11月 国の補正予算にて新規投資を免税とすることを決定

2008年11月28日 コミュン連合連盟 (AdCF) が改革に伴う税源減少の懸念表明

2009年2月6日 8つの地方議員連合（全仏市長会など）の声明「TPの廃止：議員連合は地方税制の総合的な改革を求める」  
**Suppression de la taxe professionnelle : les associations d'élus demandent une réforme globale de la fiscalité locale**  
代替税源の原則は

- ・地方の「財政自主権（歳入に占める自主財源の比率維持）」
- ・立地する企業と自治体との税の結びつきの維持
- ・地方制度改革と地方税改革との整合性確保

2009年2月6日 全仏市長会（AMF）財政委員長の牽制

「TPの税収は約280億ユーロで、うち100億はすでに減免税の補償として国が負担。したがってTP廃止の代替税源は200億ユーロ近い。そのため、大統領が言及しているような「炭素税」といった間接税による代替は不可能であり、必要なのは基幹的な税を国と共有すること」

2009年2月6日 サルゴジ大統領 ラジオ放送 2010年1月からTP廃止の再確認

2009年2月24日 9つの地方連盟（全仏市長会など）の声明 「TP：廃止には反対、改革には賛成。その改革は野心的、革新的で立地企業と自治体との税の結びつきを保障する改革」  
**TAXE PROFESSIONNELLE : NON A LA SUPPRESSION, OUI A UNE REFORME AMBITIEUSE, INNOVANTE ET GARANTISSANT LE LIEN ENTRE LES ENTREPRISES ET LES TERRITOIRES**



- \* 景気低迷の中で公共事業の重要性と地方がその7割以上を実施していることを強調。
- \* 地方企業課税をいくら減税しても企業の国外流出は止められないことを強調。すでに「支払い給与ベース」廃止でこれが証明済みと指摘。
- \* 代替税源について、税負担を企業から家計へ振り替えることを否定。
- \* 代替税源として「炭素税」が不適であることを強調

2009年2月末～3月 財政省、財政大臣が代替財源の選択しについて繰り返し言及

- ・国と地方の共有税である自動車保険特別税（TSCA）の地方分増額



- ・ 国・地方共有税である石油製品内国消費税（TIPP）の地方分増額
- ・ 炭素税、同税を筆頭にエネルギー産業への課税（電柱等）
  - TPの最大の納税者＝廃止の恩恵最大は電気・原子力産業だから
- ・ 国税法人税の税率引き上げと地方移譲
- ・ 家計に対する課税（所得税、CSG、付加価値税）等の増税と地方移譲

2009年3月5日 バラデュール委員会報告

- (1) 地方自治体とそこに立地する事業・企業との間に関係を保つことを続けるべきであり、地方法人課税は存続させるべき、
- (2) 代替の税源として大統領が言及していた環境税（炭素税）は家計に対する課税となるので適切ではなく、また現在の国税を国と共有するという案（共有税案）も不適切である、
- (3) したがって改革に伴う財源補償あるいは財源措置は、次の3つで行うべきである。
  - ①（きちんと評価替えされた）事業用不動産と付加価値とを課税標準とする地方法人課税の新設（80億ユーロ相当）、
  - ②国の一般会計から交付される一般交付金（経常総合交付金：DGF）の増額、
  - ③自動車保険契約税や石油製品内国消費税のような間接税の一部の税源を地方に移譲

* 国にとっての改革の収支			
		国の負担増	国の負担軽減
	地方自治体への補償 (税込総額280億ユーロから、残存する土地課税部分の税込58億ユーロを引いた額)	222億ユーロ	
	その他の国の負担 ・ 徴税費の減少 ・ 商工会議所に対する減収補償	36億ユーロ	
	国が負担してきた減免税の消滅		100億ユーロ
	付加価値の1.5%に相当する ミニマル・タックス（最低限納税額） の増大（26億→72億ユーロ）		46億ユーロ
	国税・法人税の増収		32億ユーロ
	国にとっての改革の収支決算	80億ユーロ	
	(企業にとって負担軽減、減税額)		

* 地方への財源補償の案	
ミニマル・タックスの移譲	72億ユーロ
国に残っているTSCAの地方移譲	28億ユーロ
国の交付金	61億ユーロ
その他の税源	61億ユーロ
	222億ユーロ

* 国にとって収支尻の縮減	
縮減のためには新たな税の創設が前提となる	
・炭素税	
・汚染排出税（企業課税）	
・EDF（フランス電力）の原発等への課税	
・より中立的な課税標準による企業課税	
たとえば	
	→ 付加価値に基づくミニマルタックスの増額
	→ 付加価値の一定割合に対する独立の新税
	→ 残存する土地課税部分の増税

2009年3月5日 上院での地方自治体担当閣外相の答弁 「TP廃止による地方税源縮小は約220億ユーロ、100%補償される」

2009年3月11日 上院地方自治体委員会の報告 バラデュール報告よりはるかに包括的かつ理論的、またより一層の改革思考

Rapport d'étape sur la réorganisation territoriale (Rapport d'information n° 264 (2008-2009))

2009年4月21日 MEDEF（フランス企業運動）会長ロランス・パリゾの定例記者会見 「TP改革が、新たな企業負担となる税によって財源補償すべきでない」、「地方自治体は歳入を最適化し、生産性を上げるよう働くべきだ」

地方関係者との間で論争勃発



2009年4月22日 フランス小都市連盟（APVF）会長 「MEDEF会長の発言に唾然」「自治体のサービスから企業も受益しているのに、家計のみに税を負担させようとするのは完全に不公平」

2009年4月23日 フランス・デパルトマン連盟（ADF）会長 「企業は社会機能から逃れることはできず、地方税の納税を拒否することはできない」

2009年4月27日 7つのコミューン・連合の連盟 MEDEF会長に書簡

- ①個人・世帯と同様に、企業も地方公共サービスから受益をしており、費用負担から逃れるべきではない、もしも負担をしないとすれば、前者に対しても不公平となる
- ②（地方法人課税を廃止して）地方自治体と企業との間の税のつながりを絶ってしまうと、企業誘致に対する自治体の意欲を大きくそいでしまうだろう、特にリスクや環境負荷の可能性のある企業については誘致意欲はなくなるだろう
- ③同様に、現在さまざまに行っている企業に対する直接的な支援、間接的な支援を行う意志が大いに減ってしまうだろう
- ④地方自治体の発注は企業にとって大きなマーケットを提供している、特に公共事業に携わる建設業にとってはまさにそうだろう

2009年4月27日 9つの地方連盟（全仏市長会など）の声明

「TP改革：地方議員は企業と自治体との税の結びつきの維持に強く執着する」*Réforme de la Taxe professionnelle : les élus fermement attachés au maintien d'un lien fiscal entre entreprises et territoires*

次の4点を根本原則として、最後の5点目を強く主張する

- ・地方に現在の税源水準を保障するという政府の公約遵守
- ・企業と自治体との税の「強い」結びつきを維持する必要性
- ・現在の企業の税負担を家計に移すことの拒否
- ・地方の企業課税における公平性の改善の必要性

\* これらの要点に答える課税標準は、固定資産ベースと結びつけられた付加価値ベースだけである

2009年5月26日 フランス市長会、デパルトマン連盟、レジオン連盟の共同提案「地方税制の改革」 *Réforme de la fiscalité*

2009年6月16日 MEDEF TP廃止の税源保障について、企業負担となる炭素税、法人税増税などあらゆる措置に反対。自治体における経常支出の合理化が注視されるべきと再び強調

2009年6月17日 財政大臣クリスチヌ・ラギヤルド 新聞 (La Tribune) インタビュー 「下院で提案されている法人税増税によるTP廃止の財源補償に反対」「法人所有地への増税ならよいかも。EUにおいて設備や機械に課税している国はないが、法人の土地課税はフランスより重い国もある」

2009年6月17日 下院・国民議会で「予算方針審議」開始。TP廃止改革が国にとってどの程度財政負担となるか、さまざまな見解。

2009年7月5日 下院・TP改革委員会

改革法案が7月8日に地方代表に提案される。そこでのいくつかの原則

- ・改革はTPの8割（生産設備投資に相当する償却資産ベース）
- ・廃止に伴う自治体への財政補償は完全、100%
- ・新たな税源は企業と自治体の関係を維持。課税ベースはダイナミックで伸張性ある必要

同日のいくつかの新聞報道 法案を巡る推測

- ・新たな企業課税は付加価値への課税であり、税率は売り上げ高に応じて3段階
- ・補償手段としての国税移譲は、自動車保険契約税（28億ユーロ）、取得税（3.4億ユーロ）、大規模商業施設税（7億ユーロ）であり、石油製品内国消費税（TIPP）の移譲はなくなった

- ・この他に TP 廃止の最大の受益企業（フランス電力、フランス・テレコム、フランス国鉄など）から、鉄塔税（la taxe sur les pylônes）の増税で 10 億ユーロ。これら企業からは将来的に炭素税の税収も期待。

2009年7月8日 内務省での会合、政府と地方代表（各種の地方連盟代表者）  
政府の再確認

- ・ TP 廃止の補償は自治体ごとに包括的であり完全
- ・ 憲法に明記された地方の財政自主権の尊重
- ・ 自治体と企業との結びつきの維持
- ・ 課税の責任の明確化

地方側は、4月に下院財政委員会で議論された改革案が改善されたことを確認

- ・ 付加価値に対する課税（税収規模 105 億ユーロ）の実施（土地課税と別に）
- ・ 付加価値課税の最低限基準となる売上高の水準引き下げ
- ・ 課税の税率への累進性の導入
- ・ TIPP 以外の税源による税源補償
- ・ 国の予算から交付される交付金による財源補償の縮小（70 億→48 億ユーロ）

なお不足する重要な点として次を指摘

- ・ コミューンとその連合も、付加価値課税を実施できるようにすること（分割基準が必要になるが）
- ・ その分だけデパルトマンの補償が経るのは、社会保障一般税（CSG）の一部をデパルトマンに移譲することで解決
- ・ 付加価値課税は、TP 廃止で地方が減収にならない程度に拡大されるべき。企業負担の軽減は、国と商工会議所の収入でまかなうべき。
- ・ 補償のための交付金は税源に置き換えられるべき。
- ・ TP 廃止の改革は、地方税制の総合的な改革の一步であるべき

2009年7月15日 上院財政委員会 廃止する TP を創設する炭素税によって行うことは、税の性格からして適切ではない

2009年7月21日 上院財政委員会にて報告書を公開。La « suppression » de la taxe professionnelle : nécessité de compétitivité pour les entreprises et espoir de réforme pour les finances locales. Rapport d'information de M. Jean ARTHUIS, fait au nom de la commission des finances n° 579 (2008-2009)

2009年8月29日 Le Monde の記事 財政大臣クリスチヌ・ラギャルド 「地方自治体はマクロ的に従来の財源調達を確保できる。地方の財政自主権は絶対的に遵守する。」

---

- TP廃止でフランス電力、国鉄、電話会社等は大きく勝ち組になるので、別途の対応が必要かもしれない。TP廃止の代替を炭素税で行うことはしない。」
- 2009年9月1日 ADF（全仏デパルトマン連盟）第79回全国大会 「TP廃止はデパルトマンの財政と税の自主性を損ねる」
- 2009年9月3日 新聞記事「Les Echos」 「政府は、TP廃止で大きな恩恵を受けるフランス電力や国鉄に対する課税を検討」
- 2009年9月8日 AFP通信 「政府は携帯電話のアンテナに対する課税を検討。」
- 2009年9月15日 コミュニンの7連盟 政府に再び申し入れ。「コミュニケーションと連合にも付加価値ベースの新税を割り当てるべき。」
- 2009年9月16日 新聞記事「Le FIGARO」上院財政委員会の報告者 Philippe Marini（与党） 「TP改革を不安に思う。国庫にも深刻な影響を与える。」
- 2009年9月18日 上院の与党議員が改革への不安と当惑を表明。
- 2009年9月21日 首相フランソワ・フィロン 「企業に対する税の軽減を正当化、当然行うべきこと」
- 2009年9月23日 AFP通信 ADF（全仏デパルトマン連盟）会議で与党議員も野党議員もTP改革の拒否を表明。たとえば与党のRoland du Luart（上院副議長）は「このままでは改革に賛成票を投じない。これは財政大臣にもすでに伝えてある」。野党社会党のArnaud Montebourg「これは農山村を不利にするオペレーションだ」。
- 2009年9月24日 山岳地地方議員連盟の記者発表 「地方自治体と立地する企業の経済活動の間につながりを維持すべきだ」
- 2009年9月28日 元首相 Jean-Pierre Raffarin（与党） 「TP改革は受け入れがたい。地方税を交付金に置き換え、地方を国の後見監督下に置こうとしている。」「地方の民主主義と地方分権に大きな注意を払うべき」
- 2009年10月5日 与党のパートナー政党「Le Nouveau centre」TP廃止の財源保障を国の交付金ではなく、社会保障一般税（CSG）で行うことを提案
- 2009年10月7日 新聞記事「Sud-Ouest」 元首相 Alain Juppé（与党） サルコジ大統領を激しく避難「国民を愚弄している・・・」
- 2009年10月26日 上院の委員会にて財政大臣 「新たな税に基づく財政調整メカニズムを導入するのはあきらめた」
- 2009年10月26日 Marc Laffineur（与党議員） 「法案修正提案がMEDEF会長によってスキャンダル化された」
- 2009年9月25日 首相フランソワ・フィロン 「地方議員たちの不安を解消せねばならない」
- 2009年11月2日 新聞記事「Journal du Dimanche」 与党の24人の上院議員がTP廃止改革の延期を求める。内容が不透明すぎる。
- 2009年11月2日 財政大臣 「改革を延期することはない」
-

2009年11月4日 首相フィロン 「法案を上院にて再検討する余地はある」

2009年11月 財政大臣 繰返し主張「延期はしない。雇用と投資、企業の流出防止のため、企業のために必要」

2009年11月16日 財政大臣クリスチヌ・ラギヤルド 新聞 (Journal du dimanche) インタビュー 「TPは2010年1月から廃止。大統領の公約であり、フランス企業の設備投資と雇用に必要な至上命題」

2009年11月17日 ジャック・ペリサール全仏市長会長 (与党UMP)

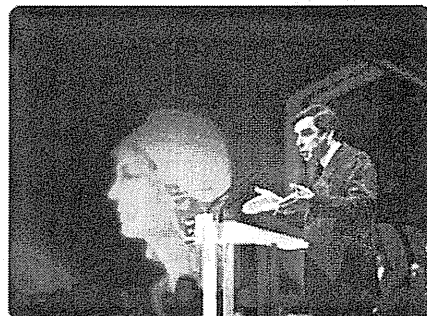
「現在の改革法案には反対票を投じる。」「市長たちは自らの政策手段を失うことを恐れている。改革法案には重要だが不明な点が多い。」

重要なのは次の3点。政府の回答を待っている。

- ・ 企業立地と税収との関連を保つこと。さもないと環境悪化を招く企業を受け入れるコミュニティは1つもなくなる。
- ・ 財政調整 (税収調整) 制度をしっかりと設置すること。
- ・ 小企業に対する免税の放棄。地方の自治体においてはしばしば唯一の納税者

2009年11月18日 フランソワ・フィロン首相 第92回全仏市長会議での声明

「2010年について、改革のシミュレーションを見ながら微調整する可能性がある。改革に伴う財源補償の98.8%は税源移譲、国の交付金は1.2%のみ。2011年の財源については各自治体財源補償全国基金 (un Fonds national de garantie individuelle des ressources (FNGIR)を創設する。」



2009年11月24日 下院財政委員会の責任者 Didier Migaud (野党社会党) et Gilles Carrez (与党UMP) 「MEDEF 会長パリゾ女史の言動を非難する。改革に対して攻撃的で部分的であり不正確。」

資料3 : TP廃止、改革の影響シミュレーション

1 法案作成以前の財政省シミュレーション

(1) 改革のシナリオと用語

EBM	生産設備・道具・機械ベース
VA	付加価値
CVA	付加価値課税
PVA	付加価値の一定割合(2005年以降は3.5%)での納税額上限
CMTTP	ミニマム・タックス(=付加価値の1.5%-各自治体の求める納税額) (適用される企業は売上高760万ユーロ以上)
TAE(存続するTP土地課税)	企業活動税
CA	売上高

シナリオ	TPのEBM廃止	TP土地課税(TAE)存続	CVA(VA課税)	CVA適用範囲	CVAの税率	TAE+CVAのPVA
単純なEBM廃止	○	○	CMTTP存続	現在と同じく、CA760万€以上の企業	1.50%	現在のPVAを維持(VAの3.5%)
地方団体連盟の要請による第1シミュレーション	○	○	CMTTP廃止 CVA導入 (TP土地課税と無関係に)	以下を除く事業 CAが305€未満 手工業、「収入課税」 される農業協同	1.67%	PVA廃止
地方団体連盟の要請による第2シミュレーション	○	○	CMTTP廃止 CVA導入 (TP土地課税と無関係に)	以下を除く事業 CAが305€未満 手工業、「収入課税」 される農業協同	1.19%	PVA廃止
経済界の要請によるシミュレーション	○	○	CMTTPは複数税率で存続	現在と同じく、CA760万€以上の企業	1.50%	VAの1.5%に引き下げ
下院の情報ミッションの要請によるシミュレーション	○ (収入ベースの廃止)	○ (ただし工業・製造業については課税標準15%削減)	独立した形でCVA導入	CAが152,500以上の企業 手工業と「収入課税」 される農業協同組合を除く	複数税率 CA200万€以上1.5% 152.5万-200万は累進 500万以上1500€控除	TAEは2%、 CVAは1.5%
2009年7月8日段階での政府案のシミュレーション	○ (収入ベースの廃止はなし)	○ (ただし工業・製造業については課税標準15%削減)	独立した形でCVA導入	CAが152,500以上の企業 手工業と「収入課税」 される農業協同組合を除く	累進税率 CA50-300万 0-0.5% 300-1000万 0.5-1.4% 1000-5000万 1.4-1.5% 5000万以上 1.5%	現在のPVAを維持(VAの3.5%)

(2) 廃止されるEBMの比重

	TP課税 事業数	TP課税 事業所数	TP課税標準 (100万€)	EBM	納税額 (TP- PVA+CMTP)
農林水産	34,401	54,170	989	94%	91
農産物加工	51,448	71,855	7,301	82%	988
消費財製造	46,922	71,164	5,404	81%	924
自動車	1,754	2,716	6,750	90%	594
投資財製造	35,417	47,842	6,419	81%	1,130
中間財製造	49,686	76,117	23,735	87%	2,683
エネルギー	2,664	62,685	9,790	76%	1,556
建築	291,485	411,194	5,668	91%	1,218
商業	441,150	771,704	16,951	72%	3,532
運輸交通	70,571	124,208	12,781	85%	1,890
金融	28,363	80,121	3,493	76%	1,690
不動産	150,091	280,228	1,144	59%	411
企業サービス (BtoB)	338,849	541,046	18,226	83%	4,772
個人サービス (BtoC)	267,837	397,170	5,575	72%	1,020
教育、医療、福祉	316,541	393,311	4,141	33%	883
行政	51,045	59,265	744	48%	119
その他	710,406	19,594	334	77%	1,290
全セクター合計	2,888,633	3,494,390	129,445	80%	24,793

(3) マクロ的な税負担の変化：シナリオごとに (単位 10億€)

	改革前	改革後	負担軽減	法人税への影響 (法人税額増) 込 の負担軽減策
単純なEBM廃止	24.8	13.8	-11.0	-8.3
地方団体連盟の要 請による第1案	24.8	23.4	-1.4	-1.1
地方団体連盟の要 請による第2案	24.8	18.6	-6.2	-4.7
経済界の案	24.8	12.7	-12.1	-9.1
下院の情報ミッ ション案	24.8	18.1	-6.7	-5.0
09年7月8日政府案	24.8	16.4	-8.4	-6.3



(4) 規模別にみた改革の影響

企業規模別の改革の影響				納税額の変化				
	事業数	納税総額	(構成比)	地方第1案	地方第2案	済界案	下院案	090708政府案
100万€未満	1,950,631	3,180	12.8%	11%	-6%	-62%	-67%	-48%
100-300万	142,317	1,559	6.3%	32%	1%	-79%	-13%	-60%
300-760万	50,890	1,439	5.8%	29%	-1%	-79%	11%	-31%
760万以上	40,338	17,458	70.4%	-12%	-31%	-41%	-22%	-26%
不明	704,457	1,159	4.7%	-51%	-51%	-51%	-66%	-52%
合計	2,888,633	24,793	100%	-6%	-25%	-49%	-27%	-32%

(5) 部門別の税負担の変化(シナリオ別の影響)

	納税額の変化					
	EBM廃止	地方第1案	地方第2案	財界案	下院案	090708政府案
農林水産	55.7%	15%	-12%	-57%	-31%	-46%
農産物加工	53.9%	-19%	-33%	-58%	-35%	-40%
消費財製造	40.6%	-3%	-24%	-43%	-19%	-27%
自動車	47.6%	-20%	-35%	-53%	-31%	-35%
投資財製造	41.9%	-1%	-23%	-45%	-18%	-27%
中間財製造	56.0%	-21%	-36%	-59%	-35%	-42%
エネルギー	57.4%	-29%	-39%	-68%	-39%	-41%
建築	58.0%	8%	-18%	-60%	-32%	-48%
商業	42.1%	9%	-14%	-46%	-15%	-25%
運輸交通	50.9%	-16%	-33%	-56%	-30%	-37%
金融	10.8%	18%	-12%	-12%	4%	-5%
不動産	27.1%	45%	12%	-33%	1%	-16%
BtoB	43.2%	-6%	-28%	-46%	-26%	-33%
BtoC	47.5%	7%	-14%	-54%	-28%	-38%
教医福	23.1%	9%	-2%	-47%	-56%	-16%
行政	17.1%	28%	14%	-43%	-38%	-11%
その他	49.0%	-44%	-47%	-49%	-60%	-47%
合計	44.2%	-6%	-25%	-49%	-27%	-32%

各部門における税負担変化の状況

金額の単位は100万€

(1) 単純なEBM廃止

	TP 課税数	負担軽減 (勝ち組)		変化なし 事業数	負担増 (負け組)	
		軽減額	事業数		軽減額	事業数
農林水産	34,400	-51	16,000	18,000	1	-
農産物加工	51,400	-534	32,000	19,000	2	-
消費財製造	46,900	-378	23,000	24,000	3	-
自動車	1,800	-283	1,800	-	-	-
投資財製造	35,400	-479	24,000	10,000	5	1,000
中間財製造	49,700	-1,513	35,000	13,000	10	1,000
エネルギー	2,700	-893	1,000	2,000	-	-
建築	291,500	-708	138,000	152,000	2	1,000
商業	441,200	-1,492	264,000	176,000	5	2,000
運輸交通	70,600	-982	34,000	36,000	19	1,000
金融	28,400	-182	10,000	18,000	-	-
不動産	150,100	-111	28,000	122,000	-	-
BtoB	338,800	-2,066	111,000	227,000	5	1,000
BtoC	267,800	-485	120,000	147,000	-	-
教・医・福	316,500	-204	20,000	296,000	-	-
行政	51,000	-21	3,000	48,000	-	-
その他	710,400	-633	74,000	636,000	1	1,000
合計	2,888,600	-11,014	935,000	1,944,000	54	9,000

(2) 政府案 2009年4月10日の案

	TP 課税数	負担軽減 (勝ち組)		変化なし 事業数	負担増 (負け組)	
		軽減額	事業数		軽減額	事業数
農林水産	34,400	-49	16,000	18,000	1	-
農産物加工	51,400	-475	31,000	20,000	3	1,000
消費財製造	46,900	-338	22,000	24,000	5	1,000
自動車	1,800	-258	10,000	-	-	-
投資財製造	35,400	-433	24,000	10,000	8	1,000
中間財製造	49,700	-1,378	34,000	13,000	16	2,000
エネルギー	2,700	-699	1,000	2,000	-	-
建築	291,500	-662	137,000	152,000	6	2,000
商業	441,200	-1,289	251,000	176,000	18	15,000
運輸交通	70,600	-892	33,000	36,000	23	2,000
金融	28,400	-163	10,000	18,000	7	1,000
不動産	150,100	-96	26,000	121,000	9	3,000
BtoB	338,800	-1,937	104,000	227,000	41	8,000
BtoC	267,800	-414	117,000	147,000	6	3,000
教・医・福	316,500	-181	20,000	296,000	2	1,000
行政	51,000	-16	3,000	48,000	1	-
その他	710,400	-575	70,000	636,000	5	4,000
合計	2,888,600	-9,853	900,000	1,944,000	152	45,000

	TP 課税数	負担軽減 (勝ち組)		変化なし	負担増 (負け組)	
		軽減額	事業数	事業数	軽減額	事業数
農林水産	34,400	-11	10,000	17,000	25	8,000
農産物加工	51,400	-243	25,000	17,000	58	10,000
消費財製造	46,900	-144	13,000	21,000	121	13,000
自動車	1,800	-149	1,000	-	32	1,000
投資財製造	35,400	-165	12,000	9,000	151	15,000
中間財製造	49,700	-738	23,000	11,000	166	15,000
エネルギー	2,700	-490	1,000	1,000	45	1,000
建築	291,500	-229	74,000	131,000	331	87,000
商業	441,200	-433	133,000	138,000	732	170,000
運輸交通	70,600	-514	23,000	33,000	216	14,000
金融	28,400	-67	3,000	15,000	372	10,000
不動産	150,100	-35	11,000	98,000	219	41,000
BtoB	338,800	-1,268	42,000	180,000	983	117,000
BtoC	267,800	-156	81,000	127,000	229	60,000
教・医・福	316,500	-57	7,000	232,000	140	77,000
行政	51,000	-6	1,000	39,000	39	11,000
その他	710,400	-605	72,000	636,000	33	3,000
合計	2,888,600	-5,308	530,000	1,705,000	3,891	654,000

(4) 地方第2案 (税率1.19%)

	TP 課税数	負担軽減 (勝ち組)		変化なし	負担増 (負け組)	
		軽減額	事業数	事業数	軽減額	事業数
農林水産	34,400	-23	14,000	17,000	12	4,000
農産物加工	51,400	-356	28,000	17,000	29	7,000
消費財製造	46,900	-260	16,000	21,000	43	10,000
自動車	1,800	-212	1,000	-	4	1,000
投資財製造	35,400	-307	16,000	9,000	53	11,000
中間財製造	49,700	-1,059	27,000	11,000	84	11,000
エネルギー	2,700	-632	1,000	1,000	23	1,000
建築	291,500	-377	92,000	131,000	163	69,000
商業	441,200	-794	169,000	138,000	302	135,000
運輸交通	70,600	-732	26,000	33,000	106	11,000
金融	28,400	-278	5,000	15,000	69	8,000
不動産	150,100	-81	14,000	98,000	128	38,000
BtoB	338,800	-1,801	53,000	180,000	471	106,000
BtoC	267,800	-257	91,000	127,000	119	50,000
教・医・福	316,500	-96	11,000	232,000	80	74,000
行政	51,000	-11	2,000	39,000	28	11,000
その他	710,400	-616	72,000	636,000	13	3,000
合計	2,888,600	-7,892	636,000	1,705,000	1,727	548,000

(5) 財界案 (VAの1.5%でPVA)

	TP 課税数	負担軽減 (勝ち組)		変化なし	負担増 (負け組)	
		軽減額	事業数	事業数	軽減額	事業数
農林水産	34,400	-53	22,000	12,000	1	-
農産物加工	51,400	-578	39,000	12,000	1	-
消費財製造	46,900	-403	33,000	13,000	3	-
自動車	1,800	-316	2,000	-	-	-
投資財製造	35,400	-510	28,000	7,000	5	1,000
中間財製造	49,700	-1,062	40,000	8,000	8	1,000
エネルギー	2,700	-1,054	2,000	1,000	-	-
建築	291,500	-731	174,000	117,000	2	1,000
商業	441,200	-1,611	347,000	93,000	5	1,000
運輸交通	70,600	-1,078	40,000	29,000	19	1,000
金融	28,400	-196	14,000	15,000	-	-
不動産	150,100	-134	73,000	77,000	-	-
BtoB	338,800	-2,192	221,000	117,000	5	1,000
BtoC	267,800	-547	186,000	82,000	1	-
教・医・福	316,500	-412	271,000	46,000	-	-
行政	51,000	-51	39,000	12,000	-	-
その他	710,400	-636	74,000	635,000	1	1,000
合計	2,888,600	-12,103	1,604,000	1,276,000	50	7,000

(6) 上院財政委員会案

	TP 課税数	負担軽減 (勝ち組)		変化なし	負担増 (負け組)	
		軽減額	事業数	事業数	軽減額	事業数
農林水産	34,400	-37.5	15,500	17,500	9.2	14,000
農産物加工	51,400	-361.1	32,500	17,900	13.0	1,000
消費財製造	46,900	-223.1	21,700	22,000	47.2	3,200
自動車	1,800	-198.2	1,200	3,000	12.7	300
投資財製造	35,400	-269.8	21,200	9,700	64.8	4,600
中間財製造	49,700	-995.3	32,900	12,100	58.9	4,700
エネルギー	2,700	-610.6	1,400	1,100	8.0	200
建築	291,500	-472.0	128,600	150,300	85.6	12,600
商業	441,200	-829.9	253,800	149,700	295.1	37,600
運輸交通	70,600	-655.8	31,000	34,900	87.1	4,600
金融	28,400	-96.0	9,000	16,000	159.7	3,400
不動産	150,100	-79.1	35,400	105,800	81.9	8,900
BtoB	338,800	-1,657.1	169,500	142,400	423.3	26,900
BtoC	267,800	-346.1	139,100	123,600	61.6	5,100
教・医・福	316,500	-545.5	280,100	32,600	47.4	3,800
行政	51,000	-52.3	33,600	16,900	7.7	600
その他	710,400	-788.9	140,200	569,200	19.2	1,100
合計	2,888,600	-8,218.3	1,346,800	1,422,100	1,482.5	119,800

2 法案 (2010 財政法案) に掲載された影響シミュレーション

	TP納税額	改革後の負担	負担軽減割合
農林水産	108	65	40%
製造業	6,424	4,135	36%
エネルギー	1,592	1,560	2%
建設	1,402	769	45%
商業	3,888	3,019	22%
運輸交通	2,093	1,641	22%
金融	1,897	1,914	-1%
不動産	504	421	17%
BtoB	5,136	4,231	18%
BtoC	1,167	735	37%
教・医・福	1,040	851	18%
行政	164	138	16%

	事業数 (100万)	TP納税額 (100万€)	改革後の負担 (100万€)	負担軽減割合
100万€未満	1,970	3,348	1,718	49%
100-300万	156	1,601	618	61%
300-760万	58	1,505	1,107	26%
760万以上	46	18,147	15,614	14%

# 低炭素社会と自動車関連税 のあり方

～EUおよびドイツの動向を中心に～

2010年2月24日(水)

「地方分権に関する基本問題についての  
調査研究会」

総務省

諸富徹(京都大学大学院経済学研究科)

## 自動車関連税の基本的性格と新しい課題

---

- 自動車税の根拠の変遷
  - 1) 自動車の保有自体が珍しく、それが金持ちの象徴であった時代
  - 2) 自動車が大衆普及し、自動車交通を捌くための道路整備が焦眉の急となった時代
  - 3) それをもたらす負の効果が大きな問題となり、温暖化防止の観点から自動車のCO<sub>2</sub>排出を劇的に削減することが求められる時代

表1 自動車関連税一覧

名称	課税主体	課税対象	税率	税収(H20年度予算)
自動車重量税	国	自動車の保有	【例】 自家用乗用 【暫定税率】 6,300 円/0.5t 年 【本則税率】 2,500 円/0.5t 年	10,725 億円
自動車取得税	都道府県	自動車の取得	【暫定税率】 自家用は取得価額の 5% 【本則税率】 取得価額の 3%	4,024 億円
自動車税	都道府県	自動車の保有	【本則税率 [自家用]】 [乗用車] 29,500 円/年・台から、総排気量に応じて上昇 [トラック] 8,000 円/年・台から、最大積載量に応じて上昇 【自動車税のグリーン化】 環境負荷の小さい車は軽課、車齢の高い車は重課	17,148 億円
軽自動車税	市町村	軽自動車の保有	【本則税率 [自家用]】 2,500 円/年・台(ただし、燃費等によって税率には差がある)	1,690 億円

【出所】 環境省および国土交通省資料より作成。

## 自動車関連税の課税根拠

- 第1は「奢侈品税的性格」・・・取得価額に対して課税ベースが設定され、購入時点で納税する自動車取得税には、その残滓
- 第2は「財産税的性格」・・・自動車が大量に普及した段階では、普遍的に保有される財産としての性格。自動車税が排気量に応じて課されているのは、それが財産税として課されていることの反映。
- 第3は「道路損傷負担金的性格」・・・自動車の大量普及にともなって道路整備の社会的必要性が高まると、その費用を応益的な観点からその便益の享受者に負担してもらうのが公平という考え方が台頭。自動車重量税に、その考え方が反映。
- 地球温暖化防止という新たな視点・・・自動車関連税の課税ベースにCO2排出量を組み込むことが課題

## 自動車関連税の改革に関するEU指令提案

---

- 欧州では既に、17カ国でCO2が自動車関連税の課税ベースに組み込まれている
- 背景に、EUにおける自動車への環境規制の強化と、自動車関連税制の調和に関する議論
- 域内市場統合にともなって自動車税制の加盟国間相違がもたらす「歪み」が顕在化
- 欧州委員会は自動車関連税制の改革に関するEU指令提案の公表した(Commission of the European Communities 2005a)
- 指令案の成立には全会一致が条件となっているため、本提案は実現せず

## 欧州各国における自動車関連税の相違

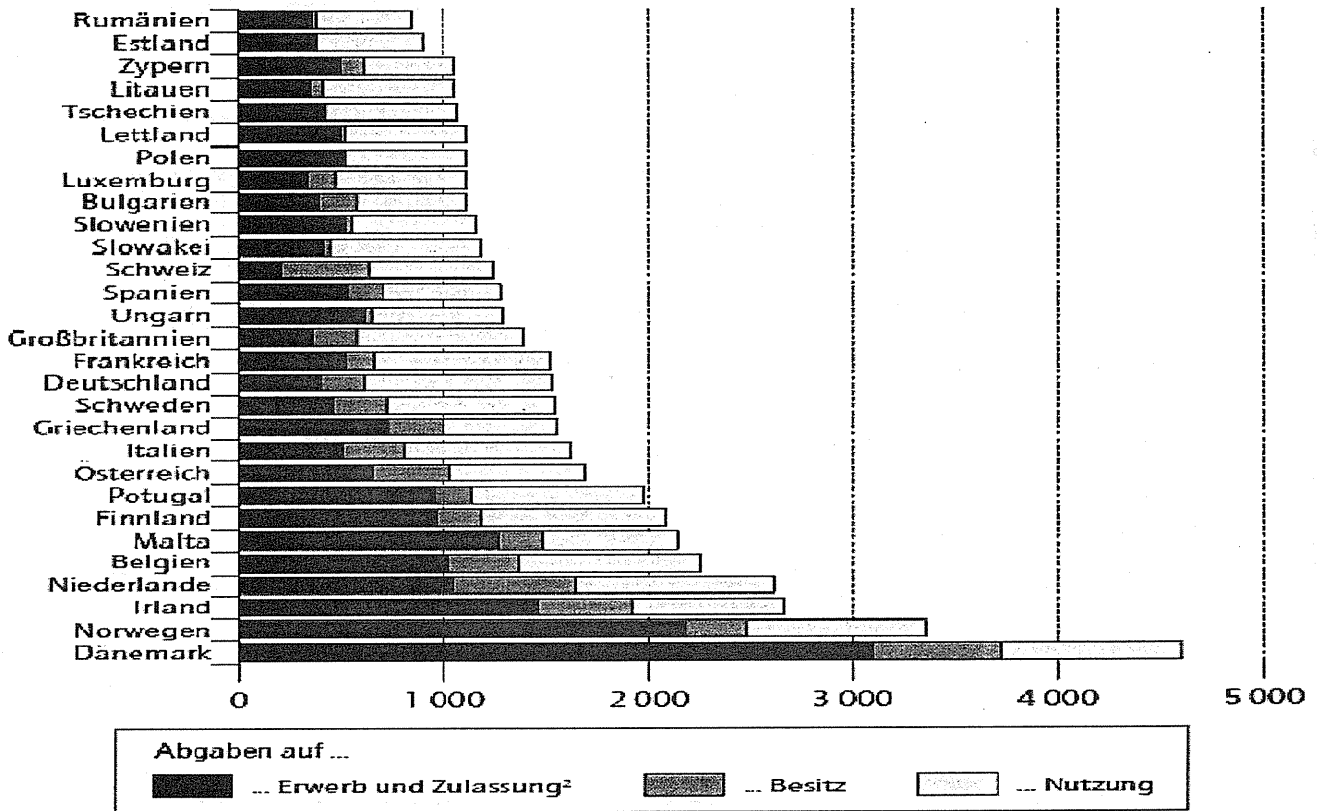
---

- 指令案の第1目的は、「自動車登録税」(日本の「自動車取得税」に相当)の廃止と、その自動車税への統合
- 第2目的は、その統合された自動車税の課税ベースをCO2排出量に切替えること
- 自動車登録税の廃止を打ち出した背景・・・自動車が国境を越えて移動するたびに自動車登録税の重複課税が発生し、域内の自由な自動車流通の妨げになっている
- EU諸国間で登録税の水準に相当な相違があり、自動車販売市場が分断されて域内統合市場のメリットが十分に生かされていない
- 図1よりEU諸国間での自動車関連税の水準格差の主因は登録税・・・登録税が廃止されれば自動車関連税の水準は各国間でかなりの程度均衡する

図1 EU諸国の自動車関連税

In Euro/Jahr

Golf 1.6 mit Ottomotor



[出所] Kalinowska, Kerim und Kunert (2009), S. 444, Abb. 2.

## 自動車関連税へのCO2課税ベースの組み込み

- しかし、自動車関連税の水準は各国の産業構造や財政事情と連関して決まっており、現実には簡単に廃止できず
- 図1に示されているように高水準の登録税をデンマーク、ノルウェー、アイルランドといった諸国が課しているのは、自動車産業が自国に立地していないため
- これらの国々にとって登録税の廃止は、貴重な税源を失うだけで、その見返りが全くない点で受け入れがたい
- EU指令案は、現行の意思決定ルールの下では成立の可能性がほとんどない
- 欧州委員会が目指した自動車関連税への環境的要素の組み込みは、加盟国政府がそれぞれ独自に進めている。欧州委員会が推進している自動車のCO2規制を意識



## 自動車のCO2規制に関するEU 指令の成立

---

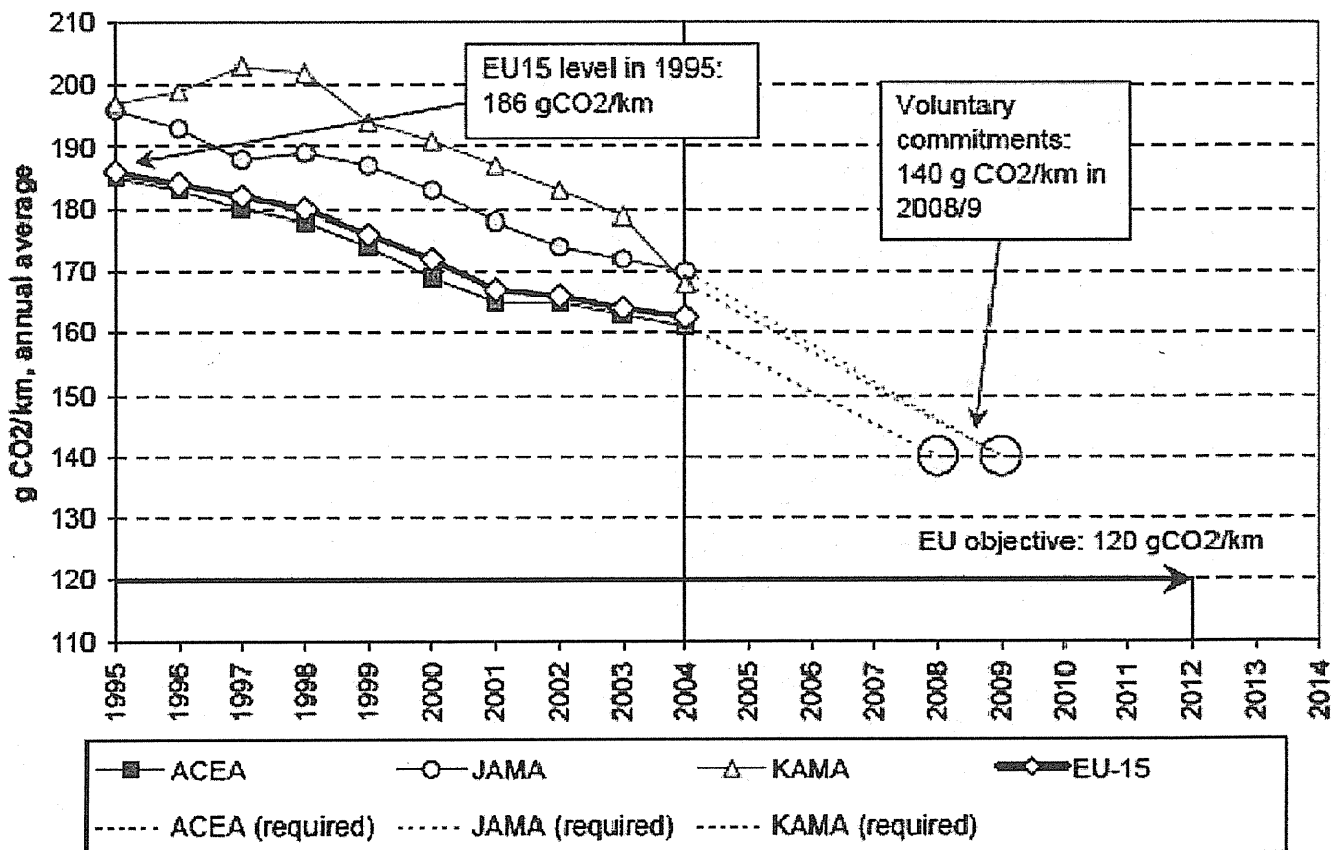
- EUは、運輸部門の温室効果ガス排出が産業部門に次いで2番目に大きいこと、そしてそれが依然として増加傾向にあることから、自動車のCO2排出削減戦略として次の3つの柱を採用
- 第1は、自動車産業による自主行動計画
- 第2は消費者への情報提供の改善
- 第3は税制を活用したエネルギー効率的な自動車開発の促進

## 自動車のCO2規制に関するEU 指令の成立

---

- 1998年に欧州自動車工業会(European Automobile Manufacturers' Association: ACEA)は、2008年までに新車の平均排出量を140g CO2/kmに削減することを表明
- 欧州委員会は当初、自主行動計画を自動車の排出削減政策の主要な柱の1つとした
- ところが、2006年には欧州閣僚理事会の場で、全会一致で新車のCO2排出が2008/2009年には140g CO2/kmへ、さらに2012年には120g CO2/kmに削減されるべきこと、そして中期的には80-100 g CO2/kmが目指されるべきこと、の2点を確認
- これを受け、自主行動計画の削減実績の延長線上では、合意された削減目標(2008/2009年に140g CO2/km)を達成することは困難と判断

図2 欧州における新車の平均CO<sub>2</sub>排出量経緯および削減目標



[出所] Commission of the European Communities (2007b), p.6, Figure 1.

## 自動車のCO<sub>2</sub>規制に関するEU 指令の成立

- 欧州自動車工業会による自主行動計画の失敗、2012年までに野心的な120g CO<sub>2</sub>/kmという削減目標を達成する必要から、追加的な政策手法の導入が必要とEUは判断
- 2009年4月に自動車のCO<sub>2</sub>排出規制に関する指令案が成立
- 目標は段階的に厳しくなり、2020年の新車平均排出量は、95g CO<sub>2</sub>/kmまで下げることが求められる
- これらの目標値は自動車産業全体に対するものであり、その下で個別メーカーに対し、競争条件の均等化に留意しながら削減義務が割り当てられる
- 目標達成に柔軟性を与えるために、複数企業による「プール」の形成が可能

# ドイツにおける自動車税改革

- EUレベルでの自動車CO2排出規制の議論は、EU加盟各国に対して、自動車関連税改革への動機を与えた
- ドイツは、2009年7月1日から新車に適用される自動車税改革を実行し、その課税ベースを「排気量のみ」から「CO2排出量と排気量の組み合わせ」に移行
- CO2排出量ベースの課税については、免税点がEU規制と整合的な形で設定、規制の厳格化とともに免税点も移動
- 2011年までの免税点は120g CO2/km、それ以降、2012～2013年は110 g CO2/km、さらに2014年以降は95g CO2/km
- CO2排出量ベース課税の税率は、この免税点を越えるCO2排出に対して、2ユーロ/g CO2/kmに設定

Kraftfahrzeugsteuer für Pkw mit Ottomotoren bei Erstzulassung ab dem 1.7.2009 bis zum 31.12.2011 \*

CO <sub>2</sub> -g/km-	Hubraum - immer auf volle 100 cm <sup>3</sup> aufzurunden -																			
	700	800	900	1.000	1.100	1.200	1.300	1.400	1.500	1.600	1.700	1.800	1.900	2.000	2.100	2.200	2.300	2.400	2.500	⇒
unter 120	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	
120	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	
130	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	
140	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	
150	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96	98	100	102	104	106	108	110	
160	94	96	98	100	102	104	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128	130	
164	102	104	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128	130	132	134	136	138	
170	114	116	118	120	122	124	126	128	130	132	134	136	138	140	142	144	146	148	150	
180	134	136	138	140	142	144	146	148	150	152	154	156	158	160	162	164	166	168	170	
190	154	156	158	160	162	164	166	168	170	172	174	176	178	180	182	184	186	188	190	
200	174	176	178	180	182	184	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210	
210	194	196	198	200	202	204	206	208	210	212	214	216	218	220	222	224	226	228	230	
220	214	216	218	220	222	224	226	228	230	232	234	236	238	240	242	244	246	248	250	
230	234	236	238	240	242	244	246	248	250	252	254	256	258	260	262	264	266	268	270	
240	254	256	258	260	262	264	266	268	270	272	274	276	278	280	282	284	286	288	290	
250	274	276	278	280	282	284	286	288	290	292	294	296	298	300	302	304	306	308	310	
260	294	296	298	300	302	304	306	308	310	312	314	316	318	320	322	324	326	328	330	
270	314	316	318	320	322	324	326	328	330	332	334	336	338	340	342	344	346	348	350	
280	334	336	338	340	342	344	346	348	350	352	354	356	358	360	362	364	366	368	370	
290	354	356	358	360	362	364	366	368	370	372	374	376	378	380	382	384	386	388	390	
300	374	376	378	380	382	384	386	388	390	392	394	396	398	400	402	404	406	408	410	
↓																				

Bundesministerium der Finanzen 27.1.2009

## ドイツにおける自動車税改革

---

- 排気量ベース課税の税率はガソリン車が2ユーロ／100cc、ディーゼル車が9.5ユーロ／100ccに設定
- 自動車所有者の税負担額は、CO2排出量ベース課税と排気量ベース課税の合計で決定
- 排気量ベースとCO2排出量ベースの併用は、税収の安定化と小型車／大型車間の税負担均衡のため
- 税の性格としては、排気量課税ベースと併用することで、完全に環境税化せず、財産課税としての性質を今後も併せ持つことに
- 電気自動車に関しては、購入後5年間に関しては免税、その後、重量に応じた課税

## 自動車税の連邦への移譲

---

- 今回のドイツ自動車税改革のもう1つの重要な点は、自動車税が州から連邦に移譲されたこと
- その最大の理由は、EUによる規制強化にともなって、連邦が自動車税の課税ベースにCO2排出量ベースを組み込んで、政策手段として活用したいという意向を持っていたこと
- 州側も、下記の理由から自動車税の移譲に応じる理由があった
- 第1に、州はもともと自動車税の徴税実務に困難を感じており、連邦に移譲したいと考えていた
- 第2に、そもそも「移動」に関する権限は、連邦に属するというのが州側の見解であった
- 第3に、自動車税の連邦への移譲にともなって発生する税収減を、連邦が完全に補填することを保障

表2 自動車税の移管に伴う連邦と州の財政収支

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総計	-70	-185	-365	-410	-580	-195
連邦	-4,491	-8,702	-9,207	-9,252	-9,422	-9,037
州	+4,421	+8,517	+8,842	+8,842	+8,842	+8,842

[出所] Deutscher Bundestag (2009), S.2.

## 自動車税改革の意義と日本への示唆

- EUにおける自動車CO2排出規制と連動しながら、自動車税を政策課税として用いようとしている
- 財源が急速に失われることのないようその財産税的な性格を残し、排気量ベースとCO2排出量ベースの組み合わせとしている
- ただし、税収調達機能を急速に失わせないよう、対処が必要
- ドイツの場合、排気量ベースを残したことに加え、EU基準の強化に合わせた免税点の引き下げでこの点に対処
- 電気自動車への対応として、当初5年間を免税とした後に、重量ベースで課税

図3 日独の自動車に対する課税と規制

	生産段階	購入段階	保有段階	走行段階
ドイツ	EUの自動車 CO <sub>2</sub> 排出規制	自動車 登録税	自動車税への CO <sub>2</sub> 課税ベー ス組み込み	鉱油税 (炭素税)
日本	なし	自動車 取得税	自動車税 自動車重量税	揮発油税 軽油引取税

## 自動車税改革の意義と日本への示唆

- 自動車のCO<sub>2</sub>排出を抑制するには、保有段階よりも走行段階で規制をかけたり課税強化したりするのが本筋ではないかという意見もある
- しかし実際には、自動車のCO<sub>2</sub>排出を抑制するには生産段階から、購入、保有段階を経て走行段階に至るまで、あらゆる段階で規制や総合的に課税を行うことが望ましい
- なぜなら、同じ走行距離でも、燃費の良い車の方がCO<sub>2</sub>排出は少ないから
- そのような車を生産するよう生産段階でメーカーに働きかけることは、大きな意味を持つ。自動車の購入段階と保有段階に対しては、自動車の購入者・所有者の選択に対し、税制を通じて影響を与え、よりCO<sub>2</sub>排出の少ない車を購入・保有してもらうインセンティブを与える必要がある
- 表のEU/ドイツの欄を見ると、あらゆる段階で自動車のCO<sub>2</sub>排出抑制への手立てがとられていることが分かる。日本でも、自動車の生産から走行段階までの各段階で適切な規制や課税が組み込まれているかを点検し、その中で政策手段として自動車関連税をどう位置づけるべきか、今後検討する必要がある
- 日本ではちょうど、自動車関連税についても暫定税率が廃止されることになっており、自動車関連税の「道路損傷負担金的性格」は、それを契機に薄まることになる。欧州の動向を踏まえるならば、今後の自動車関連税は環境政策上の手段として位置づけられることで、その新しい社会的役割を獲得することになるだろう。



## 第 2 章

### 参 考 资 料





# 道州制について

## 地方分権改革のロードマップ

### 第1次地方分権改革

三位一体の改革

平成の大合併

### 第2次地方分権改革

道州制

「未完の分権改革」との評価  
→ 受け皿は十分？  
→ 税財源は十分？

3兆円の税源移譲は大きな成果  
基礎自治体の能力もUP  
→ 地方の自由度は本当に高まった？

大変革を遂げた市町村  
⇔120年間不変の都道府県は？

#### 「地方分権決議」

(平成5年)

・憲政史上初の両院決議  
細川内閣 (平成5年)  
・地方分権が国政上の  
アジェンダに

橋本内閣 (平成8年)  
・中央省庁再編  
・財政構造改革推進法

小渕内閣 (平成10年)  
・地方分権一括法

小泉内閣 (平成13年)  
・聖域なき構造改革  
・「道州制特区」

安倍内閣 (平成18年)  
・道州制ビジョン懇談会

福田内閣 (平成19年)

麻生内閣 (平成20年)

# 地方分権推進についての主な動き

[H5] 6/3、4	<b>地方分権の推進に関する決議（衆参）</b>	7/13	地方6団体改革案提出
[H7] 5/15	<b>地方分権推進法成立</b>	11/30	政府与党合意 ・約3兆円程度の税源移譲を行う
[H8] 12/20 ～ [H9]10/9	地方分権推進委員会 第1次勧告～第4次勧告 ・機関委任事務制度の廃止等 ・事務区分、国地方関係調整ルール等 ・地方事務官 ・係争処理手続 等	12/9	<b>第28次地方制度調査会答申</b> <b>「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」</b>
[H10] 5/29 11/19	「地方分権推進計画」閣議決定 地方分権推進委員会第5次勧告	[H18]2/28 5/31	<b>第28次地方制度調査会答申「道州制のあり方に関する答申」</b> 改正地方自治法成立(6/7公布) ・出納長・収入役の廃止、地方六団体への情報提供等
[H11] 3/26 7/8	「第2次地方分権推進計画」閣議決定 <b>地方分権一括法成立</b>	6/7 7/7	地方分権の推進に関する意見書提出(地方六団体) 「骨太の方針2006」閣議決定 ・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。
[H12] 4/1	<b>地方分権一括法施行</b>	12/8	<b>地方分権改革推進法成立(12/15公布)</b>
[H13] 7/3	地方分権改革推進会議発足	[H19]4/1 5/29	<b>地方分権改革推進法施行、地方分権改革推進委員会発足</b> <b>地方分権改革推進本部設置</b>
[H14] 6/21	「骨太の方針2002」閣議決定 ・補助金、交付税、税源移譲を三位一体 で検討、1年以内に改革案	5/30	<b>地方分権改革推進委員会</b> <b>「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」</b>
10/30	地方分権改革推進会議意見 ・事務・事業の在り方に関する意見	7/3 11/16	<b>第29次地方制度調査会発足</b> <b>地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」</b>
[H15] 6/6	改正地方自治法成立(6/13公布) ・指定管理者制度の導入等	[H20]5/28 6/20	<b>地方分権改革推進委員会「第1次勧告」</b> <b>地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱(第1次)」</b>
6/26	「骨太の方針2003」閣議決定 ・補助金約4兆円の廃止、縮減を目指す	8/1 9/16	<b>地方分権改革推進委員会「国の出先機関の見直しに関する中間報告」</b> <b>地方分権改革推進委員会</b> <b>「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」</b>
[H16] 6/3	「骨太の方針2004」閣議決定 ・約3兆円の税源移譲を目指す	12/8 [H21]4/24	<b>地方分権改革推進委員会「第2次勧告」</b> 地方分権改革推進会議意見 ・国直轄事業負担金に関する意見
[H17]6/20	「骨太の方針2005」閣議決定 ・秋までに残された課題の結論を出す		

## 地方分権推進委員会最終報告(抄)(平成13年6月14日)

### I 地方財政秩序の再構築

まず第1に、地方財政秩序を分権型社会にふさわしい新しい姿に再構築することである。

分権型社会にふさわしい新しい地方財政秩序を再構築していくためには、今回の委員会の提言に示されている基本的な方向、すなわち、自己決定・自己責任の原理を地方税財政の領域にまで押し広げて地方公共団体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民から見てもその受益と負担の関係が分かりやすい税財政構造に改めることをもって、改革の大方針としなければならない。

このためには、現行の国税と地方税の税源配分を改め、地方公共団体の自主財源である地方税収入を充実し、その反面で国からの財政移転に依存した依存財源の規模をできるだけ縮減していかなければならない。その際、依存財源のなかでも、使途の特定された財源であるところの国庫補助負担金の縮減を優先し、ついで使途の特定されていない一般財源であるところの地方交付税の縮減を図る方途を探っていく必要がある。

地方公共団体は、自主財源である地方税収入についてその税率設定権を含む課税自主権を積極的に行使し、行政サービス水準と地域住民の地方税負担のバランスの当否を地域住民に問いかけていくべきである。わが国のこれまでの地方自治は、国の地方税法に定められた法定税をその標準税率で課税して得た地方税収入に、国から配分される地方交付税収入や国庫負担金収入、国に申請し交付を受けた国庫補助金収入などを追加した歳入の総額を、いかなる行政サービスに配分するかという「歳入の自治」にのみ専念してきた観があるが、これからの分権型社会の地方自治は、地域住民にどれだけの地方税負担を求めるのかという「歳入の自治」まで含むものでなければならない。

### II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第2に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

第1次分権改革の主要な成果の一つは、国の通達等による関与を大幅に緩和したことであるが、国の法令等(法律・政令・省令・告示)による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずに行われている。地方公共団体の事務を文字どおりそれらしいものに変えていくためには、国の個別法令による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和する必要がある。

また、自主財源である地方税収入をこれまで以上に充実確保したとしても、その反面で国からの依存財源が縮減され、しかも国による事務の義務付けは従前どおりに続くことになれば、地方税収入はこれをすべて国から義務付けられている事務の執行経費に充当せざるを得ないことになりかねない。これでは、地方公共団体には単独事業を行う余裕がなく、独自の個性的な自治体政策を展開することは不可能になる。

さらに、国からの依存財源を縮減する方策の一環として地方交付税の大幅な減額を行おうとすれば、義務的経費の縮減を図らなければならない。そのためには、これに先立って国の法令による事務の義務付けや事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和することが不可欠である。それには、全国どこでも一律に最低限度確保されるべきナショナル・ミニマムとは何かを、個別行政サービスごとに厳しく見直す必要がある。その判断基準はその時代時代の社会状況によって変わり得るものであり、不断の見直しが求められるものだからである。

### III 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

第3に、平成17年3月までの時限法である市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づいて進められている市町村合併の帰趨を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論、廃県置藩論など、現行の都道府県と市区町村の2層の地方公共団体からなる現行制度を改める観点から各方面においてなされている新たな地方自治制度に関する様々な提言の当否について、改めて検討を深めることである。

委員会は当初、地方分権推進法の制定以前の段階において隆盛を極めていたいわゆる「受け皿論」をこの際は一時棚上げにし、当面は現行の地方自治制度を前提にして、この体制の下で可能なかぎりの分権を推進することを基本方針としていた。地方分権推進法の制定に至るまでの論議の過程で、その旨の合意が関係者の間に概ね成立していたと理解していたためであった。

しかしながら、市町村合併については分権改革と同時に進行して推進すべしとする声が各方面で高まるばかりであった。そこで委員会としては、第1次勧告を提出した時点、すなわち機関委任事務制度の全面廃止が政府内で合意が得られる見通しが立った時点で、市町村合併問題を地方行政体制の整備及び確立方策の重要な一環として調査審議のそ上に載せることとし、第2次勧告において市町村の自主的な合併の積極的な促進方策を勧告したところである。

これから平成17年3月までの間に市町村合併がどの程度まで進捗するのかによるが、その帰趨によっては基礎的の地方公共団体である市町村のあり方にとどまらず、広域的な地方公共団体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れた先に述べたような新たな地方自治制度に関する様々な提言がより現実性を帯びてくる可能性がある。そして、分権改革が次の第2次分権改革から更に第3次分権改革へと発展する段階になれば、地方自治制度の将来像を明確にする必要に迫られるのではないかと見込まれる。

### IV 事務事業の移譲

第4に、ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性（subsidiarity）の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進することである。

すでに第1章で述べたように、第1次分権改革では事務事業の移譲方策の側面ではあまり大きな成果を上げられなかった。しかしながら、ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合（IULA）がその世界大会で決議した世界地方自治宣言では、事務事業を政府間で分担するに際しては、まず基礎自治体を最優先し、ついで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを担うものとするという「補完性の原理」の考え方が謳われている。

わが国の事務事業の分担関係をこの「補完性の原理」に照らして再点検してみれば、国から都道府県へ、都道府県から市区町村へ移譲した方がふさわしい事務事業がまだまだ少なからず存在している一方、これまではともかく今後は、市区町村から都道府県へ、都道府県から国へ移譲した方が状況変化に適合している事務事業も存在しているのではないかとと思われる。分権改革という、事務事業の地域住民に身近なレベルへの移譲にのみ目を向けがちであるが、分権改革の真の目的は事務事業の分担関係を適正化することにあるのである。

### V 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策

第5に、住民自治の拡充方策として、地方公共団体の組織の形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか、真剣に議論することである。

地方六団体から委員会に提出された改革要望事項のなかには、地方公共団体の組織の形態に関する画一的な制度規制の緩和を求めるような趣旨のものは皆無に近かった。委員会もまた、団体自治を拡充することこそ住民自治を拡充するための先決要件であると考えてきた。その結果、第1次分権改革では住民自治の拡充を直接の目的とした勧告事項はごく少数にとどまった。

しかしながら、最近では、地方自治基本法の制定を提唱する動きや地方公共団体で自治基本条例の制定をめざす動きが一部に現れ始めている。この種の動きのなかには、米国に見られる自治憲章制度（Home Rule Charter System）に類似した発想、すなわち、地方議会議員の選挙制度及び定数、地方議会と首長の権限関係、執行機関のあり方など地方公共団体の組織の形態やその他の住民自治の仕組みを自由に選択する権能を地方公共団体に与えるべきだとする発想が窺われる。

わが国の地方分権が更に進展した状況においては、地方自治法等による画一的な制度規制の緩和を求める声は次第に強まるのではないかと見込まれる。第3次分権改革では、おそらく、住民自治の拡充方策が最も中心的な検討課題になるのではないかと見込まれる。

### VI 「地方自治の本旨」の具体化

最後に、憲法第8章第92条の「地方自治の本旨」の内容を具体化し、分権型社会の制度保障を確固たるものにする方策を構想することである。

憲法に第8章地方自治が新設されたことはまことに画期的なことであった。しかし、その限界面にも目を向けなければならない。何よりもまず、この第8章には第92条ないし第95条のわずか4か条しか設けられておらず、先のヨーロッパ地方自治憲章や世界地方自治宣言に定められている地方自治の諸原理に照らせば、そのごく一部しか定められていない。一例を挙げれば、この第8章には地方公共団体の税財政制度を規律する基本原則を定めた条項は皆無である。

しかも、その冒頭の第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とされていることから、地方自治制度の制度設計はあげて国会の立法に委ねられているかのような誤解を招きかねない。もとより、これは正しい憲法解釈ではあり得ないのであって、この条項の元来の主旨を生かすべく、「地方自治の本旨に基づいて」を重視する憲法解釈がさまざまに積み重ねられてきた。そしてまた、このたびの地方分権推進一括法で改正された新地方自治法の第1条の2においては、国として、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない旨を定め、また第2条第11項及び第12項においては、地方公共団体に関する法令の規定は、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえるべき旨を定めるなど、いわゆる立法原則及び解釈・運用原則が新たに織り込まれ、「地方自治の本旨」の意味内容を豊かにする方向でそれなりの努力が払われてきている。

しかしながら、果たしてこれで万全なのであろうか。分権型社会の制度保障をより一層確固たるものにするには、この種の立法原則を更に一段と豊かに具体化していく必要があるのではないかと。そうであれば、それはどのような立法形式によるべきなのであろうか。これこそ、将来の分権改革に託された究極の検討課題であろう。

# 市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,779市町村にまで減少。

## 明治の大合併

○明治21年(1888年)当時は71,314町村(江戸時代からの自然発生的な町村を受け継いだもの)。  
○政府は明治22年(1889年)に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300~500戸を標準として、全国一律に町村合併を実施。

## 昭和の大合併

○昭和28年(1953年)に、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から、「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

## 平成の大合併

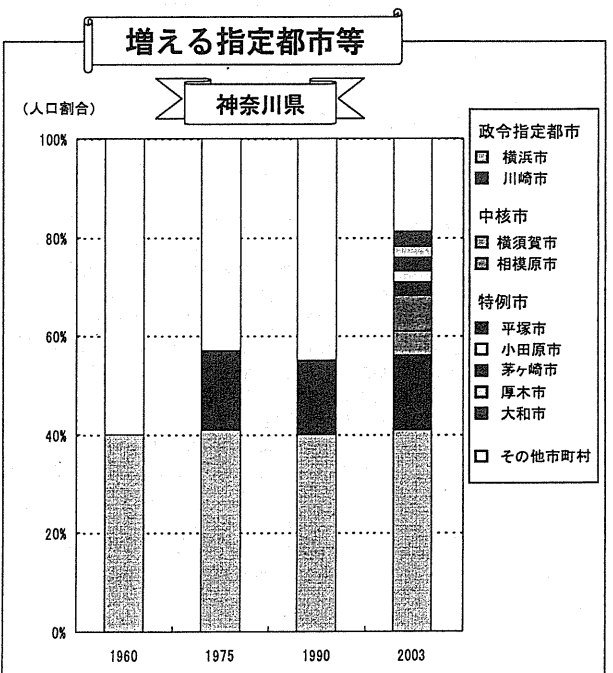
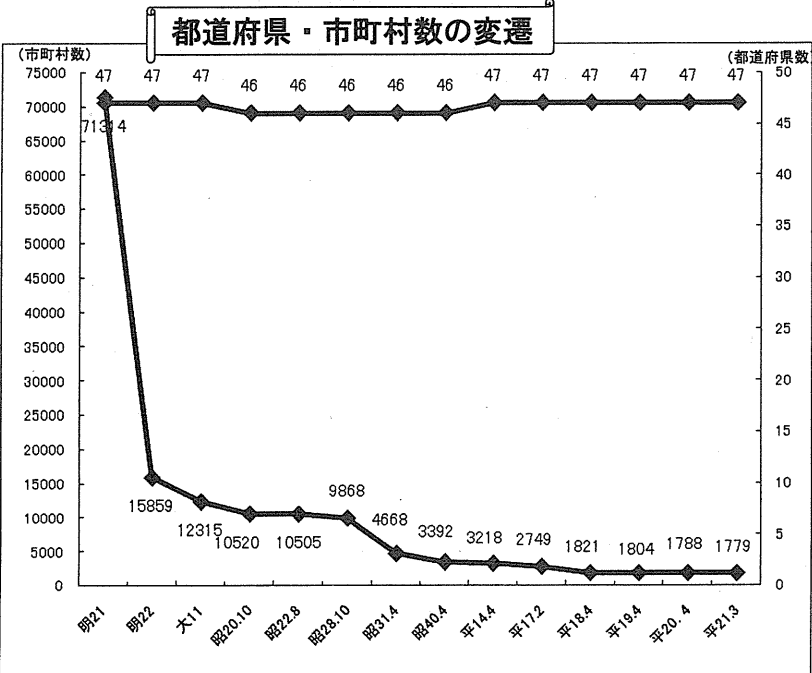
○市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る観点から、自主的な市町村合併を推進。  
○閣議決定では、「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1000を目標とする』という方針を踏まえて、…自主的な市町村合併を積極的に推進」とされている。

年月	市	町	村	計
明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
21年(2009年)3月(予定)	783	803	193	1,779

6

# 変わる市町村 変わらない都道府県

- 120年前に比べ市町村数は、1/40以下に
- 一方、都道府県はほとんど変わりなし
- 指定都市・中核市・特例市といった規模の大きな基礎自治体が増加



注) 昭和47年沖縄県が復帰

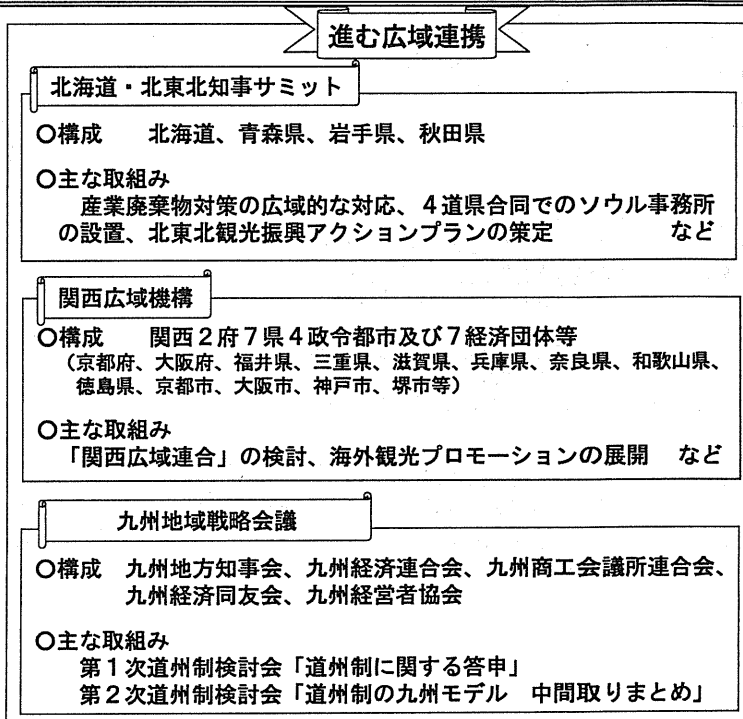
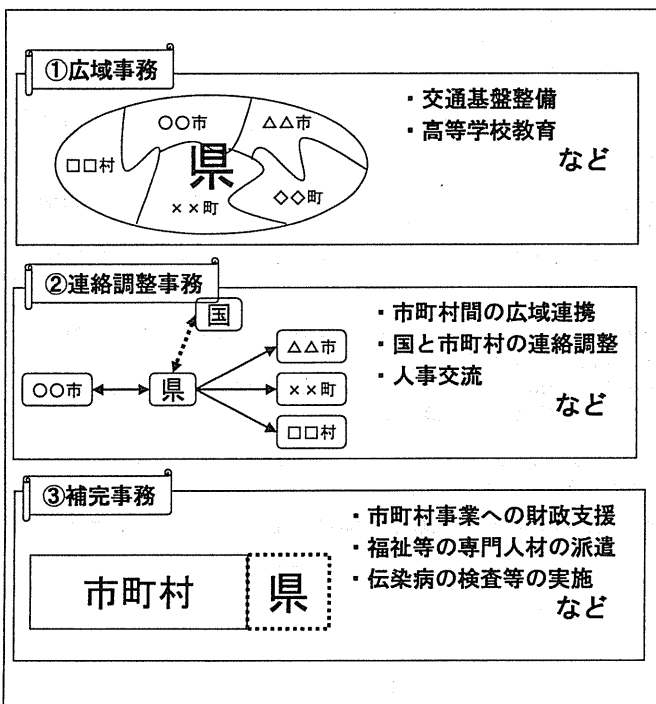
7

# 都道府県の役割と課題

○都道府県の役割は、①広域事務 ②連絡調整事務 ③補完事務

市町村合併の進展により、①広域事務に軸足

○近年、都道府県を越えた広域連携が進む



8

# 都道府県制度の沿革

明治4年 (1871年)	廃藩置県(3府302県に) (この間に都道府県の統合が進む) ・明治4年11月 3府72県 ・明治9年 3府35県	昭和40年 (1965年)	第10次地方制度調査会 「府県合併に関する答申」 この答申を受け、 昭和41年 「都道府県合併特例法案」国会提出 昭和44年 審議未了により廃案
明治21年 (1888年)	香川県が愛媛県から分立し、1道3府43県に	平成16年 (2004年)	地方自治法改正 都道府県の自主的合併の道をひらく。
明治23年 (1890年)	府県制制定		
昭和18年 (1943年)	東京府と東京市が統合され東京都に		
昭和21年 (1946年)	都道府県知事が官選から公選に		
昭和22年 (1947年)	日本国憲法、地方自治法施行		

# 政府における道州制等に関する主な検討

年	名称	特徴
昭和2年	行政制度審議会 「州庁設置に関する件」	全国を6州の行政区画に分け官選の州庁官を置く。(府県は完全自治体化)
昭和23年	行政調査部 「広域地方行政制度に関する諸案」	①地方行政庁案(府県存置、官選の長官、三層制)、②道制案(府県廃止、公選の行政委員)、③州制案(府県廃止、官選の長官)の3案 府県を廃止し、全国を7から9の「地方」(国と地方公共団体の中間的団体)に再編し官選の地方長を置く。
昭和32年	第4次地方制度調査会 「地方制度の改革に関する答申」	
昭和40年	第10次地方制度調査会 「府県合併に関する答申」	「関係府県の発意に基づく合併の手段として、関係府県議会の議決による申請に基づき、内閣総理大臣が国会の議決を経て処分するみちをひらくことを考慮すべき」 合併関係都道府県が、議会の議決を経て、内閣総理大臣に合併を申請し、国会の議決を経て都道府県の合併を定める。
昭和41年	都道府県合併特例法案提出	
昭和44年	都道府県合併特例法案廃案	「現在の府県制度は国民の生活・意識に強く定着」「広域的行政制度のあり方については、慎重に審議のうえ結論を得る」 「都道府県の広域化による地方圏の行政機構については、長期的、総合的な観点から検討する」
昭和56年	第18次地方制度調査会 「地方行政制度のあり方についての小委員会報告」	
昭和57年	臨時行政調査会 「行政改革に関する第3次答申」	
平成元年	臨時行政改革推進審議会(第2次行革審) 「国と地方の関係等に関する答申」	「現行の都道府県制度に代わる広域的な地域行政主体の形成を展望し、地方制度の抜本的な改編等の検討を進める」 「現行の都道府県制に代わるべき新しい広域的自治体制度(いわゆる道州制)の意義等について検討を行う必要がある」
平成5年	臨時行政改革推進審議会(第3次行革審) 「最終答申」	
平成15年	第27次地方制度調査会 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申について」	広域自治体と基礎自治体の二層制を前提として構築。国の役割を重点化し多くの権限を地方に移譲。長と議会の議員は公選。
平成18年	第28次地方制度調査会 「道州制のあり方に関する答申について」	広域自治体改革のあり方、道州制の基本的な制度設計、道州制導入の課題など提示。

10

## 道州制に関する地方自治関係団体・経済団体等の主な提言

平成21年6月

時期	団体名	提言名
H15.3	全国知事会	「都道府県のあり方研究会報告書」
H15.3	岡山県	「21世紀の地方自治を考える懇談会報告書」
H15.3	神奈川県	「分権時代における都道府県のあり方について」
H15.8	北東北広域政策研究会	「地域主権の実現に向けて」
H15.8	北海道	「分権型社会のモデル構築」
H15.11	静岡県	「内政改革研究会報告書」
H16.3	四国知事会	「広域自治体の将来像等についての勉強会 まとめ」
H16.11	広島県	「広島県の分権改革の推進に関する答申」
H16.11	愛知県	「報告書」分権時代における県の在り方
H17.1	山口県	「分権時代における山口県のあり方について(中間報告)」
H17.6	九州地方知事会	「九州が道州制に移行した場合の課題等について」
H17.6	全国市長会	「分権時代の都市自治体のあり方について」
H17.11	沖縄県	「道州制等研究会中間報告」
H18.6	全国知事会	「分権型社会における広域自治体のあり方」
H18.9	徳島県	「『真の地方分権時代』における『県のあり方』に関する研究報告書」
H18.10	九州市長会	「九州府構想」
H18.12	神奈川県	「神奈川県広域自治体研究会報告書」
H19.1	全国知事会	「道州制に関する基本的考え方」
H19.2	名古屋市長会	「道州制を見据えた『新たな大都市制度』に関する調査研究報告書」
H19.6	四国知事会	「道州制に関する最終報告書—四国におけるあり方について—」
H20.1	全国都道府県議会議長会	「道州制に対する考え方について<論点整理>」
H20.3	三重県議会	「道州制・地方財政制度調査検討会報告書」
H17.10	総合研究開発機構(NIRA)	「道州制」
H18.1	国土計画協会	「州制度の制度と実現へのプロセス」
H13.11	九州経済同友会	「21世紀の新しい九州を目指して」
H14.2	日本・東京商工会議所	「真の地方分権の実現を通じた日本の再生を目指して(道州)」
H14.10	全国経済同友会	「自ら考え、行動する地域づくりを目指して(道州)」
H14.10	中部経済連合会	「道州制移行への提言(道州)」
H15.1	日本経済団体連合会	「活力と魅力溢れる日本をめざして(州)」
H15.2	関西経済連合会	「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案(州)」
H16.11	中国経済連合会	「広域的な地方自治の実現に向けて(道州)」
H16.12	関西経済同友会	「地方自治体の統治能力強化に向けての提言」
H17.5	九州・山口経済連合会	「地方からの道州制の推進に向けて」
H17.6	北海道経済連合会	「北海道の目指す姿と道州制」
H17.8	全国経済同友会	「道州制による地域主権システムの実現を」
H17.10	福井商工会議所	「福井発・道州制社会の展望と提案」
H17.11	全国経済同友会	「新しい地域主権型システム実現に向けた提言(道州)」
H17.11	関西経済同友会	「自立する関西の設立を」
H17.12	中部経済連合会	「中部州の実現—効率的で小さな政府をめざして—(道州)」
H18.4	日本経団連	「歳出入一体改革に関する中間とりまとめ」
H18.4	全国経済同友会	「基礎自治体強化による地域の自立」
H18.4	関西経済同友会	「5年以内」に「連邦的道州制」へ移行せよ」
H18.6	関西経済連合会	「関西広域連合のあり方に関する提案」
H18.10	九州経済連合会	「道州制に関する答申」
H19.1	日本経団連	「希望の国、日本」
H19.3	日本経団連	「道州制の導入に向けた第1次提言—究極の構造改革を目指して—」
H19.3	東北経済連合会	「道州制に関する提言」
H20.3	日本経団連	「道州制の導入に向けた第2次提言—中間取りまとめ—」
H20.5	沖縄道州制懇話会	「沖縄の『特例型』道州制に関する第1次提言」
H20.5	九州経済連合会	「道州制の九州モデル 中間取りまとめ」
H20.9	東京商工会議所	「道州制と大都市制度のあり方」
H20.10	九州地域戦略会議	「道州制の『九州モデル』答申」
H20.11	日本経団連	「道州制の導入に向けた第2次提言」
H21.3	中部経済連合会	「『中部州の姿』—住みやすい地域、働きやすい地域No.1を目指して—」
H21.4	日本・東京商工会議所	「地域活性化に資する地方分権と道州制の推進について」

11

# 「道州制答申」のポイント

〔平成18年2月28日〕  
地方制度調査会

## 1 現状の都道府県の課題

- ① 市町村合併の進展 (3,223→1,821団体)
- ② 県を越える広域課題の増大  
- 例：首都圏のディーゼル車規制・観光振興
- ③ 県は更なる分権改革の担い手たりうるか  
- 47都道府県体制は明治21年以来

## 2 求められる「新しい国のかたち」

- ▽ 「国から地方へ」  
- 国の役割は重点化 → 国家的課題に力強く対応  
- 内政は広く地方公共団体が担う
- ▽ 「国と地方の双方の政府の再構築」によって  
「新しい政府像」を確立するためには、  
「道州制の導入が適当と考えられる」

## 3 道州制の検討の方向

- (1) 地方分権の推進及び地方自治の充実強化
  - ・ 都道府県から市町村、国から道州への大幅な権限移譲
  - ・ 地域における政策形成への住民参画の拡大・深化
- (2) 自立的で活力ある圏域の実現
  - ・ 圏域相互間、更には海外の諸地域との競争・連携
  - ・ 東京一極集中の国土構造の是正
- (3) 国と地方を通じた効率的な行政システムの構築
  - ・ 国の関与・国の地方支分部局の廃止・縮小 → 行政の効率化と責任の明確化
  - ・ 国と地方を通じた組織や職員、行政経費の削減

## 4 道州制導入の課題

- 道州制の導入には広範な検討課題  
- 国の政治行政制度の改革とも密接に関連  
国民生活にも影響
- 「答申を基礎として、国民的な論議が幅広く行われることを期待」

# 道州制の基本的な制度設計

## 1 道州の性格

- 地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く
- 道州及び市町村の二層制

## 2 道州の区域

- ① 区域の範囲
  - ・ 社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的条件も勘案
  - ・ 数都道府県を合わせた区域が原則
- ② 区域例
  - ・ 区域には様々な考え方があり得るが、区域例を3例示す
- ③ 区域の画定方法
  - ・ 国が道州の予定区域を示す
  - ・ 都道府県は、変更案等を国に提出できる
  - ・ これを尊重し区域に関する法律案を作成
- ④ 東京都に係る道州の区域
  - ・ 周辺県と併せた区域が原則。ただし、東京都等の区域で一の道州等とすることも考えられる

## 3 道州への移行方法

- 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる

## 4 道州の事務

- 現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。道州は広域事務に軸足を移す
- 国(地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲

## 5 道州の議会

## 6 道州の執行機関

- 道州に長を置く。長は直接公選。多選を禁止

## 7 大都市等に関する制度

- 道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例等を設けることが適当
- 東京(区部等)では、更に特例を検討することも考えられる

## 8 税財政制度

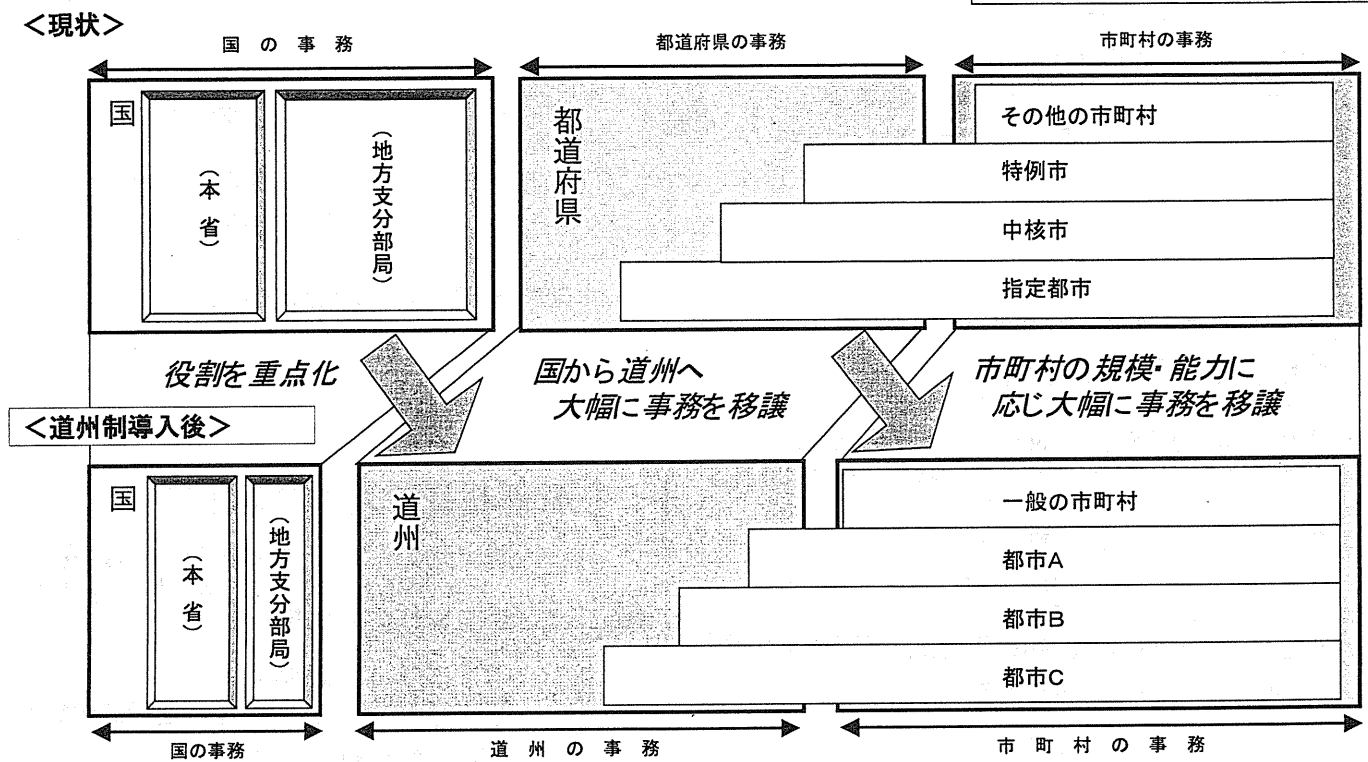
- 自主性・自立性の高い税財政制度が基本
  - ① 事務移譲に伴う税源移譲等加え、偏在度の低い税目中心に地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる地方税体系を実現
  - ② 適切な財政調整を行うための制度を検討



# 道州制における役割分担

## 国、道州及び市町村の役割分担のイメージ

第28次地方制度調査会 第18回専門小委員会  
(平成17年3月23日)提出資料より作成



14

## 道州制の下での国と地方の役割分担のあり方

### 第28次地方制度調査会答申

- 都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。道州は次のような広域事務に軸足を移す。
  - ① 圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画・実施
  - ② 広域的な見地から行うべき環境の保全・管理
  - ③ 人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策、雇用政策
- 都道府県の市町村に対する補完事務は、高度な技術・専門性が求められる事務、行政対象に散在性の認められる事務等に重点化。
- 国（特に各府省の地方支分部局）が実施している事務は、国が本来果たすべき役割に係るものを除き、できる限り道州に移譲。

15

# 道州制の下における基礎自治体のあり方

## 第28次地方制度調査会答申

- 国、広域自治体及び基礎自治体の間の役割分担を体系的に見直し、都道府県から市町村へ、また国から道州への大幅な権限移譲を行うことが重要。
- 基礎自治体の財政基盤の充実を図り、住民に身近な行政については基礎自治体が総合的に担うこととすべき。
- 道州と市町村の事務配分については、補完性の原理及び近接性の原理に基づいて適切に定められるようにすべき。
- 市町村に係る道州の自治立法や政策等に関する調整を図るため、道州と市町村の関係調整のための仕組みを設ける。

## 第28次地方制度調査会専門小委員会における議論

- 都道府県が実施している事務は、市町村の規模・能力に応じて積極的に市町村へ移譲する。
- 現在の都道府県の実務のうち、特例市（ないし中核市）に移譲されている事務は、道州制の下では市町村が処理することとする。

16

## 道州制の下で道州が担う事務のイメージ

行政分野	道州が担う事務
社会資本整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道の管理</li> <li>・ 地方道の管理（広域）</li> <li>・ 一級河川の管理</li> <li>・ 二級河川の管理（広域）</li> <li>・ 特定重要港湾の管理</li> <li>・ 第二種空港の管理</li> <li>・ 第三種空港の管理</li> <li>・ 砂防設備の管理</li> <li>・ 保安林の指定</li> </ul>
環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害化学物質対策</li> <li>・ 大気汚染防止対策</li> <li>・ 水質汚濁防止対策</li> <li>・ 産業廃棄物処理対策</li> <li>・ 国定公園の管理</li> <li>・ 野生生物の保護、狩猟監視（希少、広域）</li> </ul>
産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業対策</li> <li>・ 地域産業政策</li> <li>・ 観光振興政策</li> <li>・ 農業振興政策</li> <li>・ 農地転用の許可</li> <li>・ 指定漁業の許可、漁業権免許</li> </ul>

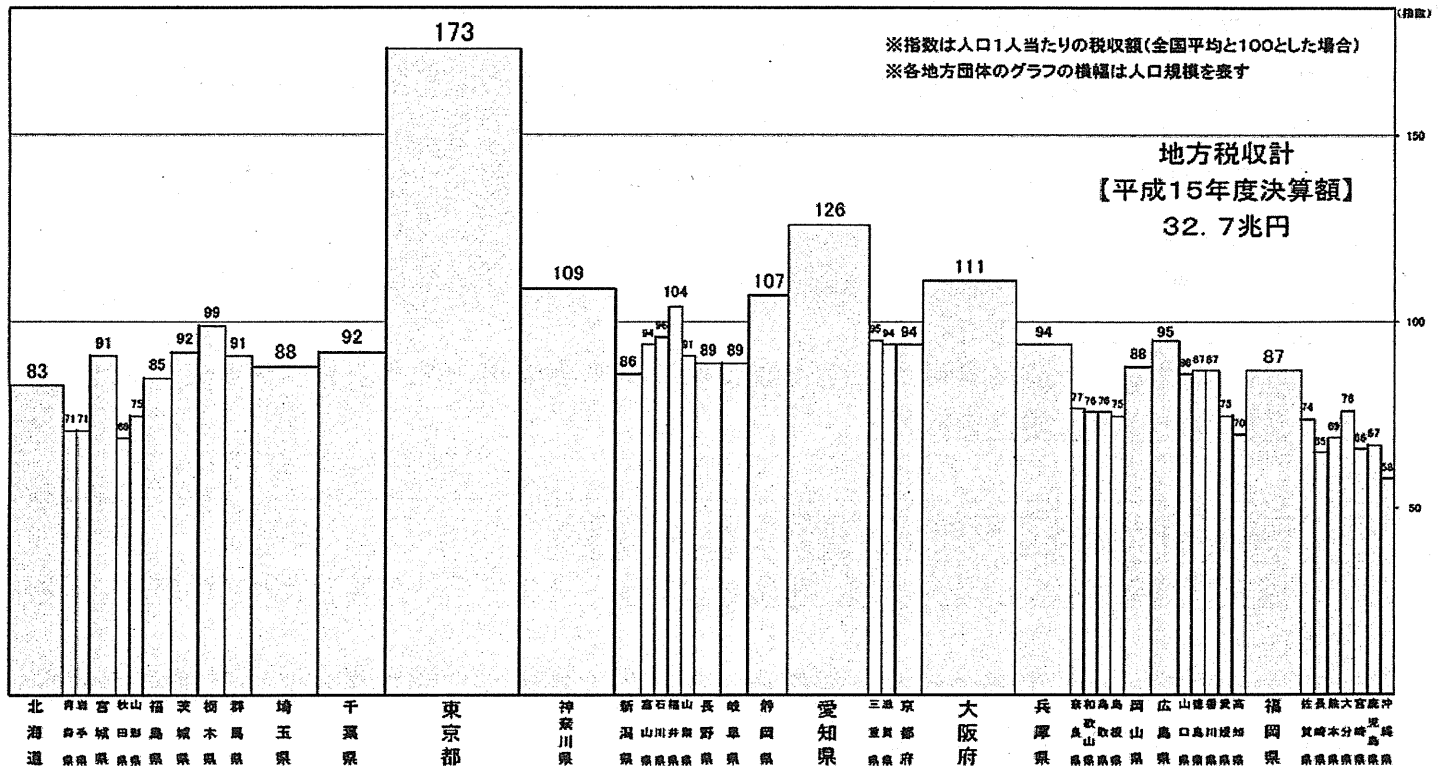
行政分野	道州が担う事務
交通・通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運送、内航海運業等の許可</li> <li>・ 自動車登録検査</li> <li>・ 旅行業、ホテル・旅館の登録</li> </ul>
雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業紹介</li> <li>・ 職業訓練</li> <li>・ 労働相談</li> </ul>
安全・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物規制</li> <li>・ 大規模災害対策</li> <li>・ 広域防災計画の作成</li> <li>・ 武力攻撃事態等における避難指示等</li> </ul>
福祉・健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護事業者の指定</li> <li>・ 重度障害者福祉施設の設置</li> <li>・ 高度医療</li> <li>・ 医療法人の設立認可</li> <li>・ 感染症対策</li> </ul>
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校法人の認可</li> <li>・ 高校の設置認可</li> <li>・ 文化財の保護</li> </ul>
市町村間の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村間の調整</li> </ul>

(注) ゴシックは、原則として道州が担うこととなる事務で、国から権限移譲があるもの。

17

# ○ 地方税の税源偏在の状況

(1) 地方税収計(県分、市町村分の合計値で作成)



## 道州制の下における地方税財政制度

第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」(平成18年2月28日)

### ○ 道州制下の地方税財政制度の改革において踏まえるべき事項

- ・ 道州制の区域のあり方
- ・ 国からの事務移譲に伴う地方の財政需要の変化
- ・ 道州と市町村間の事務配分のあり方
- ・ 市町村の規模等に応じた事務配分の特例のあり方
- ・ 地方税中心の財政構造の構築 → 財政運営の自主性、自立性の向上
- ・ 地方税による財政需要の充足度に係る地域間格差の是正

### ○ 道州制の導入にあたっては、

- ① 国からの事務移譲に伴う財政需要の増加について、適切な税源移譲を行うことに加え、
- ② 偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実などを図り、
- ③ 分権型社会に対応しうる地方税体系を実現

- 税制や事務配分の動向等を踏まえ、各道州や市町村における税源と財政需要に応じ、適切な財政調整を行うための制度を検討

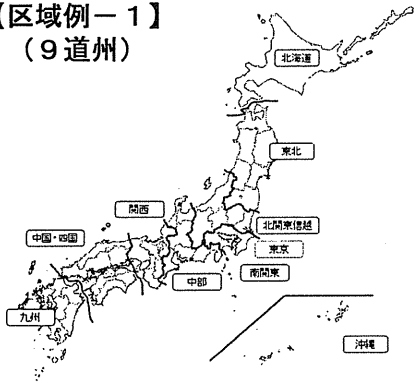
# 道州の区域例

道州の区域は、地方分権の推進及び地方自治の充実強化を図り、自立的で活力ある圏域を実現するとともに、国と地方を通じた効率的な行政システムを構築するという道州制の趣旨に沿った範囲をもって定めるべきである。

このため、

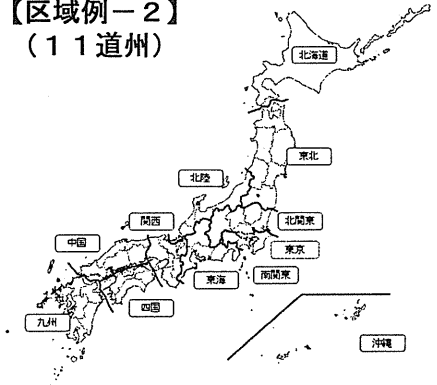
- 人口や経済規模、交通・物流、各府省の地方支分部局の管轄区域といった 社会経済的な諸条件 に加え、
  - 気候や地勢等の 地理的条件
  - 政治行政区画の変遷等の 歴史的条件
  - 生活様式の共通性等の 文化的条件
- も勘案することが必要。

【区域例－１】  
(9道州)



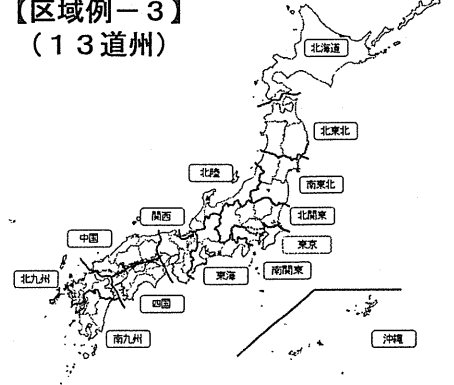
各府省の地方支分部局の管轄区域に準拠しつつ、人口等の均衡にも配慮して設けたもの

【区域例－２】  
(11道州)



区域例－１に、歴史的に一の区域とみなされることも多い四国及び北陸を設けたもの

【区域例－３】  
(13道州)



規模の小さい地方支分部局の例や地域課題を共有する状況等を踏まえ、東北及び九州において、より小さな区域を設けたもの

## 道州の区域例と各国の人口・面積・GDPの比較

人口(単位:万人)		面積(単位:千km <sup>2</sup> )		GDP(単位:億米ドル)				
1	カナダ	3,111	1	オーストリア	84	1	南関東(東京含む)	11,793
2	南関東(東京含む)	2,737	2	北海道	83	2	カナダ	8,344
3	関西	2,086	3	東北	64	3	東京	7,216
4	北関東	1,617	4	オランダ	42	4	関西	6,809
5	オランダ	1,610	5	スイス	41	5	韓国	6,053
6	南関東(東京含まず)	1,530	6	九州	40	6	東海	5,497
7	東海	1,478	7	北関東	35	7	オランダ	5,116
8	九州	1,345	8	中国	32	8	南関東(東京含まず)	4,758
9	東京	1,206	9	ベルギー	31	9	北関東	4,713
10	ベルギー	1,030	10	東海	28	10	ロシア	4,335
11	東北	982	11	関西	27	11	九州	3,752
12	オーストリア	810	12	北陸	22	12	スイス	3,095
13	中国	773	13	四国	19	13	ベルギー	3,022
14	スイス	720	14	南関東(東京含む)	14	14	東北	2,797
15	北海道	568	15	南関東(東京含まず)	12	15	中国	2,428
16	北陸	561	16	ルクセンブルク	3	16	デンマーク	2,124
17	デンマーク	540	17	東京	2	17	北陸	1,840
18	四国	415	18	沖縄	2	18	北海道	1,683
19	ニュージーランド	385	19			19	四国	1,156
20	沖縄	132	20			20	ニュージーランド	763
21			21			21	沖縄	308

(出典)世界国勢図会2003/2004

(出典)世界国勢図会2003/2004

(出典)World Development Indicators database 2004

県民経済計算年報【平成15年版】

(内閣府経済社会総合研究所編)

# 日本及び諸外国の広域自治体の規模

<参考:連邦制国家>

国名	日本	フランス	イタリア
人口	都道府県	レジオン	レジオーネ
平均	270万人	266万人	288万人
最大	1, 206万人	1, 095万人	907万人
最小	61万人	25万人	12万人

ドイツ	アメリカ
州	州
512万人	580万人
1, 800万人	3, 548万人
69万人	50万人

出典:ドイツ連邦政府「ドイツの実情(2000)、Council of Government「The Book of the State 2002」(2003)、山下茂「南欧三か国の地方制度に学ぶ」(地方自治制度研究会「地方自治」2005年5月号 2005.5)

22

## 道州制の問題点として指摘される事項

### 都道府県制度の必要性

- 都道府県制度の問題点・限界に関する検証が不十分ではないか。都道府県の広域連合などを活用すれば、広域行政課題には対応できるのではないか。
- 合併が進んだとはいえなお小規模町村は多く存在しており、都道府県の役割は引き続き重要ではないか。

### 地方分権改革への影響

- 道州制を性急に唱えることは、喫緊の課題である地方分権改革を先送りする口実とされるおそれ強いのではないか。

### 不十分で偏った議論

- 国民が実感・納得できるような道州制のメリットが示されていないのではないか。また、道州制のデメリットが十分に示されていないのではないか。
- 道州制は「国と地方の政府の再構築」といいながら、中央政府(霞ヶ関)の役割・組織に関する抜本的な見直しが検討されていないのではないか。
- 道州の区割りの議論ばかりが先行しているのではないか。

### 「国のかたち」への不安

- 住民との距離が都道府県に比べて格段に遠くなり、地方自治体とは呼びがたい団体となるのではないか。
- 道州内の大都市部への一極集中が進展し、地域間格差が一層拡大するのではないか。
- 内政に関する国の権限の多くを道州に移譲してしまえば、国家としての戦略的・総合的な施策展開が困難となるのではないか。

# 道州制に関する主な動き

**政府・地方制度調査会**

**第28次地方制度調査会** (16年3月1日発足)

▶18年2月28日 第5回総会  
・「道州制のあり方に関する答申」決定

広域自治体改革のあり方、道州制の基本的な制度設計、道州制導入の課題などを提示、国民的な議論の喚起に努める必要性を指摘

**道州制ビジョン懇談会** (19年1月26日設置)

▶19年2月13日 第1回会合  
・談会を月1~2回程度開催  
・協議会を各ブロックで開催

▶20年3月24日 中間報告を大臣へ提出  
・道州制の理念等についての論点整理

▶20年7月25日 第1回税財政専門委員会

▶20年11月5日 第1回区割り基本方針検討専門委員会

▶20年12月15日 第23回懇談会・第3回税財政専門委員会・第3回区割り基本方針検討専門委員会合同会議  
・両専門委員会からの状況報告

▶20年12月22日~20年12月26日  
道州制基本法の骨子について集中審議

↓

3年を目途に「道州制ビジョン」を策定

**自民党・前道州制調査会・道州制推進本部**

**道州制調査会** (16年11月8日設置)

▶18年4月12日 第11回会合  
「道州制特区」について制度概要を了承

▶19年1月 道州制特別区域法施行

▶18年10月11日 再開 第1回会合

▶19年 6月14日 調査会「第2次中間報告」

党として道州制への移行を提言  
3年以内の道州制ビジョンの策定を踏まえ、その後3~5年を目途とした基本法等の策定、その後2年程度の準備期間ののち完全に道州制に移行を展望

→ **総裁直属の道州制推進本部へ格上げ**

▶19年11月8日 第1回総会  
(初代本部長 谷垣禎一 政調会長 本部長代行 杉浦正健)

▶19年11月28日 道州制調査会の5つの小委員会を委員会に格上げ

▶20年7月29日「第3次中間報告」

▶20年10月10日 再編  
(本部長 保利耕輔 政調会長 本部長代理 杉浦正健)

▶20年11月13日 道州制基本法制定委員会を新たに設置  
・道州制基本法の制定に向けて検討

※経済団体・地方自治関係団体の動き  
【経済団体(日本経団連)】  
・「道州制の導入に向けた第1次提言—究極の構造改革を目指して—」(19年3月)  
・「道州制の導入に向けた第2次提言—中間取りまとめ—」(20年3月)  
・「道州制の導入に向けた第2次提言」(20年11月)  
【全国知事会】  
・「道州制研究会報告書」(18年7月) ・「道州制に関する基本的考え方」(19年1月)

## 麻生政権の道州制に対する姿勢

**第170回臨時国会における麻生内閣総理大臣所信表明演説** (平成20年9月29日)

…目を、地域に転じます。  
ここで目指すべきは、地域の活力を呼び覚ますことです。それぞれの地域が、誇りと活力を持つことが必要です。  
しかし、その処方箋は、地域によって一つずつ違うのが当たり前。中央で考えた一律の策は、むしろ有害です。だからこそ、知事や市町村長には、真の意味で地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため、権限と責任を持てるようにします。それが、地方分権の意味するところです。  
進めるに際しては、霞が関の抵抗があるかもしれません。わたしが決断します。  
国の出先機関の多くには、二重行政の無駄があります。国民の目も届きません。これを地方自治体に移します。最終的には、地域主権型道州制を目指すと申し上げておきます。

**国会における麻生総理答弁** (平成20年10月2日)

<道州制について> (衆・本会議)  
麻生総理:…道州制についてのお尋ねがありました。  
地方自治体の権限と責任で地域の経営を行えるよう、地方分権を進めてまいります。  
最終的には地域主権型道州制を目指します。  
そのため、道州制基本法の制定に向けて、内閣に検討機関を設置し、作業を進めます。

**自由民主党・公明党連立政権合意(抄)** (平成20年9月23日)

三、地域活性化  
・道州制の導入を推進するため、道州制基本法(仮称)制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。

**経済財政改革の基本方針2008(抄)** (平成20年6月27日閣議決定)

第4章 国民本位の行財政改革  
1. 国民本位の行財政への転換  
(1) 地方分権改革  
【改革のポイント】 3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。  
【具体的手段】 (3) 道州制の導入に向けた検討  
道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

「活力ある地方」を創出するためには、地方分権改革を推進し、地方が自ら考え、実行できる体制を整備することが重要である。また、地方分権改革を推進することが将来の道州制の道筋をつけることになる。

第2次勧告（抄）（平成20年12月8日地方分権改革推進委員会）

4 出先機関の改革の実現に向けて

なお、地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）については、現行の二層制の地方自治制度に基づき府省を超えた総合的な出先機関としての地域の民主主義によるガバナンス（統治）や地方との連携を確保しつつ設置するものである。したがって、将来、道州制等の新しい行政体制が検討される際には、他のブロック機関とともに地方政府に積極的に移管が検討されるものであり、新しい国と地方の関係に向けた先駆的移行措置として位置付けられる。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

(2) 組織の改革

① 個別出先機関の組織の改革の方向

〔国土交通省〕

北海道開発局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する（注）。

（注）北海道を当面の主たる対象として法制化された道州制特区は、地方自治体はその自主性及び自立性を十分に発揮し、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、各地方の自立的発展を目指していくための制度である。地方自治体においては、この道州制特区の仕組みを最大限に活用し、地方分権改革を積極的に進めるよう取り組まれることを望みたい。

おわりに

現在、政府・与党においては、道州制の導入に向けた議論が積極的に行われているが、当委員会としては、以上のような地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになるものと考えている。

道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント

（平成20年3月24日）

道州制ビジョン懇談会とは

- 政府において、初めて道州制担当大臣が置かれ（平成18年9月）、その下に道州制のビジョンの検討のために設けられた懇談会（平成19年1月設置）
- 道州制の理念・目的、導入目標時期、プロセスについて今回具体的に提示
- 平成21年度中に最終報告を予定

現状の問題点

- 中央集権体制の弊害
- 東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大
- コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

道州制の理念と目的

〔理念〕

時代に適応した「新しい国のかたち」に  
—中央集権型国家から分権型国家へ—  
「地域主権型道州制」

〔目的〕

- ・ 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・ 住民本位の地域づくり
- ・ 効率的・効果的行政と責任ある財政運営 など

制度設計の基本的な考え方

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・ 国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・ 国家組織の再編 など

導入のメリットと課題への対応

○ 導入のメリット

- ・ 政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・ 東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・ 重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・ 道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・ 国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

○ 対応すべき課題

- ・ 国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・ 住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

## 国、道州、基礎自治体の役割と権限

### ○ 国、道州、基礎自治体の役割分担の見直し

- ・ 国は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
- ・ 道州は、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体の財政格差調整を担う。
- ・ 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。

### ○ 自主立法権の確立

○ 国と道州間の調整等は、「国・道州連絡協議会(仮称)」が実施

### 道州の組織等

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長及び議会議員は直接選挙

### 道州制における税財政制度

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系の構築
- 道州、基礎自治体に対して必要な財政調整
- 懇談会に専門委員会を設置し、更に検討を深める

### 道州の区域

①経済的・財政的自立可能な規模、②住民が帰属意識をもてる地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流などの条件

### 道州制特区関係

北海道の提案を受けた権限財源の積極的な移譲により今後の道州制の制度設計と導入の推進に資することを期待

### 道州制の導入プロセス

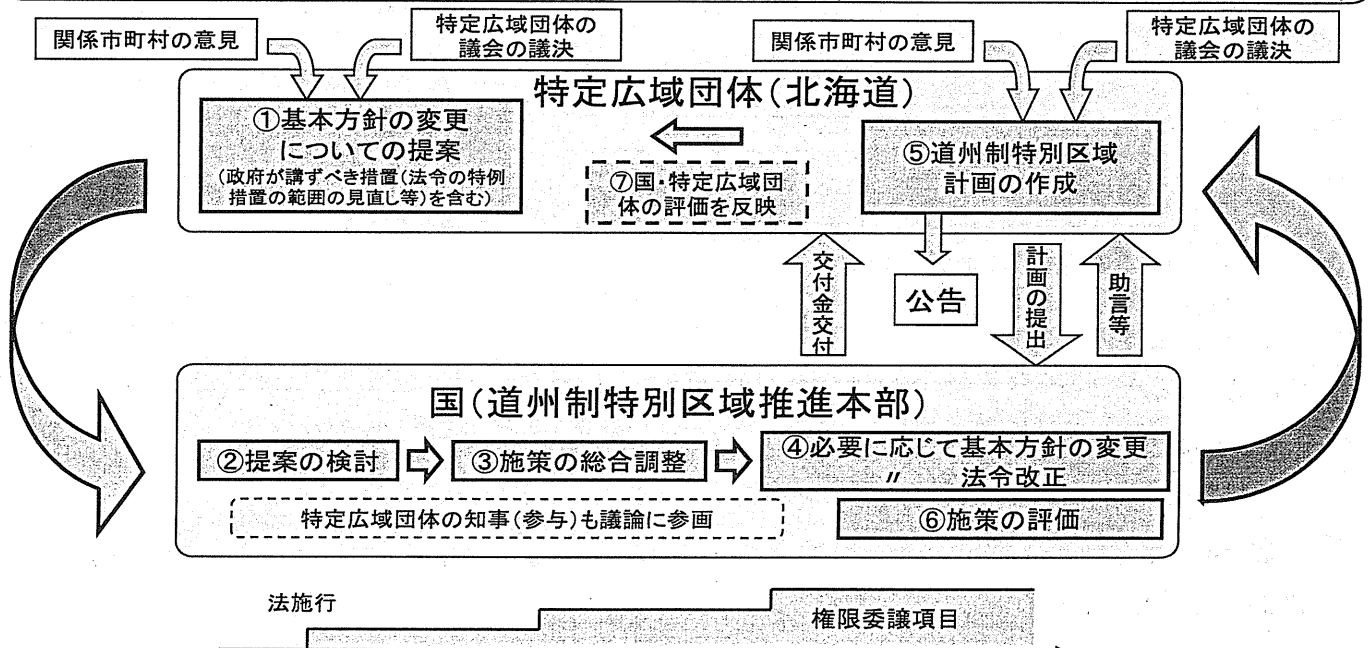
- 道州制の導入は国民生活に大きくかわるため、地域住民と地方自治体が主体性に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき。
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい。
- 「道州制基本法(仮称)」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね10年後をめざす。

## 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（概要）

目的・概要：将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体である北海道からの提案を受け、国から特定広域団体に移譲する事務・事業を追加する

基本理念：広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されること等を旨として実施

経緯  
 ・18年12月 道州制特区推進法成立(調理師養成施設の指定、民有林直轄治山事業の一部など8つの事務・事業を移譲)  
 ・19年12月 北海道知事より水道・地域医療・食品表示に係る5項目の緊急提案  
 ・20年4月 北海道より環境・観光・地方自治に係る11項目の第2次提案  
 ・20年10月 北海道より地方自治・地域再生に係る5項目の第3次提案







## 限りなく連邦制に近い道州制

◆ 基礎自治体と道州に、権限・財源・人間をパッケージで移す。

- 都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置。
- 国が法律で定める事項は大枠かつ最小限に。具体的事項は道州法又は基礎自治体の自治立法に。
- 道州は自治体とし、選挙で選ばれる道州議会と首長を有し、自治権を有する。
- 権限・財源・人間は基礎自治体に優先的に配分。
- 現在の都道府県の仕事は基礎自治体に、国の仕事は道州に移管し、国と道州は「小さな政府」とする。

### 「第2次中間報告」で残された検討課題についての考え方

◆ 区割り・州都

- 区割りについては4案を示す。
- 州都については引き続き検討。

◆ 道州議会及び首長・道州と国会

- 道州の選挙制度のあり方、首長との関係等について引き続き検討。
- 国会議員の数は大幅に削減。

◆ 道州と国の役割分担・国の関与

- 中央省庁体制
- 国の事務の原則及び国と地方の役割分担に関する三原則を明記。
- 具体的な役割分担を明示。
- 中央省庁についてはゼロベースで再編。

◆ 基礎自治体の規模

- 基礎自治体は人口30万以上、少なくとも人口10万以上の規模。
- 700から1000程度に再編。
- 小規模団体については、道州・近隣の基礎自治体が補充。

◆ 公務員制度

- 事務の効率化により国・地方の公務員数は全体として大幅に削減。
- 省庁職員については人事管理のあり方を抜本的に見直し。
- 都道府県から基礎自治体、国から道州への大幅な事務移譲に伴う公務員の大規模な移管。

◆ 大都市、東京

- 多極分散型の国土形成を図るという国土政策的見地と、組織・権限等に関する特例が必要という地方自治制度の見地から引き続き検討。

◆ 道州の自治立法(道州法)のあり方

- 現在地方をしばっている法令はすべてゼロベースで見直し。
- 具体的な事項はできる限り道州法・基礎自治体の自治立法に委ねる。

◆ 道州の税財政制度

- 道州の財政需要全てを自らの税収で賄えるよう、税制度を抜本的に改革する。
- それまでの間、国による財源保障、財政調整。

### プロセス

◆ 平成27年(2015年)から平成29年(2017年)を目途に道州制の導入を目指す。

- 道州制の基本的な理念・目的、タイムスケジュール等を規定した基本法を制定。
- 道州制特区制度を活用した北海道の取組を先駆的事例として、世論を喚起。
- 各地域の積極的な取組を推進。

### 道州制ビジョン懇談会「中間報告」と自民党・道州制推進本部「第3次中間報告」と日本経団連「第2次提言」の比較

	道州制ビジョン懇談会 中間報告(平成20年3月24日)	自民党・道州制推進本部 道州制に関する第3次中間報告 (平成20年7月29日)	日本経団連・道州制推進本部役員会 道州制の導入に向けた第2次提言 (平成20年11月14日)
理念・目的	理念=時代に適応した「新しい国のかたち」をつくる 目的①繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化 ②国際競争力の強化と経済・財政基盤の確立 ③住民本位の地域づくり ④効率的・効果的行政と責任ある財政運営 ⑤国家国民の安全性の強化	理念=日本再生のため、国のあり方を抜本的に見直し、新しい統治機構の構築が必要 目的①中央集権体制一新、基礎自治体中心の地方分権体制移行 ②国家戦略・危機管理に強い中央政府と国際競争力を持つ自立した道州政府創出 ③国・地方の政府の徹底的な効率化 ④東京一極集中是正、地方に多様で活力ある経済圏を創出	理念=明治以来の中央集権体制から地域自治体制への変革 目的①各地域に活力に富む自立した広域経済圏が形成され、東京一極集中が是正 ②「究極の構造改革」の実現、行政サービスの質的向上、真の地方自治の実現 ③官の役割の見直しにより、民主導の経済社会の実現
メリット・デメリット	(メリット) 受益と負担の関係明確化、政策の意思決定過程の透明化、東京一極集中是正、迅速で効果的な政策展開、重複行政排除、広域経済文化圏の確立、国家戦略や危機管理に強い中央政府など  (課題)←対応 地域格差の拡大、道州の人材・能力不足、住民との距離、道州間の誘致競争激化、都道府県単位の業界・文化団体・行事	(メリット) 地域の実情・住民ニーズに応じた行政サービスの提供、中央政府の国家戦略・危機管理能力向上、スケールメリット、国全体の多様化・活性化、東京以外にも成長の核となる都市など  (デメリット)←必要な対策 住民からの距離(←基礎自治体中心となり住民ニーズに的確に対応)、 道州内の一極集中・地域間格差(←道州内の役割分担、地域間バランスを考慮)、 国家としての統一性の欠如(←国家の役割の重点化により国力強化)	(メリット) 防災・消防体制の強化、地域の治安向上、子育て支援・人材育成策の充実、地域医療・介護の体制充実、独自の産業振興策の展開による雇用の創出、地域資源を活かした観光振興の促進など  (デメリット) -
役割・権限	国の権限は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担う	権限・財源・人間は極力基礎自治体優先で配分 現在の都道府県の仕事は原則として基礎自治体に移管、 国の仕事は国が本来果たすべき役割に属するものを除きできる限り道州に移管 国と道州は「小さな政府」とする	国の役割は必要最小限のものに限定し、国民の日々の生活に関わる政策の大半は、道州、基礎自治体がそれぞれの地域の実情や地域の経営戦略に基づき立案・実施

道州の性格 自治立法 道州の組織等	道州は地方自治体 国の法律は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容は道州の立法に委ねる  各道州独自の立法で自主的に組織を形成 首長・議会議員は住民の直接選挙	道州は地方自治体 国の法律は大枠的かつ最小限に限り、具体的な事項は自治立法に委ねる 法律の規定はできるかぎり道州の自治立法(州法)で変更可能とする(いわゆる「上書き」) 現在地方をしぼっている法令はすべてゼロベースで見直す 道州の選挙制度のあり方、首長との関係等については引き続き検討 国会議員の数は大幅に削減	道州は地方自治体 国による法令の規律密度を緩和し、条例制定権を有効に活用させる 道州間の政策調整のため「道州政策協議機構(仮称)」を創設
税財政制度	偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系  専門委員会で一年を目途に具体的な検討を進める	最終的な姿は ①道州の税財政需要全てを自らの税収で賄う ②課税ベースは、共有しない ③道州・基礎自治体が課税権・徴収権を行使 道州が財政的に自立できるまで税源偏在調整 社会保障、義務教育、警察・消防は全額国負担	地域による税収の偏在性が少なく安定性を備えている地方消費税の充実  財政調整として「地方共有税」(仮称)を、全国一律の行政サービスの費用については「安心安全交付金」(仮称)を創設
道州の区域	専門委員会で透明性のある基準を設定し、基本方針を報告	4つの区割り案を提示 州都については引き続き検討	(全国を10程度の区域に区分)
基礎自治体の規模等	一定規模が望ましいが、地域住民が「自らの政治」を実感できることも重要  小規模基礎自治体への対応は別途検討	人口30万以上あるいは最低でも人口10万以上 市町村合併をさらに強力的に推進、700から1000の自治体に再編 小規模団体は道州あるいは近隣の基礎自治体が補完	1000程度に市町村を集約するための環境整備 大都市制度の見直し 小規模な基礎自治体の事務については道州が補完できる等、柔軟性のある制度が望ましい
導入プロセス	道州制基本法(仮称)を制定(2011年の通常国会に提出) 2018年までに道州制に完全移行すべき	基本法を速やかに国会に提出 平成27年(2015年)から平成29年(2017年)をメドに道州制の導入を目指す	道州制推進基本法(仮称)の制定 2015年度に道州制の導入することを目指し着実に実行する
道州制特区	北海道からの提案を真摯に受け止め、権限及び財源の移譲に積極的に取り組む 広域連合などについても道州制への移行の前段として特区の適用ができるようにすべき	北海道の取組を先駆的事例として世論を喚起 北海道の提案に基づく権限移譲を党としても積極的に支援 関西や九州などの取組を党としてもバックアップし各地域の積極的な取組を推進	北海道からの提案を最大限に認めるとともに、権限移譲の際には財源移譲が確実に行われるよう措置すべき 都道府県による広域連合を道州制特区推進法の対象とすべき

34

## 主な区域例の比較

	第28次地方制度調査会答申			国土形成計画法に基づく広域地方計画区域等(10区域)(対象外)(※)	衆議院比例代表選挙の選挙区(11ブロック)	自民党道州制推進本部第3次中間報告			
	区域例-1(9道州)	区域例-2(11道州)	区域例-3(13道州)			区域例(1)	区域例(2)	区域例(3)	区域例(4)
北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道
青森県	東北	東北	北東北	東北地方	東北	東北	東北	東北	東北
岩手県			南東北						
宮城県			北東北						
秋田県			南東北						
山形県	北関東信越	北関東	北関東	首都圏	北関東	北関東	北関東	北関東	北関東
茨城県			北関東						
栃木県			北関東						
群馬県			北関東						
埼玉県	南関東(※)	南関東(※)	南関東(※)	南関東	南関東	南関東(※)	南関東(※)	南関東(※)	南関東(※)
千葉県			南関東(※)						
東京都			南関東(※)						
神奈川県			南関東(※)						
新潟県	北関東信越	北陸	北陸	東北地方	北陸信越	北関東	北関東	東北	北関東
富山県	北陸								
石川県	北陸								
福井県	北陸								
山梨県	南関東	北関東信越	北関東	首都圏	南関東	南関東	南関東	南関東	南関東
長野県	北関東								
岐阜県	北関東								
静岡県	北関東								
愛知県	中部	東海	東海	中部圏	東海	中部	東海	東海	東海
三重県	東海								
滋賀県	東海								
京都府	東海								
大阪府	関西	関西	関西	近畿圏	近畿	関西	関西	関西	関西
兵庫県			関西						
奈良県			関西						
和歌山県			関西						
鳥取県	中国・四国	中国	中国	中国地方	中国	中国・四国	中国	中国	中国
岡山県			中国						
広島県			中国						
山口県			中国						
徳島県	四国	四国	四国	四国地方	四国	四国	四国	四国	四国
香川県			四国						
愛媛県			四国						
高知県			四国						
福岡県	九州	九州	北九州	九州地方	九州	九州	九州	九州	九州
佐賀県			九州						
熊本県			九州						
大分県			九州						
宮崎県	九州	九州	南九州	九州	九州	九州	九州	九州	九州
鹿児島県			九州						
沖縄県	九州	九州	九州	九州	九州	九州	九州	九州	九州

35

# 全国知事会の「道州制に関する基本的考え方」(平成19年1月18日) (ポイント)

## 1 はじめに

## 2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場

道州制の基本的考え方を示すことによって、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにするとともに、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の検討に当たっての課題を提示

## 3 道州制の基本原則

- 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない
- 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする
- 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
- 4 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
- 5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない
- 6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
- 7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない

36

## 4 地方分権改革の推進

道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある

## 5 道州制検討の進め方

- 1 国と地方が一体となった検討機関の設置が必要である
- 2 国民意識の醸成が必要である

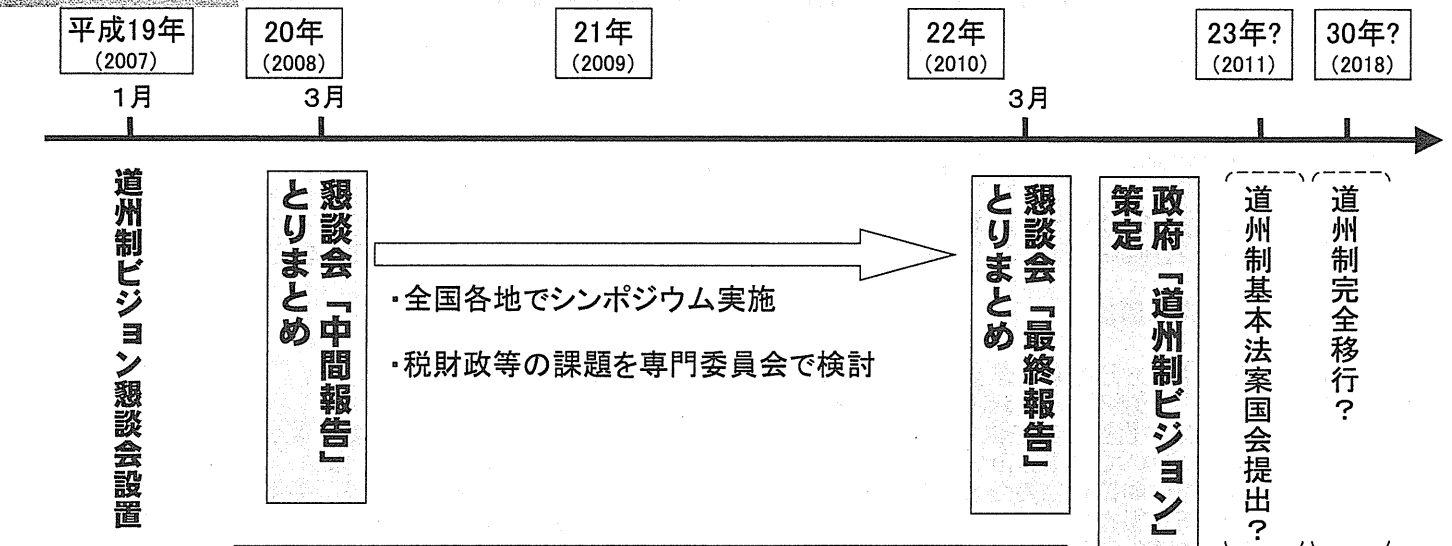
## 6 具体的な検討課題

- ① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担
- ② 税財政制度のあり方
- ③ 大都市圏との関係
- ④ 市町村との関係
- ⑤ 住民自治のあり方
- ⑥ 首長・議会議員の選出方法
- ⑦ 条例制定権（自治立法権）の拡充・強化
- ⑧ 道州の組織・機構のあり方

37

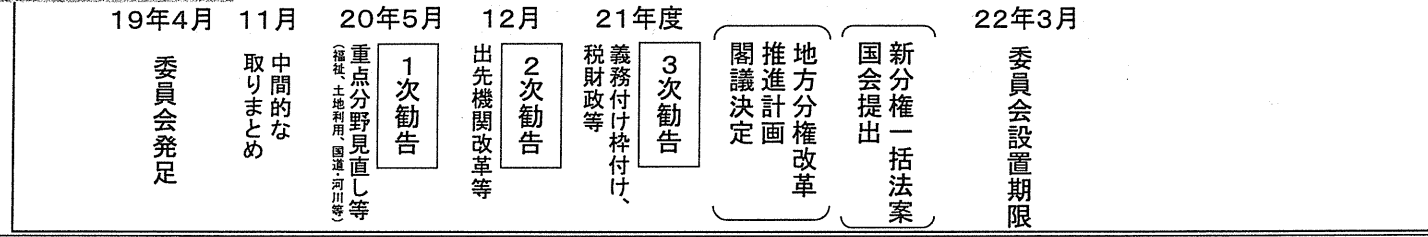
# 道州制に関する今後の進め方

## 道州制ビジョン懇談会



**道州制特区** 北海道からの提案を踏まえ、更なる権限移譲を実施

## 地方分権改革



平成22年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区 分	21年度		22年度		特記事項
	兆円	増減	兆円	伸び率(%)	
(歳出)					
給与関係経費	22.1	△ 0.8	21.3	△ 3.7	基本方針2006(定員5年間△5.7%等) H21人事院勧告(平成21年8月)を反映
退職手当以外	19.8	△ 0.7	19.1	△ 3.6	
退職手当	2.4	△ 0.1	2.2	△ 4.9	
一般行政経費	27.3	1.3	28.6	4.9	
補助	12.3	0.9	13.2	7.1	社会保障費の増
単独	13.8	0.4	14.2	2.8	社会福祉系統経費の増
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係経費	1.1	0.1	1.2	7.5	
地方再生対策費	0.4	0.0	0.4	0.0	
地域雇用創出推進費	0.5	0.0	0.5	0.0	
投資的経費	14.1	0.0	14.1	0.0	
直轄・補助	6.0	0.0	6.0	0.0	
単独	8.1	0.0	8.1	0.0	
その他	18.2	△ 0.3	17.9	△ 1.7	水準超経費の減
一般歳出計	66.2	0.5	66.7	0.8	
計	82.6	0.2	82.8	0.2	
(歳入)					
地方税等	37.6	△ 1.1	36.6	△ 2.8	
地方税	36.2	△ 2.0	34.2	△ 5.4	
地方譲与税	1.5	0.9	2.4	63.0	地方法人特別譲与税を含む
地方特例交付金	0.5	△ 0.2	0.3	△ 39.8	
地方交付税	15.8	0.1	15.9	0.4	
国庫支出金	10.3	0.1	10.4	0.8	
地方債	11.8	1.3	13.1	10.9	
うち臨時財政対策債	5.1	1.4	6.5	27.0	
その他	6.5	0.0	6.5	0.0	
「一般財源」	59.1	0.2	59.3	0.4	注3参照
計	82.6	0.2	82.8	0.2	

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

- 注) 1 国のH22概算要求基準「経済財政改革の基本方針2009」等を前提に作成したものであり、計数は全て仮置きである。  
2 地方財政対策等は平成19年度から平成21年度までに譲っていた方式と同様の方式と仮定して積算しており、仮積算の過程において自込まれた財源不足額13.7兆円(H21:10.5兆円)について、法律に基づき一般会計加算、臨時財政対策加算等の対策を講じたことにより対応することを前提としている。なお、地方交付税法附則第4条第1項本文に基づき加算(兆円)については、平成22年度においても計上している。今後、経済情勢の推移、法制改正の内容、国の予算精算の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加えらるとともに、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき所定の措置を講ずることとしている。  
3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。

平成22年度の地方財政の課題

1. 地方分権改革の推進

- (1) 「基本方針2009」及び地方分権改革推進委員会の報告に基づき、国と地方の役割分担等を見直すとともに、その見直しに応じ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを一体的に推進。
- (2) 国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実。地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を推進。
- (3) 地方分権推進の観点に立った直轄事業負担金制度等の見直しを検討。

2. 地方一般財源の総額の確保と地方財政の健全化等

- (1) 「基本方針2009」等を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行いつつ、経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保。
- (2) 「基本方針2009」に基づき、経済危機的状況に照らし果敢な対応を適時適切に図る際には、経済対策の実効性を確保するために地方公共団体の協力が得られる適切な財政措置を実施するとともに、「定住自立圏構想」により定住を促進する取組を推進し、地域力の創造等に取り組む。
- (3) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の円滑な施行に努めるとともに、第三セクター等の改革や公立病院改革などを引き続き推進。また、各地方公共団体の「集中改革プラン」の着実な実施を推進するとともに、公務員人件費改革、地方公会計改革等を推進すること等により、地方行革を強力に推進。

# 平成22年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び繰上税配付金特別会計 (単位:億円)					
項 目	平成22年度 要求額 A	平成21年度 予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B (%)	備 考
<b>&lt;地方交付税&gt;</b>					
一般会計からの繰入れ	172,648	161,113	11,535	7.2	入口ベース
〔うち 法定率分 「1兆円」の別枠加算 法定加算分 臨時財政対策加算分	110,790 10,000 7,561 44,297	118,329 10,000 7,231 25,553	△ 7,539 0 330 18,744	6.4 0.0 4.6 73.4	
借入金償還 借入金等利子 剰余金の活用 返還金	△ 7,812 △ 5,974 0 2	0 △ 5,711 2,800 1	△ 7,812 △ 263 △ 2,800 1	皆増 4.6 皆減 245.2	
計	158,864	158,202	661	0.4	出口ベース
<b>&lt;地方特例交付金&gt;</b>					
一般会計からの繰入れ	2,780	4,620	△ 1,840	39.8	
〔うち 児童手当特例交付金 歳取補てん特別交付金 特別交付金	1,162 1,618 0	1,162 1,458 2,000	0 160 △ 2,000	0.0 11.0 皆減	
合計	175,428	165,733	9,695	5.8	

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

【注】  
【地方交付税】

- 1 この概算要求は、国の概算要求基準、「経済財政改革の基本方針2009」等を前提とした仮置きの数値である。この場合、地方財政対策等は平成19年度から平成21年度までに譲っていた方式と同様の方式と仮定して精算しており、臨時財政対策加算は「平成22年度地方財政収支の8月仮試算(概算要求時)」「参考」の財源不足額を基礎として求めた額を計上している。なお、平成22年度においても地方交付税法附則第4条第1項本文に基づく加算(1兆円)を計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加えるとともに、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく所要の措置を講ずることとし、要求内容の修正を行う。
- 2 国税及び地方税の税収見限り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に精算している。
- 3 平成20年度の国税決算に伴う地方交付税の精算(△6,596億円)については、平成21年度地方財政対策における平成19年度の国税決算に伴う地方交付税の精算の取扱いと同様にして、平成23年度以降において行うこととしている。
- 4 算書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成21年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 5 地方交付税を国税収納金整理資金から直接、交付税及び繰上税配付金特別会計に繰り入れられる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、児童手当特例交付金については平成21年度と同額を仮に計上するとともに、歳取補てん特別交付金については、平成22年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

# 地方公共団体金融機構について

- 概要・基本的仕組み・・・・・・・・・・（P 1～ 2）
- 歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P 3）
- 政策金融改革・・・・・・・・・・（P 4～ 6）
- 地方公共団体金融機構への改組・・・（P 7～14）
- 業務の状況・・・・・・・・・・（P 15～30）
- 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P 31～32）

## 概要・基本的仕組み

---



# 地方公共団体金融機構の概要

## 根拠法

- 地方公共団体金融機構法

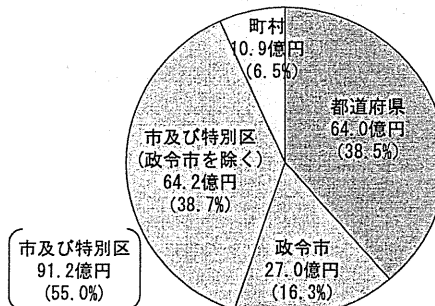
## 目的

- 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通
- 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を実施  
→地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与

## 出資金

- 総額 166億円
- 出資者 全地方公共団体(都道府県、市区町村)

地方公共団体別出資額及び割合



## 理事長

渡邊 雄司

## 職員数

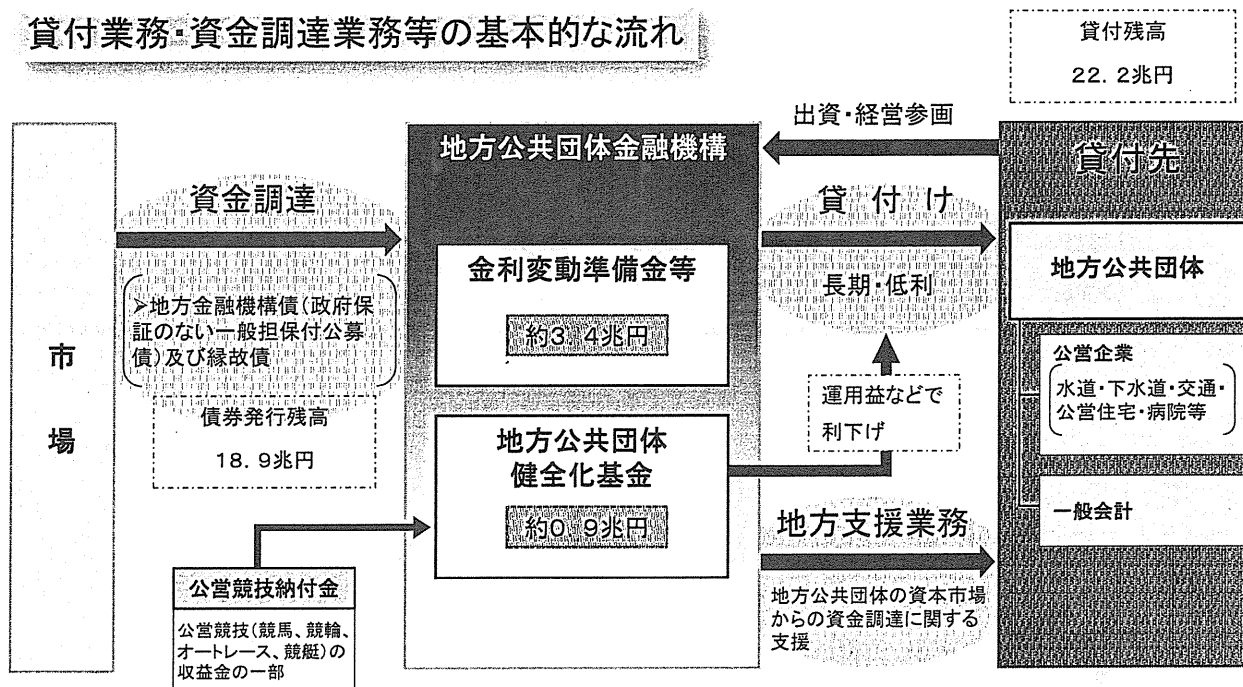
79人(平成21年4月現在)

※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なる。



# 地方公共団体金融機構の基本的な仕組み

## 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成20年度末現在)



# 歴 史

---

## 歴史

---

- 昭和32年 6月 公営企業金融公庫設立
- 昭和53年 5月 一般会計債に属する臨時三事業（臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業）を貸付対象事業に追加
- 平成17年12月 「行政改革の重要方針」閣議決定  
→公営企業金融公庫は、「廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する」
- 平成18年 6月 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布  
→「公営企業金融公庫は、平成20年度において、廃止する」
- 平成18年10月 地方六団体「公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて〈制度設計骨子案〉」とりまとめ  
→地方が主体的・自律的に運営する新組織の設置、資金ニーズに的確に対応する仕組みの構築  
新組織への公庫の財務基盤の全額承継 等
- 平成18年12月 「総務大臣・財務大臣覚書」締結  
→新組織移行時に見込まれる債券借換損失引当金総額概ね3.4兆円の全額を新組織が承継、概ね2.2兆円が一般勘定に帰属
- 平成19年 5月 「地方公営企業等金融機構法」公布
- 平成20年 8月 地方公営企業等金融機構設立
- 平成20年10月 公営企業金融公庫廃止  
地方公営企業等金融機構業務開始
- 平成20年10月 「生活対策」決定  
→「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」  
鳩山総務大臣から地方財政審議会の神野会長に具体の素案の検討依頼
- 平成20年12月 地方財政審議会委員及び特別委員により構成される検討会  
→「地方共同の金融機構のあり方に関する検討会報告書」とりまとめ
- 平成21年 3月 「地方交付税法等の一部を改正する法律」公布
- 平成21年 6月 地方公営企業等金融機構が地方公共団体金融機構に改組

# 政策金融改革

## 政策金融改革の趣旨と経緯

- 政策金融改革は、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくため、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点から見直しを行ったもの。
- このため、政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直し、完全民営化、廃止される機関の機能を政策金融の外側に切り出すとともに、必要最小限の業務を1つの新たな政策金融機関に担わせることとした。

### 政策金融改革の経緯

#### 「政策金融改革の基本方針」

経済財政諮問会議(H17.11.29)

#### 「行政改革の重要方針」

閣議決定(H17.12.24)

#### 「行政改革推進法」成立

(H18.5.26)

#### 「政策金融改革の制度設計」

政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定(H18.6.27)

### <基本方針の決定>

- ・ 政策金融の機能の見直し、縮減
- ・ 貸付残高対GDP比半減目標
- ・ 政策金融機関の再編の基本方針
- ① 5機関を統合し、1つの新政策金融機関へ
- ② 商工中金と政策投資銀行は完全民営化
- ③ 公営企業金融公庫を廃止
- ・ 危機対応体制の整備

政策金融改革関連法案の策定など、政策金融改革の実現に向けて整理することが必要と考えられる機関の統廃合や完全民営化の在り方及び危機対応体制の整備に関する具体的な内容等について提示。

政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立

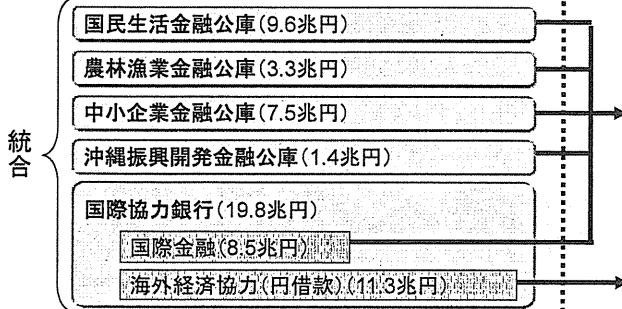
(注)海外経済協力(円借款)については、改正JICA法案を平成18年臨時国会に提出し、成立

平成20年10月 新体制への移行

# 政策金融改革における組織の改編

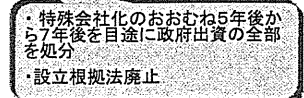
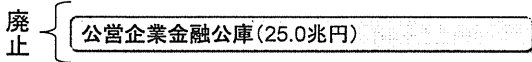
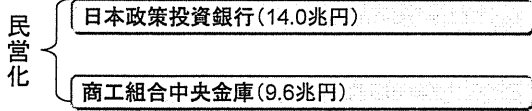
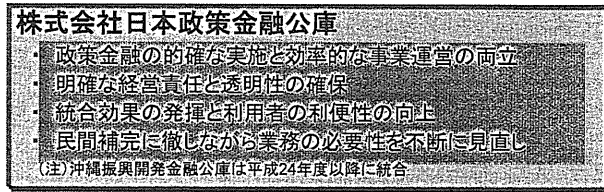
平成20年9月まで

- 8機関の貸付残高合計90.2兆円
- ※数字は平成16年度末の貸付残高



新体制(平成20年10月以降)

- 平成20年度末における政策金融の貸付残高のGDP比を平成16年度末に比べて半減



政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立

(注) 海外経済協力(円借款)については、改正JICA法案を平成18年臨時国会に提出し、成立

- ・ 地方公共団体は共同して資金調達のための新組織(地方公営企業等金融機構)を自ら設立。
- ・ 新組織は、公営企業金融公庫の権利及び義務を承継。
- ・ 国は新たな出資・保証等の関与を行わない。

5

## 機構の財務状況について

— 財務基盤 —

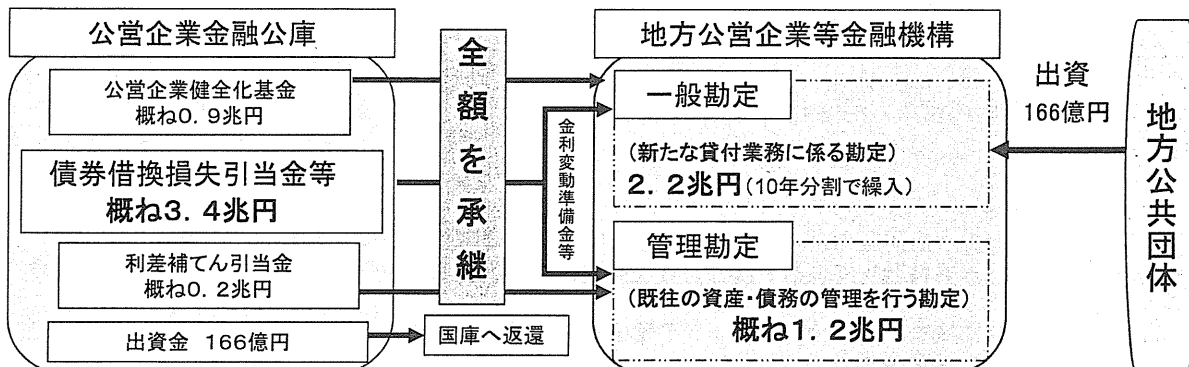
公営公庫から承継された金利変動準備金等3.4兆円をはじめとする良好な財務基盤を有し、これら厚い実質的な自己資本等により安定的な収支構造を確保

### 金利変動準備金等

- 公庫より全額承継した債券借換損失引当金等(約3.4兆円)は、金利変動準備金等として積み立てることにより、金利変動リスクに対応し、円滑な業務運営を行うための十分な財務基盤を確保

### 公営企業健全化基金

- 公営競技の収益金を原資とする公営企業健全化基金を全額(約0.9兆円)承継し、運用益等を用いて貸付利率を軽減



※ 公営公庫から承継した既往の貸付債権及び発行債券は、管理勘定において管理



6

# 地方公共団体金融機構への改組

## 生活対策（抄）

平成20年10月30日  
新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

### <第3の重点分野>地方の底力の発揮

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、高速道路料金の大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくり、住宅投資・防災強化などを進めるとともに、地方公共団体の支援を行う。

#### 9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

##### <具体的施策>

- 道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る
- 地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する
- 地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する
- 景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

# 地方共同の金融機構のあり方に関する検討会報告書のポイント

平成20年12月10日  
地方共同の金融機構のあり方に関する検討会

## 1 地方共同の金融機構の創設に関する検討課題

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」については、地方分権改革に即したものであることを基本として、100年に一度とも言われる金融危機への対応を契機とした経済対策において地方公共団体の財政力の強化と自由度を高めるために特に示された対策の一つであることを踏まえつつ検討した。

あわせて、地方公営企業等金融機構、政策金融改革・行政改革、財政投融资改革、地域金融機関との関係等についても検討した。

## 2 基本的な考え方

現機構は地方の共同資金調達機関として創設されているにもかかわらず、その貸付対象が原則として公営企業に限定されていることについては、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できない等の問題点が指摘されることから、一般会計への貸付けを可能とすることにより、早急に解決を図るべきである。

更に、地方公共団体の財源不足を補てんするために発行する地方債については、財政融資資金にあわせて地方公共団体が共同して長期・低利の資金を確保することが重要であり、現在の厳しい税収動向を踏まえると、巨額の財源不足の発生が見込まれる平成21年度地方財政対策において、緊急に対処すべき課題である。

## 3 地方共同の金融機構素案

新たな機構の創設はせず、次のとおり現機構の貸付対象事業の見直しにより対処する。

### (1) 業務等

一般会計債を含む全ての地方債の資金の貸付けとし、貸付対象事業や貸付枠は、機構が自主的に決定する。これに伴い、機構の名称を改める。

### (2) 財務基盤等

今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めないこととし、当面、現行の機構の枠組みにより可能な融資枠の範囲で、出資者たる地方公共団体の要請に即した貸付けを行う。

### (3) 貸付条件等

貸付けは、超長期の資金を中心としたものとするとともに、地方公共団体のニーズを踏まえて、貸付対象、貸付期間、利率設定方式、繰上償還の扱い等について柔軟に対処する。

### (4) 危機対応体制の確立

内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等の危機に十分に対応する仕組みを構築する。

8

## 地方債資金の状況

	貸し手	対象事業	平成21年度地方債計画額(兆円)
(公助)	国(財政融資資金)	一般会計等事業 公営企業	4.3
	地方公営企業等金融機構	対象外 原則として公営企業のみ	
(共助)	↓	↓	
	地方公共団体金融機構	一般会計等事業 公営企業	1.9
(自助)	銀行等	一般会計等事業 公営企業	4.8
	資本市場(市場公募債)	一般会計等事業 公営企業	3.7
	資金調達の 自主性・自立性		合計 14.6

※平成21年6月15日改定後の計数

9

# 諸外国の地方共同調達機関の例

## ①スウェーデン地方金融公社

1990年代初頭のスウェーデンにおける景気後退の影響を受けた地方財政の深刻化を契機に1993年に創設されて以降、中小規模の地方公共団体を中心に、創設当初の22団体から2007年末時点で210団体に構成自治体が増加し、格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

これは、債券発行額も個別地方債より通常大きく、市場流動性が向上すること等から、発行利回りの抑制が可能であり、更に、発行条件交渉、債券売却、起債管理等の事務処理を一機関で行うことによる専門性の向上と事務の効率化のメリットが得られていること等によると考えられる。

実際、2007年末までの時点で貸し倒れ損失は一度も計上されていない。

## ②デンマーク地方金融公社

1899年に特別法により設立され、全地方自治体が構成員。これまで100年以上の間貸倒れが一度も発生しておらず（同社HP）、格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

## ③フィンランド地方金融公社

1989年に法律に基づき、地方自治体の高い信用度を活用し、資金調達面での競争力の獲得と資金コスト削減を目的に設立され、出資自治体は徐々に拡大。格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

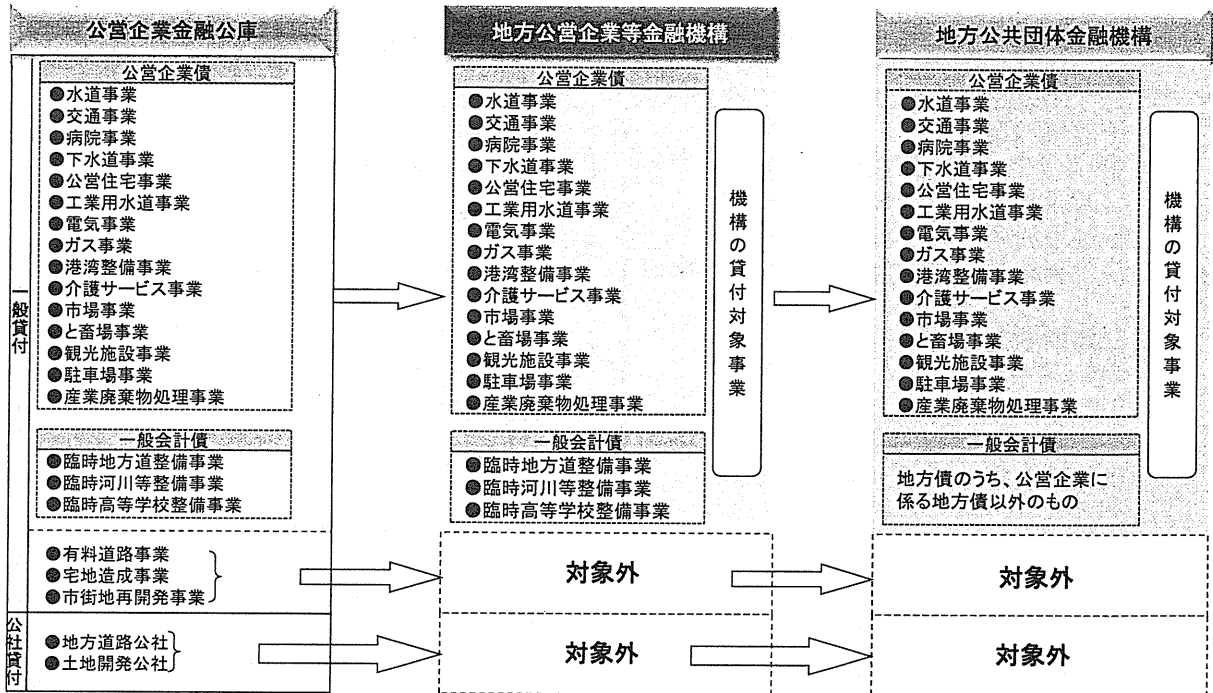
## ④カナダの地方公共団体金融機構 (Municipal Finance Authority of British Columbia)

1970年に州法により創設され、州内のバンクーバーを除く全ての上位自治体 (regional district) が構成員となり、これまで40年近くの間有効に機能し、業務も拡大してきており、格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

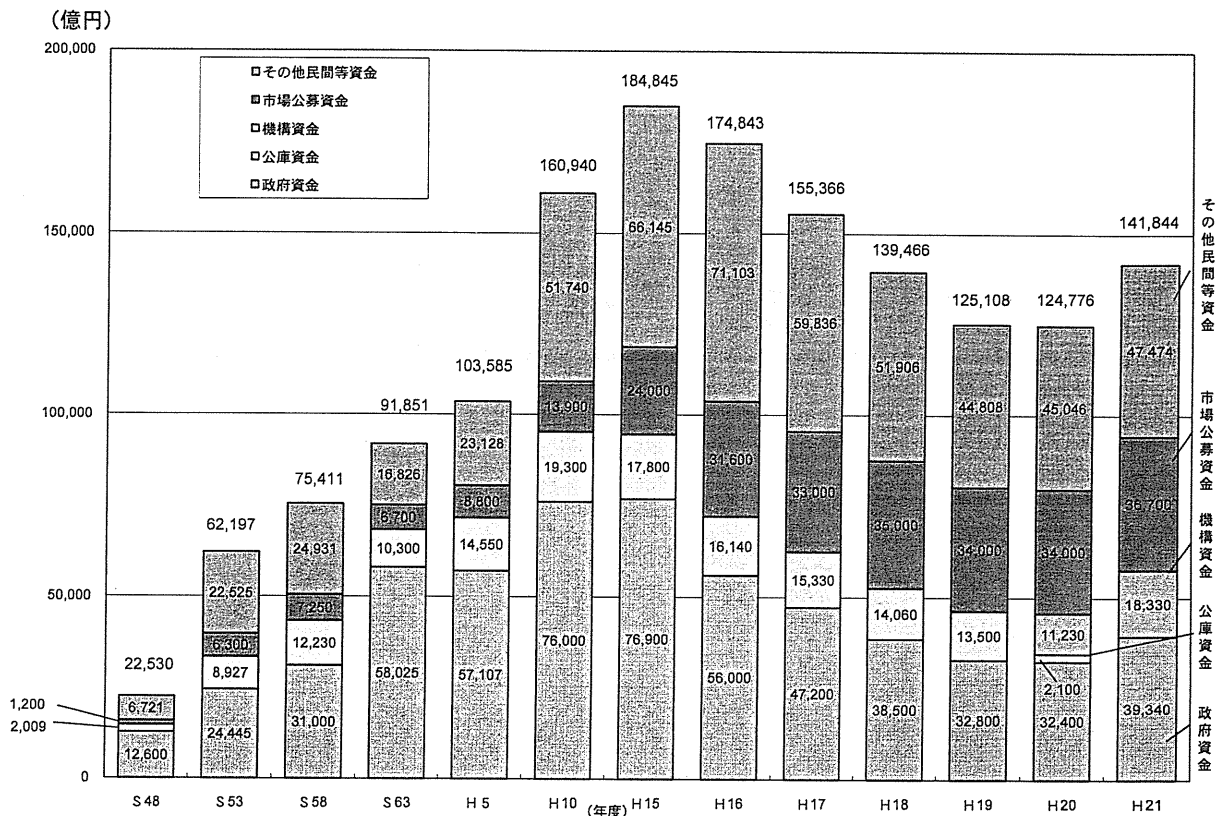
## 地方公営企業等金融機構法の一部改正の概要

	名称	貸付対象	貸付規模	業務等
改正前	地方公営企業等金融機構	原則として公営企業	H20 年1.3兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付対象の重点化</li> <li>○貸付規模の段階的縮減</li> </ul>
	↓	↓	↓	↓
改正後	地方公共団体金融機構	一般会計 公営企業	H21 年1.3兆円 + 5千億円 (臨時財政対策債)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付規模は経済変動等に機動的に対処</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「貸付規模の縮減規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により財源不足額をうめるために起こす地方債については、適用しない」</p> </div>

# 貸付対象の拡大



## 地方債計画額（当初）の推移（資金別）





# 貸付条件の改善

## 新規貸付対象事業の貸付条件

### (1) 一般単独事業

< 県・政令市分、市町村分とも >

- 償還年限 30年以内
- 適用利率 臨時特利
- 金利方式 固定・利率見直しの選択制

### (2) 臨時財政対策債

< 県・政令市分 >

- 償還年限 30年以内
- 適用利率 臨時特利
- 金利方式 利率見直し方式のみ

< 市町村分 >

- 償還年限 20年以内  
(財政融資資金並み)
- 適用利率 臨時特利
- 金利方式 固定・利率見直しの選択制

## 既往貸付対象事業の貸付条件の見直し

- 償還年限について財政融資資金並みへ全面見直し

上限: 28年⇒30年

- 一般会計債について、地方債計画の事業区分の再編に合わせ、利率適用見直し

特利⇒臨時特利

特別利率(特利) → 基準利率 - 0.30%  
臨時特別利率(臨時特利) → 基準利率 - 0.35%



# 業 務 の 状 況

# 経営理念

「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行

## 1 地方共同法人にふさわしいガバナンス(企業統治)の確保

- ・ 地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立
- ・ 適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保

## 2 地方の金融ニーズへの積極的な対応

- ・ 地方公共団体に対する長期・低利資金を安定的に供給
- ・ 地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開

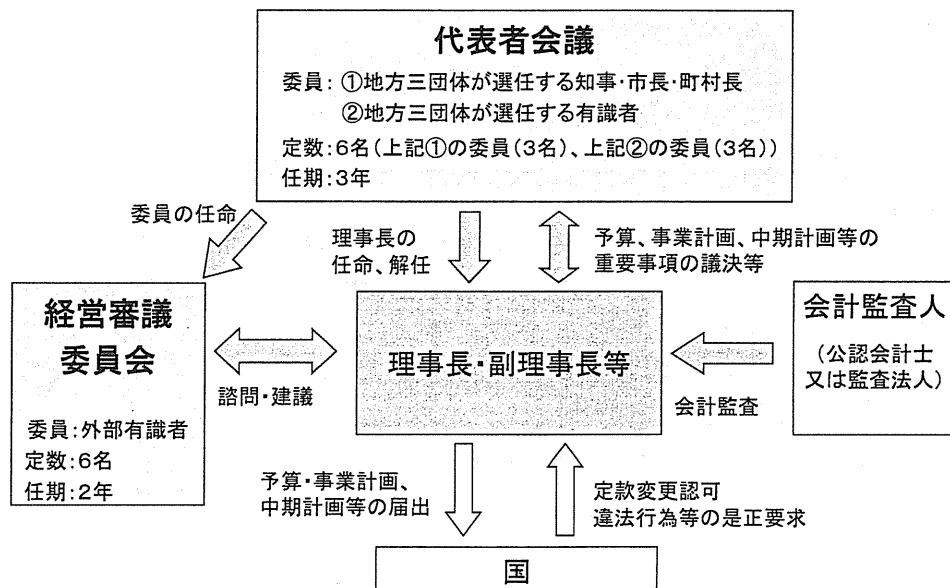
## 3 資本市場における確固たる信認の獲得

- ・ 適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たす
- ・ 公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献



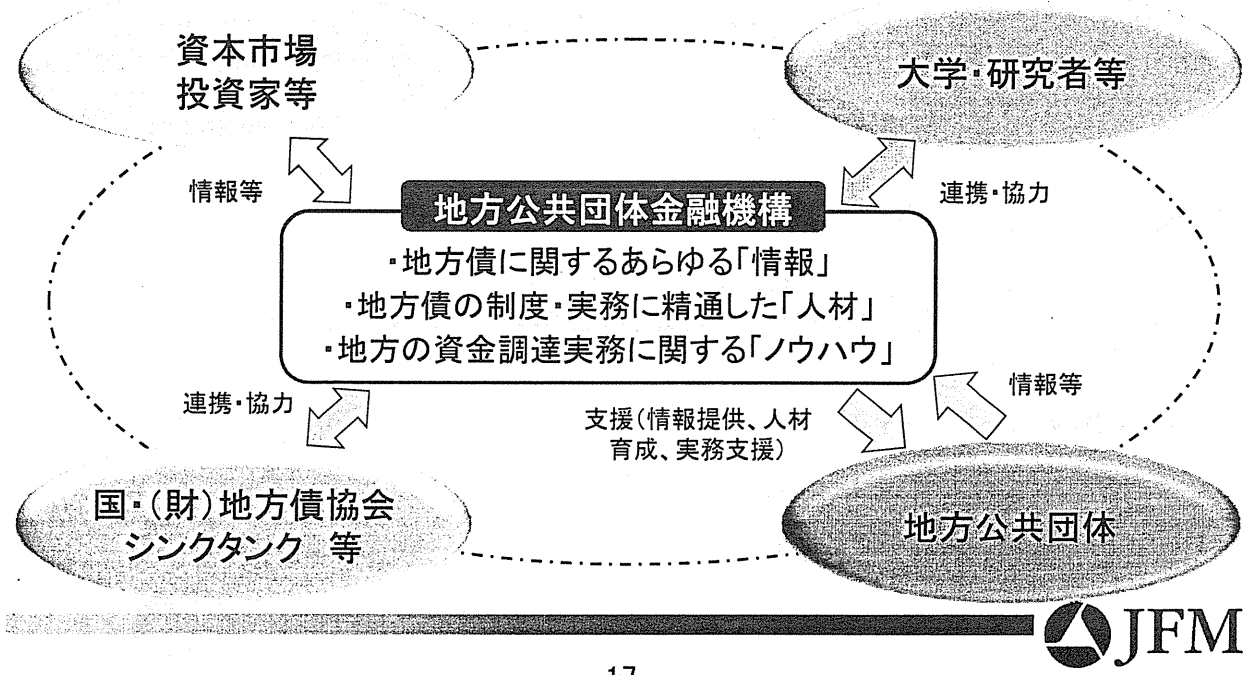
# ガバナンスの仕組み

外部有識者で構成される経営審議委員会のチェックや会計監査人による外部監査などにより、責任あるガバナンスを確保



# 地方支援業務

平成23年度以降に地方支援業務を軌道に乗せることを目標に、平成22年度までを今後の事業展開の基盤づくりの時期として、重点的に事業を実施



## 地方公共団体金融機構債の特徴

**強固な財務基盤等を背景に信用力の極めて高い地方金融機構債**

- ▶ **公的な位置づけ**
  - 機構資金は、公的資金として全額地方債計画に計上
  - 機構は特別の根拠法に基づき設立
- ▶ **地方債の共同発行機関としての性格**
  - 機構は、地方公共団体が共同で資金調達するために設立した機関
- ▶ **資産の安定性**
  - 貸付債権は同意(許可)のある地方債のみであり、地方財政制度の枠組みにより回収確実性を確保
  - 高いアセットクオリティ
- ▶ **万全の財務基盤と償還確実性の担保**
  - 強固な財務基盤(約3.4兆円の金利変動準備金等と約0.9兆円の地方公共団体健全化基金)
  - 収支に関する中期的な計画および資金計画の策定等により、財務基盤の安定性を確保
  - 機構解散時の最終的な債務弁済責任は地方公共団体
- ▶ **流動性の高い債券と投資家重視の起債スタンス**
  - ベンチマーク性に留意し、定期的かつ継続的に債券発行

スーパー地方債としての性格を有する地方公共団体金融機構債

**格付け** (2009年7月22日現在)  
 → 発行体格付け S&P:AA(安定的)、R&I:AAA(ネガティブ)、Moody's:Aa2(安定的)

# 各社インデックスにおける取扱い

☑ NOMURA-BPI、DBI及びNIKKO BPIにおいて、地方金融機構債は地方債セクターに分類

地方金融機構債の取扱い		
	2009年3月まで	2009年4月以降
NOMURA-BPI	事業債(うち財投機関債)に分類	<b>地方債に分類(※)</b> ○地方債のサブセクターとして「地方公共団体」、「その他地方債」が新設され、地方金融機構債は「その他地方債」に分類
DBI	事業債(うち財投機関債)に分類	<b>地方債に分類</b> ○地方債のサブセクターとして「地方公共団体」、「その他地方債」が新設され、地方金融機構債は「その他地方債」に分類
NIKKO BPI	財投機関債に分類	<b>地方債に分類</b> ○地方債のサブセクターとして「地方政府機関債」が新設され、地方金融機構債を分類

※地方金融機構債を地方債に分類する理由(野村証券HPより抜粋)

1. 機構法によると、解散時に地方公共団体の最終責任などの制度的措置を有すること
2. BPIでは、地方公共団体の損失補償もしくは債務保証が付いている地方公社の発行する債券を地方債に分類していること



## リスク・ウェイト

- ☑ 地方公共団体金融機構向けエクスポージャーを設置  
☑ リスク・ウェイトは10%

### バーゼルIIの柱に関する告示 改正前

第56条 中央政府及び中央銀行	0%
第58条 地方公共団体	0%
第60条 国際開発銀行	0%

第61条 政府関係機関	10%
2 政府が出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について国会の議決(承認を含む。)を得、又は主務大臣(内閣総理大臣を含む。)の認可(承認を含む。)を受けなければならない法人	

公営企業  
金融公庫

### 改正後

第56条 中央政府及び中央銀行	0%
第58条 地方公共団体	0%
第60条 国際開発銀行	0%

第60条の2 地方公共団体金融機構	10%
-------------------	-----

第61条 政府関係機関	10%
2 政府が出資している法人(株式会社を除く)で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について国会の議決(承認を含む。次号において同じ。)を得、又は主務大臣(内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。)の認可(承認を含む。以下この項において同じ。)を受けなければならない法人	



# 債券発行計画

平成21年度債券発行計画については、以下のとおり

## 地方金融機構債

債券の種類	上半期発行予定額	年間発行予定額
10年満期一括固定利付債	1,500億円程度	3,000億円
20年満期一括固定利付債	1,000億円程度	2,000億円
その他債	500億円程度	1,000億円
計	3,000億円程度	6,000億円

※ 10年満期一括固定利付債の商品性について

・発行額	原則250億円	・条件決定日	原則10年国債入札日の1週間後	・発行日	原則条件決定日の7営業日後
・表面利率	0.001%刻み	・発行価格	100円	・償還月日	応答月償還、原則各28日
・利払い月日	原則3・9月の各28日				

※ 20年満期一括固定利付債については、年間5～6回程度発行する予定

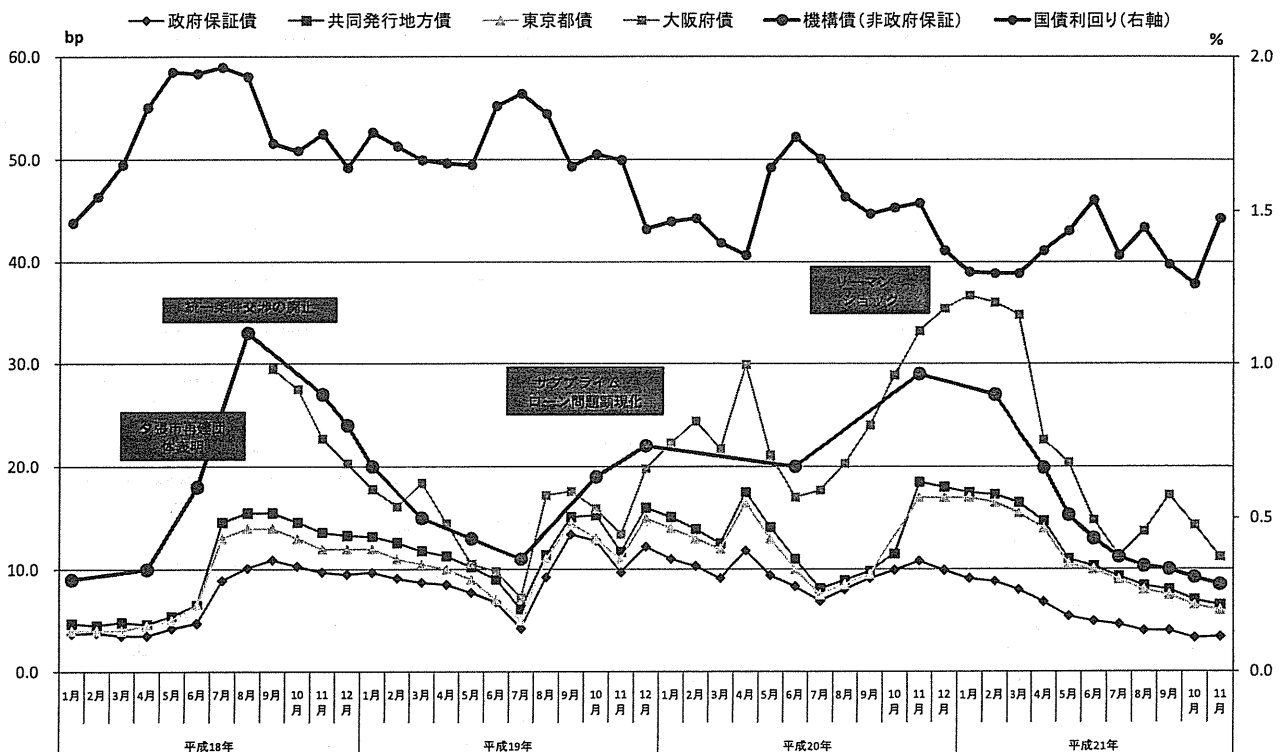
## 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額
10年債	8,200億円

- ※ 1. 貸付けの実行状況、市場環境等により発行額を変更することがある
- 2. 発行に関する情報については、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定



平成18年以降の政府保証債・公募地方債等(10年債)の発行条件推移



# リスク管理

- 統合的なリスク管理とリスク管理体制の整備
- 金利変動リスクに対する適切なALM管理

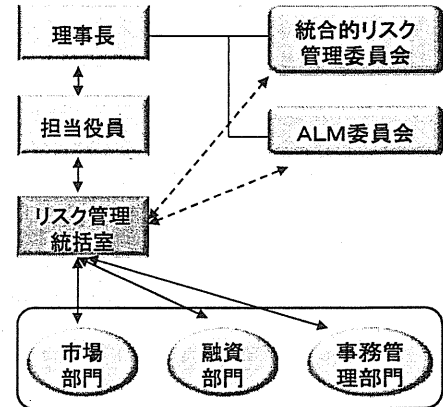
## 統合的なリスク管理

- 機構全体のリスクを統合的に管理
- 機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、リスク管理体制を整備

## 適切なALM管理

- 機構の資産・負債構造の特性に鑑み、金利変動リスクに関しては、金利変動準備金による対応を基本に、適切なALMによるリスク管理を実施
- ALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を行うとともに、ALMの内容を適切に経営判断に反映

機構のリスク管理体制



# 金利変動リスクへの対応

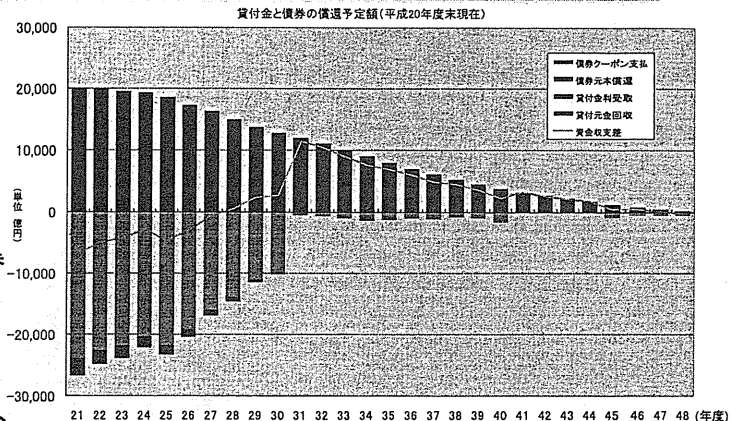
- 金利変動準備金による対応を基本に、超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により軽減

## 機構の金利変動リスク

- 貸付けは、最長28年(平成21年6月1日から30年)の固定金利貸付
- 原資は、10年債を中心に調達
- 貸付けと調達の期間の差が大きいことから債券借換え時の金利リスクが大きいという特性

このため、

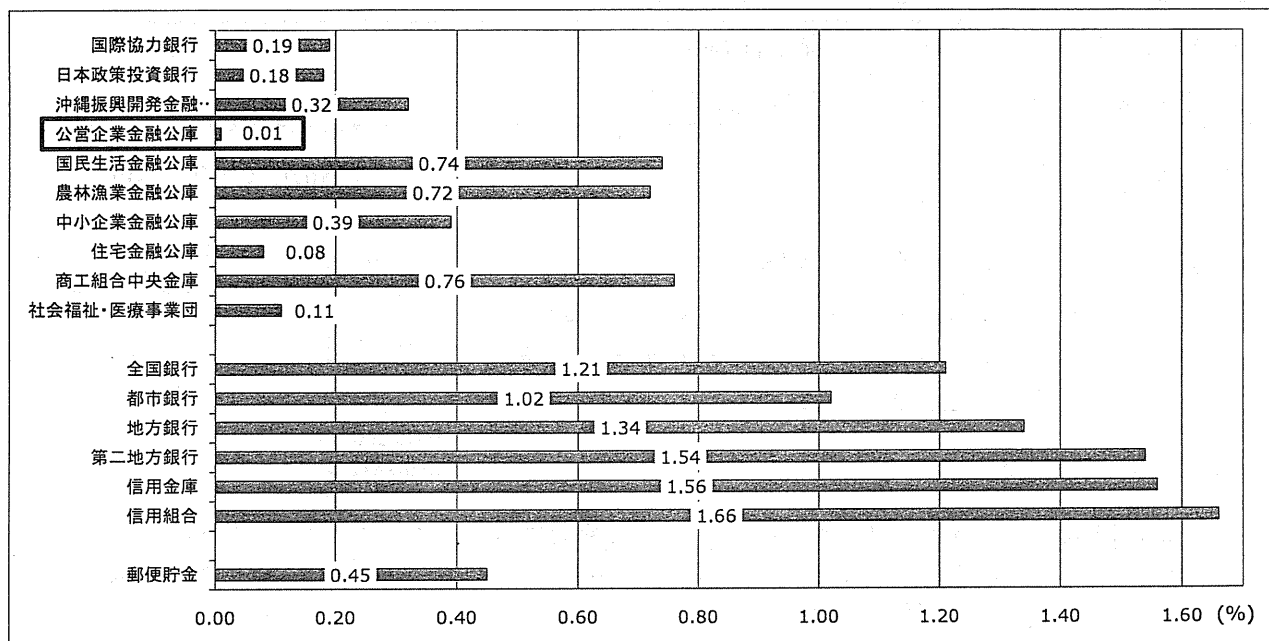
- 金利変動準備金(3兆2,947億円)による対応
- 更に、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、平成21年度からは中期の管理目標(例:一般勘定のデュレーションギャップを平成25年度までにおおむね2年以下)を設定し、超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により金利リスクを軽減



(参考)

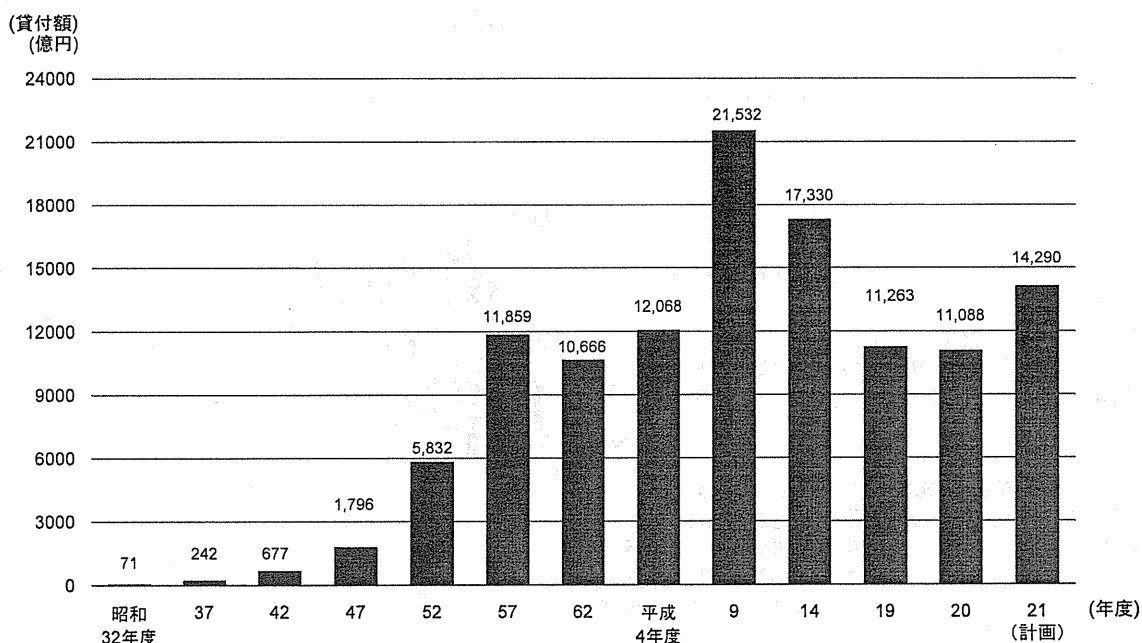
平成20年度末	
資産デュレーション	7.71年
負債デュレーション	4.76年
デュレーションギャップ	2.95年(前年比△0.02年)

# 政府金融機関等と民間金融機関等の事務経費率（平成13年度）



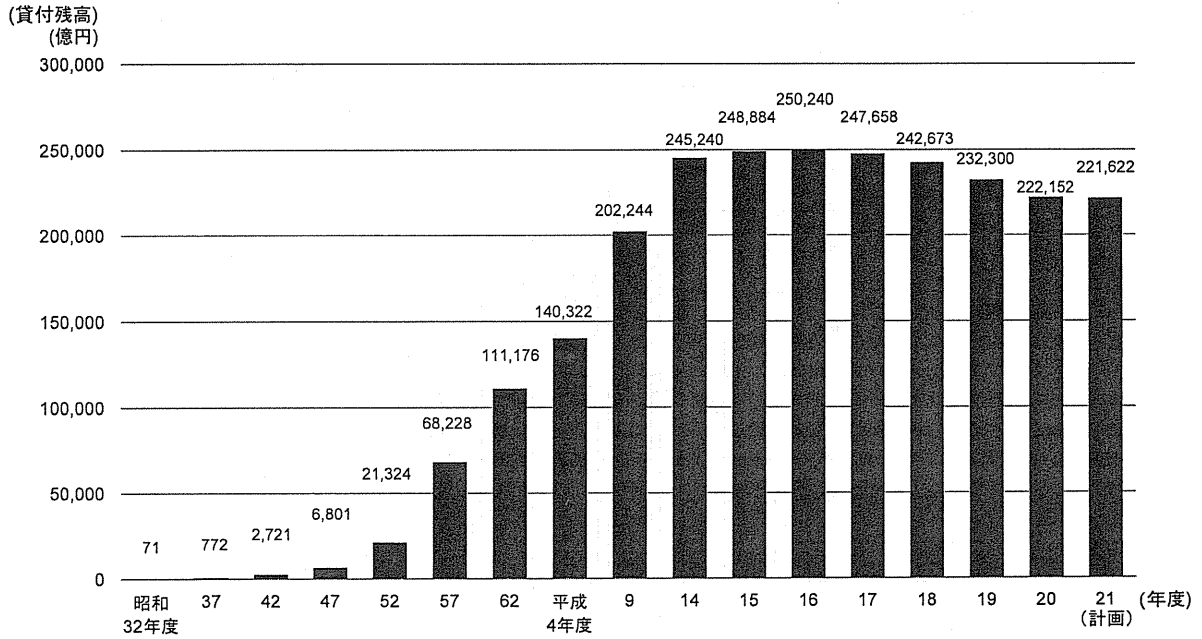
(出典) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書  
 ※事務経費率＝期中平均貸出残高等に対する事務費、業務委託費等の合計額の割合

## 貸付実績の推移

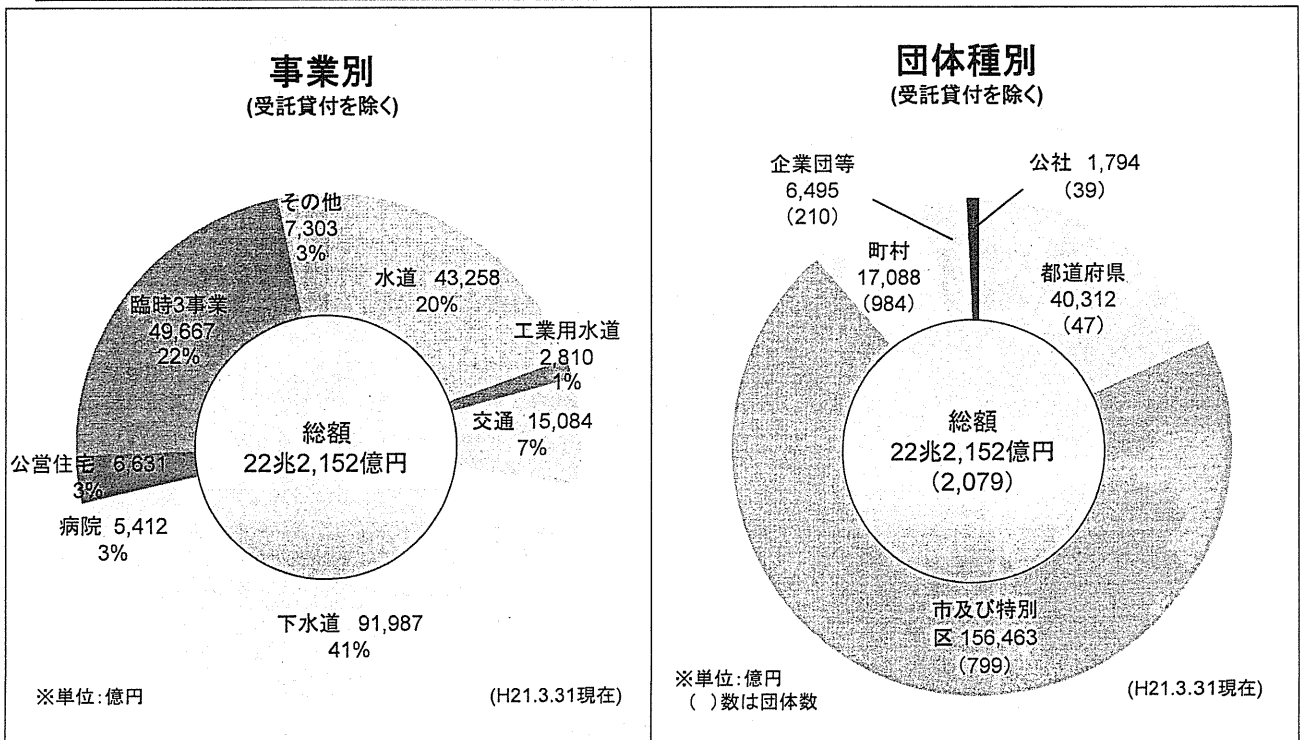


※1. 平成20年度については、公営企業金融公庫及び地方公営企業等金融機構の合計を記載している  
 2. 平成21年度については、補正後の数値を記載している

# 貸付残高の推移

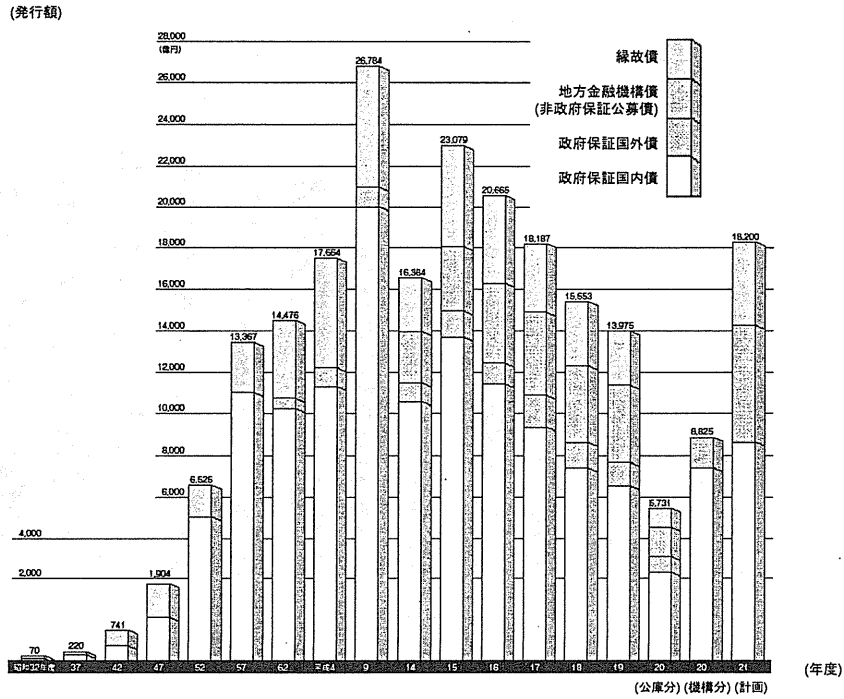


# 貸付残高の状況

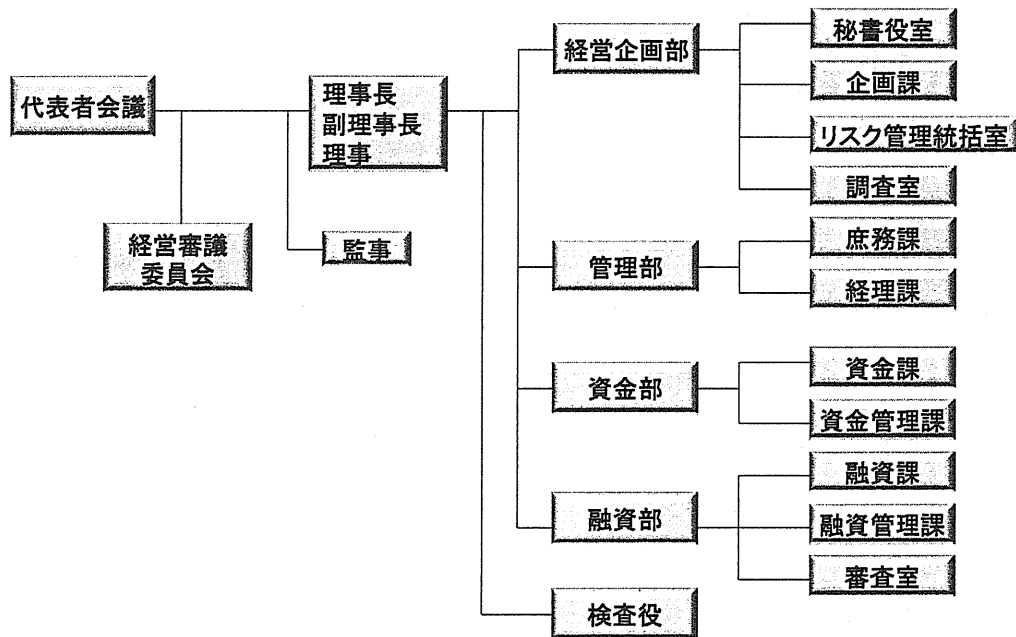




# 債券発行実績の推移



## 地方公共団体金融機構の組織



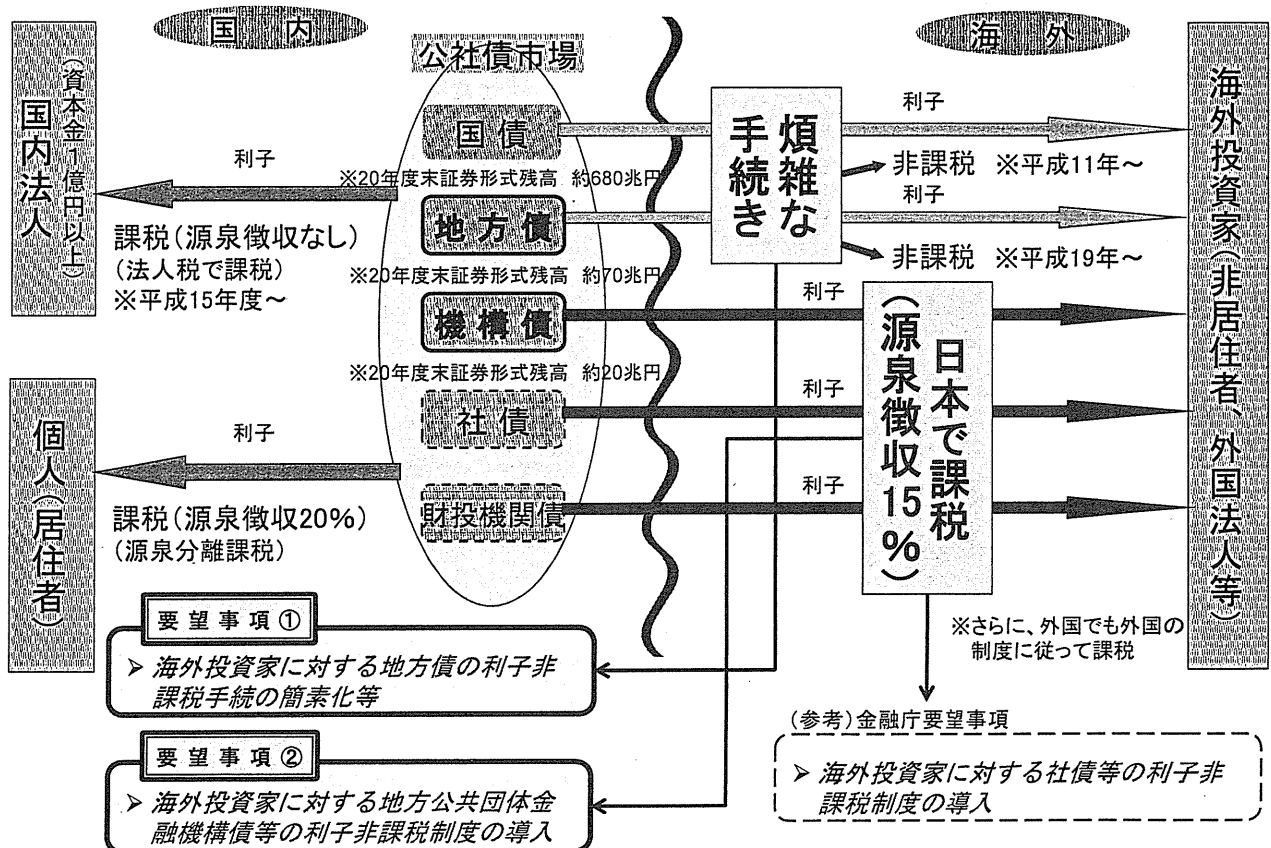
所在地

〒100-0012  
東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館



# 課 題

## 平成22年度税制改正要望について



# 「第4次勧告」

～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～（抄）

平成21年11月9日 地方分権改革推進委員会

## Ⅱ 中長期の課題

### 4 地方債

地方債の発行は、既に第1次地方分権改革の一環として、許可制から協議制へと移行したところであるが、市場からの信用を損なうことのないよう十分配慮しつつ、地方自治体の起債自主権の一層の確立に向けて、地方債の発行に係る国の関与を見直していくべきである。

その際、地方自治体が自らの権限と責任によって、より一層市場を強く意識した起債を拡大していくためには、財政力や資金調達能力の弱い小規模自治体であっても市場から円滑に安定的な資金を調達することを可能にする仕組みが重要であるので、地方共同の資金調達機関である地方公共団体金融機構の仕組みを貸付規模や財務基盤を含め一層充実していくべきである。

地方財政計画歳入歳出の一覧

(単位：億円、%)

区分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
(歳入)				
地方	325,096	361,860	△ 36,764	△ 10.2
地方	19,171	14,618	4,553	31.1
地方	3,832	4,620	△ 788	△ 17.1
地方	168,935	158,202	10,733	6.8
国庫	115,663	103,016	12,647	12.3
地方	134,939	118,329	16,610	14.0
使用料及び手数料	13,126	15,859	△ 2,733	△ 17.2
雑収入	40,506	49,053	△ 8,547	△ 17.4
計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5
一般財源	594,103	590,786	3,317	0.6
実質的な地方交付税	246,004	209,688	36,316	17.3
(歳出)				
給与	216,864	221,271	△ 4,407	△ 2.0
退職手当	194,064	197,652	△ 3,588	△ 1.8
退職手当	22,800	23,619	△ 819	△ 3.5
一般行政	294,331	272,608	21,723	8.0
補助	144,313	122,887	21,426	17.4
単独	138,285	138,285	0	0.0
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,733	11,436	297	2.6
地方再生対策	4,000	4,000	0	0.0
地域雇用創出推進	—	5,000	△ 5,000	皆減
地域活性化・雇用等臨時特例	9,850	—	9,850	皆増
公債償還	134,025	132,955	1,070	0.8
維持補修	9,663	9,678	△ 15	△ 0.2
投資	119,074	140,617	△ 21,543	△ 15.3
直轄	50,391	59,809	△ 9,418	△ 15.7
単独	68,683	80,808	△ 12,125	△ 15.0
公営企業	26,961	26,628	333	1.3
企業債償還費普通会計負担	17,454	17,616	△ 162	△ 0.9
その他	9,507	9,012	495	5.5
不交付団体水準超経費	6,500	12,800	△ 6,300	△ 49.2
計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5
地方一般歳出	663,289	662,186	1,103	0.2

平成22年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局  
平成22年2月  
地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

地方交付税の1.1兆円増額

○ 地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税総額を配分される出口ベースで1.1兆円増額

※ 地方交付税の1兆円以上の増額は平成11年度以来11年ぶり

公債費負担の軽減

○ 平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除線  
上償還を実施することにより、地方公共団体の公債費負担を2,400億  
円程度軽減(推計値)

地方交付税及び一般財源総額を増額確保

○ 地方交付税 16.9兆円(前年度比 +1.1兆円)

- ・ 法定率分等 7.5兆円
- ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん) 8.4兆円
- ・ 別枠加算 1.0兆円

※ 地方交付税の1兆円以上の増額は平成11年度以来11年ぶり

○ 実質的な地方交付税 24.6兆円(前年度比 +3.6兆円)

- ・ 臨時財政対策債 7.7兆円( " +2.6兆円)

※ 実質的な地方交付税24.6兆円は過去最高(今までは⑤23.9兆円が最高)

○ 一般財源 59.4兆円(前年度比 +0.3兆円)

※ 一般財源(水準超経費除き)の総額は対前年度比+1.0兆円

- ・ 地方税 32.5兆円( " △3.7兆円)
- ・ 実質的な地方交付税 24.6兆円( " +3.6兆円)
- ・ その他 2.3兆円( " +0.4兆円)

○ 地方一般歳出 66.3兆円(前年度比 +0.1兆円)

- ※ 地方一般歳出の増は3年連続
- ※ 地域活性化・雇用等臨時特例費の創設(10兆円)
- ※ 人事院勧告に伴う給与関係経費の減(対前年度△0.4兆円)等の歳出の見直しを行っ  
た上で、対前年度増額を実現

### 平成22年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局  
平成22年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成された地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

#### 平成22年度の地方財政の姿

- ① 地方財政計画の規模 82兆1,268億円 (前年度比△4,289億円、△0.5%)  
(参考) 水準超経費を除いた場合 8兆4,768億円 ( " +2,011億円、+0.2%)
- ② 地方一般歳出 66兆3,289億円 ( " +1,103億円、+0.2%)  
(参考) 地方一般歳出 (給与関係経費除き) の総額 44兆6,425億円 ( " +5,510億円、+1.2%)
- ③ 一般財源総額 59兆4,103億円 ( " +3,317億円、+0.6%)  
(参考) 一般財源 (水準超経費除き) の総額 58兆7,603億円 ( " +9,617億円、+1.7%)
- ④ 実質的な地方交付税の総額 24兆6,004億円  
(②)20兆9,688億円、+3兆6,316億円、+17.3%)
- ⑤ 地方交付税の総額 16兆8,935億円  
(②)15兆8,202億円、+1兆 733億円、+6.8%)
- ⑥ 財源不足額 18兆2,168億円 (②)10兆4,664億円)  
(参考) 折半対象財源不足額 10兆7,760億円 (②)5兆5,106億円)  
※ 財源不足額18兆2,168億円は過去最高 (今までは⑤)17兆3,767億円が最高)

#### 地方交付税の1兆円増額

- ・既定の加算とは「別枠」の加算等により地方交付税を1.1兆円増額
- 地域活性化・雇用等臨時特例費 9,850億円
- ※ 地域雇用創出推進費 (②)5,000億円) は廃止

- 「地域活性化・雇用等臨時特例費」として、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上し、地域のニーズに適切に応えられるよう活用
- 既往の「地域雇用創出推進費」を廃止した上で、「地域活性化・雇用等臨時特例費」を創設

### III 財源不足の補てん

平成22年度における財源不足 18兆2,168億円 (②)10兆4,664億円)  
うち折半対象財源不足 10兆7,760億円 (②) 5兆5,106億円)

- 平成22年度においては、地方が自由に使える財源を増やすための地方交付税を1.1兆円増額した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを引き続き適用して、以下のとおり財源不足を補てん

- 【折半対象前財源不足】 7兆4,408億円
- ① 財源対策債の発行 1兆 700億円
  - ② 地方交付税の増額による補てん 3兆 669億円
    - ・ ⑩国税決算精算分の先送り 6,596億円
    - ※ ⑩国税決算精算分については、必要な地方交付税総額を確保する観点から全額を後年度に繰り延べ
  - ・ 一般会計における加算措置 (既往法定分) 7,561億円
  - ・ 交付税特別会計の償還先送り 7,812億円
    - ※ 必要な地方交付税総額を確保する観点から、22年度に予定していた特別会計借入金金の償還を後年度に繰り延べ
  - ・ 特別会計剰余金の活用 3,700億円
  - ・ ⑦別枠加算1兆円のうち②に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算 (H20.12.18総務・財務両大臣覚書第3項) 5,000億円
  - ③ 臨時財政対策債の発行 (既往償の元利償還金分等) 2兆3,189億円
  - ④ 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算 9,850億円
- 【折半対象財源不足】 10兆7,760億円
- ① 地方交付税の増額による補てん (臨時財政対策加算) 5兆3,880億円
  - ② 臨時財政対策債の発行 (臨時財政対策加算相当額) 5兆3,880億円

### IV 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額 24兆6,004億円 (前年度比 +3兆6,316億円、+17.3%)  
地方交付税 16兆8,935億円 ( " +1兆 733億円、+6.8%)  
臨時財政対策債 7兆7,069億円 ( " +2兆5,583億円、+49.7%)

- ① 地方交付税の法定率分等
  - 7兆4,536億円
  - 9兆5,530億円
  - ※ 国税5税分の法定率分
  - ※ 国税決算精算分 (⑩、⑪、⑫)
  - ※ 交付税特別会計借入金支払利子
  - ※ 交付税特別会計借入金償還額
- ② 一般会計における加算措置等
  - 8兆4,549億円
  - 1兆4,408億円
  - 1兆6,261億円
  - 5兆3,880億円
  - ※ ⑩国税決算精算分及び交付税特別会計償還の先送り
  - ※ 折半対象前財源不足における補てん (既往法定分等)
  - ※ 臨時財政対策加算
- ③ 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算 9,850億円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移（兆円）

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
実質的な地方交付税	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6
うち地方交付税	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9
うち臨時財政対策債	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7

V 地方財源の確保

一般財源総額	59兆4,103億円	（前年度比 +3.317億円、+0.6%）
一般財源（水準超経費除き）の総額	59兆7,603億円	（ " +9.617億円、+1.7%）
・地方税	32兆5,096億円	（前年度比 Δ3兆6,764億円）
うち水準超経費相当額	6,500億円	（前年度比 Δ6,300億円）
・地方譲与税	1兆9,171億円	（前年度比 +4,553億円）
・地方交付税	16兆8,935億円	（前年度比 +1兆733億円）
・地方特例交付金	3,832億円	（前年度比 Δ788億円）
・臨時財政対策債	7兆7,069億円	（前年度比 +2兆5,583億円）
地方債総額	5兆7,870億円	（前年度比 Δ8,973億円、Δ13.4%）
（参考）臨時財政対策債含み	13兆4,939億円	（前年度比 +1兆6,610億円、+14.0%）
【通常債】	4兆7,170億円	（前年度比 Δ6,773億円）
【財源対策債】	1兆 700億円	（前年度比 Δ2,200億円）
（参考）【臨時財政対策債】	7兆7,069億円	（前年度比 +2兆5,583億円）

VI 臨時財政対策債の急増への対応

臨時財政対策債の急増に対処するため、前年度と同割合の公的資金を確保するとともに、財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、各地方公共団体における臨時財政対策債発行可能額の算出方法を見直し

○ 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

（参考）【臨時財政対策債】	7兆7,069億円	（前年度比 +2兆5,583億円）
うち公的資金	3兆 611億円	（前年度比 +1兆 165億円）
・財政融資資金	2兆2,351億円	（前年度比 +6,905億円）
・地方公共団体金融機構資金	8,260億円	（前年度比 +3,260億円）

○ 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全ての団体に対して人口を基礎として算出する現行方式に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式を導入

VII 公債費負担対策

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外（ただし、臨時財政対策債償還前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象）

- 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内
  - 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内
2. 旧公営企業金融庫資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校）及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

- 旧公営企業金融庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

VIII 子ども手当の創設等

- ・平成23年度以降の子ども手当の費用負担等のあり方については、地域主権を進める観点等から「地域主権戦略会議」等で議論
- ・平成22年度分は、暫定的に子ども手当と児童手当を併給

○ 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論

○ 平成22年度分の子ども手当に関する暫定措置として、

- ・ 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額13,000円を支給
- ・ 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- ・ 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成22年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方を見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計

## Ⅱ 高校の実質無償化

公立の高等学校については授業料を不徴収とし、私立学校の生徒については授業料の一定額を国費により助成（3,933億円）

- 公立高校については、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を国費により都道府県が助成

## Ⅲ 維持管理に係る負担金制度の廃止等

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止

- 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用について、その対象を明確にした上で、地方から負担金（①1,735億円、②579億円）を徴収（平成23年度には維持管理費負担金は全廃）
- ※ 通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出予定
- 直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業（国土交通省及び農林水産省分）に係る補助金の事務費も全廃

## Ⅳ 自動車関係諸税の取扱い

自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう措置するとともに、自動車取得税に係る減収補てん特例交付金を継続

- 自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、自動車重量譲与税の地方への譲与割合を3分の1から1000分の407に引上げ
- 平成21年度に創設された、自動車取得税に係る減収を補てんするための特例交付金（総額500億円）は平成22年度も継続

## 主な地方財政指標

### 一般財源総額

59.4兆円（平①）=59.1兆円、+0.6%

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の計である

### 一般財源比率

63.0%程度（平①）=65.3%

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の計である

### 地方債依存度

16.4%程度（平①）=14.3%

〔臨時財政対策債を含む〕

### 地方の借入金残高（平①末見込み）

200兆円程度（平①末見込み）=198兆円

### 交付税特別会計借入金残高（平①末見込み）

33.6兆円程度（平①末見込み）=33.6兆円

### 公債負担対策について

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減(推計値)。

#### 1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還(H22～H24)

対象地方債：普通会計債及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院)の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外(ただし、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象)

- 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内
- 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

#### 2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還(H22～H24)

対象地方債：普通会計債(公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校)及び公営企業債(上水道、工業用水道、下水道、地下鉄)の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

- 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

#### 3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ借換債を発行できる。

### 子ども手当の創設等

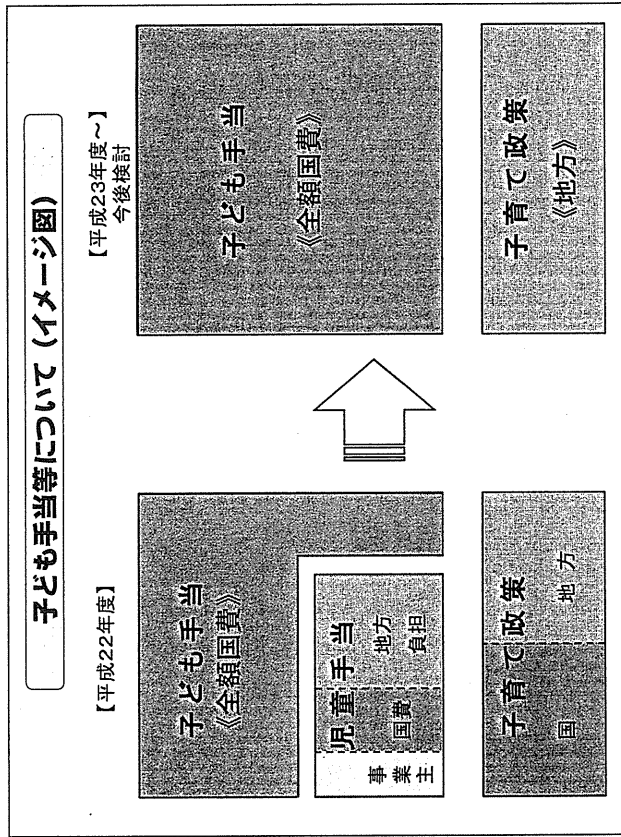
#### 費用負担のあり方等の検討

- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度においては、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論。

#### 平成22年度分の子ども手当に関する暫定措置

- 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額13,000円を支給
- 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

### 子ども手当等について(イメージ図)



※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収等については、平成22年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。



## 高校の実質無償化について

### 制度概要

- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金(年 118,800 円を基本)として授業料について一定額を国費により都道府県が助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担を軽減。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成。

・年収250万円未満程度 237,600 円(2倍)

・年収250万円～350万円未満程度 178,200 円(1.5倍)

